

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2025年7月17日

【会社名】 株式会社イメージワン

【英訳名】 ImageONE Co., Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 川 倉 歩

【本店の所在の場所】 東京都品川区大崎一丁目6番3号

【電話番号】 03-5719-2180

【事務連絡者氏名】 取締役管理部長 横 山 恵 一

【最寄りの連絡場所】 東京都品川区大崎一丁目6番3号

【電話番号】 03-5719-2180

【事務連絡者氏名】 取締役管理部長 横 山 恵 一

【届出の対象とした募集有価証券の種類】 株式及び新株予約権証券

【届出の対象とした募集金額】

その他の者に対する割当	
株式	499,990,400円
第14回新株予約権証券	32,459,210円
新株予約権証券の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額	2,532,423,210円

(注) 新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株予約権証券の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は減少します。

【安定操作に関する事項】 該当事項はありません。

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【証券情報】

第1 【募集要項】

1 【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	2,232,100株	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。 なお、当社の単元株式数は100株であります。

(注) 1. 発行については、2025年7月17日(木)の取締役会において決議したものであります。

2. 振替機関の名称及び住所

名称：株式会社証券保管振替機構

住所：東京都中央区日本橋兜町7番1号

2 【株式募集の方法及び条件】

(1) 【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
募集株式のうち株主割当			
募集株式のうちその他の者に対する割当	2,232,100株	499,990,400	249,995,200
募集株式のうち一般募集			
発起人の引受株式			
計(総発行株式)	2,232,100株	499,990,400	249,995,200

(注) 1. 第三者割当の方法によります。

2. 発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であり、資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金の額の総額であります。また、増加する資本準備金の額の総額は、249,995,200円であります。

(2) 【募集の条件】

発行価格(円)	資本組入額(円)	申込株数単位	申込期間	申込証拠金(円)	払込期日
224	112	100株	2025年8月4日	-	2025年8月4日

(注) 1. 第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。

2. 発行価格は、会社法上の払込金額であります。資本組入額は、会社法上の増加する資本金の額であります。

3. 申込及び払込の方法は、本有価証券届出書の効力発生後、申込期日に、新規発行株式(以下「本新株式」といいます。)の割当予定先との間で、第三者割当の総数引受契約(以下、「本割当契約」といいます。)を締結し、払込期日に後記払込取扱場所へ発行価額の総額を払い込むものとし、

4. 申込期日に割当予定先との間で本割当契約が締結されない場合、当該株式に係る割当を受ける権利は消滅いたします。

(3) 【申込取扱場所】

店名	所在地
株式会社イメージワン 管理部	東京都品川区大崎一丁目6番3号

(4) 【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社三井住友銀行 新宿通支店	東京都新宿区新宿三丁目14番5号

3 【株式の引受け】

該当事項はありません。

4 【新規発行新株予約権証券(第14回新株予約権証券)】

(1) 【募集の条件】

発行数	100,805個(新株予約権1個につき100株)
発行価額の総額	32,459,210円
発行価格	新株予約権1個につき322円(新株予約権の目的である株式1株当たり3.22円)
申込手数料	該当事項はありません。
申込単位	1個
申込期間	2025年8月4日(月)
申込証拠金	該当事項はありません。
申込取扱場所	株式会社イメージワン 管理部 東京都品川区大崎一丁目6番3号
割当日	2025年8月4日(月)
払込期日	2025年8月4日(月)
払込取扱場所	株式会社三井住友銀行 新宿通支店

(注) 1. 本有価証券届出書による株式会社イメージワン(以下「当社」といいます。)第14回新株予約権(以下「本新株予約権」といいます。)に係る募集は、2025年7月17日(木)開催の当社取締役会決議によるものであります。

2. 申込及び払込の方法は、本有価証券届出書の効力発生後、申込期日に本新株予約権の割当予定先との間で本割当契約を締結し、払込期日までに上記払込取扱場所へ払込価額の総額を払い込むものとします。

3. 本新株予約権の募集は第三者割当の方法によります。

4. 申込期日に本新株予約権の割当予定先との間で本割当契約を締結しない場合は、本新株予約権に係る割当は行われなないこととなります。

5. 当該新株予約権の行使により交付される当社普通株式に関し、振替機関の名称及び住所は次のとおりです。

名称：株式会社証券保管振替機構

住所：東京都中央区日本橋兜町7番1号

(2) 【新株予約権の内容等】

新株予約権の目的となる株式の種類	株式会社イメージワン 普通株式 完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式である。なお、当社普通株式の単元株式数は、100株である。
新株予約権の目的となる株式の数	<p>1. 本新株予約権の目的である株式の種類及び総数は、当社普通株式10,080,500株とする(本新株予約権1個あたりの目的である株式の数(以下「割当株式数」といいます。)は100株とする。)。但し、本項第2号及び第3号により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。</p> <p>2. 当社が別記「新株予約権の行使時の払込金額」第3号の規定に従って行使価額の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整されるものとする。但し、かかる調整は当該時点において未行使の本新株予約権にかかる割当株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。</p> $\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$ <p>3. 調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由に係る別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3号(2)及び(5)による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。</p> <p>4. 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。</p>
新株予約権の行使時の払込金額	<p>1. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。</p> <p>2. 本新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式1株当たりの金銭の額(以下、「行使価額」といいます。)は、金248円とする。</p> <p>3. 行使価額の調整</p> <p>(1) 当社は、本新株予約権の発行後、下記(2)に掲げる各事由により当社の発行済普通株式の総数に変更が生じる場合又は変更が生じる可能性がある場合には、次に定める算式(以下、「行使価額調整式」といいます。)をもって行使価額を調整する。</p> $\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{割当株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{1 \text{株当たりの時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{割当株式数}}$ <p>(2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。</p> <p>本号(4)に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の有する当社普通株式を処分する場合(無償割当てによる場合を含む。)(但し、当社の役員及び従業員並びに当社子会社の役員及び従業員を対象とする譲渡制限付株式報酬として株式を発行又は処分する場合、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。)</p> <p>調整後行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。)以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。</p>

株式分割により当社普通株式を発行する場合
調整後行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

本号(4) に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は本号(4) に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)を発行又は付与する場合(但し、当社の役員及び従業員並びに当社子会社の役員及び従業員を対象とするストック・オプションを発行する場合を除く。)

調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日(新株予約権の場合は割当日)以降又は無償割当ての場合は効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得と引換えに本号(4) に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合、調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

本号(2) から までの場合において、基準日が設定され、かつ、効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号(2) 乃至 にかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに本新株予約権の行使請求をした本新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を追加的に交付する。この場合、1株未満の端数を生じるときはこれを切り捨てるものとする。

$$\text{株式数} = \frac{\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}}{\text{調整後行使価額}} \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}$$

- (3) 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

- (4) その他

行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適用される日(但し、本号(2) の場合は基準日)に先立つ45取引日目に始まる30連続取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値(終値のない日数を除く。)とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

行使価額調整式で使用する既発行普通株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。また、上記(2) の場合には、行使価額調整式で使用する新発行・処分株式数は、基準日において当社が有する当社普通株式に割り当てられる当社の普通株式数を含まないものとする。

- (5) 上記(2)の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、本新株予約権者と協議のうえ、その承認を得て、必要な行使価額の調整を行う。

株式の併合、会社分割、株式移転、株式交換又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。

	<p>その他当社の普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。</p> <p>行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用するべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。</p> <p>(6) 行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨、その事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。</p>
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	<p>2,532,423,210円</p> <p>(注) 但し、行使価額が調整された場合には、新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は増加又は減少する。また、新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株予約権証券の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は減少する。</p>
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	<p>1. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格 本新株予約権の行使により発行する当社普通株式1株の発行価格は、行使請求に係る各本新株予約権の行使に際して出資される財産の総額に、行使請求に係る各本新株予約権の払込金額の総額を加えた額を、別記「新株予約権の目的となる株式の数」記載の株式の数で除した額とする。</p> <p>2. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金 本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし(計算の結果1円未満の端数が生じる場合はその端数を切り上げた額とする。)、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。</p>
新株予約権の行使期間	2025年8月5日から2028年8月4日までとする。
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	<p>1. 新株予約権の行使請求の受付場所 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部</p> <p>2. 新株予約権の行使請求の取次場所 該当事項はありません。</p> <p>3. 新株予約権の行使請求の払込取扱場所 株式会社三井住友銀行 新宿通支店 東京都新宿区新宿三丁目14番5号</p>
新株予約権の行使の条件	<p>1. 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。</p> <p>2. 各本新株予約権の一部行使はできない。</p>
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	<p>本新株予約権の割当日以降、いつでも当社は、当社取締役会が別途定める日(以下、本項において「取得日」といいます。)の2週間前までに本新株予約権者に対する通知又は公告を行うことにより、当該取得日において本新株予約権1個につき発行価額と同額で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。なお、本新株予約権の一部の取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法として当社取締役会が決定する方法により行うものとする。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	<p>会社法第236条第1項第6号に基づく譲渡制限については該当事項はありません。但し、本割当契約において、本新株予約権の譲渡について、当社取締役会の承認を要する旨の譲渡制限を合意する予定です。</p>

代用払込みに関する事項	該当事項はありません。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	<p>当社が吸収合併消滅会社となる吸収合併、新設合併消滅会社となる新設合併、吸収分割会社となる吸収分割、新設分割会社となる新設分割、株式交換完全子会社となる株式交換、又は株式移転完全子会社となる株式移転(以下「組織再編行為」と総称する。)を行う場合は、当該組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権に代わり、それぞれ吸収合併存続会社、新設合併設立会社、吸収分割承継会社、新設分割設立会社、株式交換完全親会社又は株式移転設立完全親会社(以下「再編当事会社」と総称する。)は以下の条件に基づき本新株予約権にかかる新株予約権者に新たに新株予約権を交付するものとする。</p> <p>(1) 新たに交付される新株予約権の数 新株予約権者が有する本新株予約権の数をもとに、組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1個未満の端数は切り捨てる。</p> <p>(2) 新たに交付される新株予約権の目的たる株式の種類 再編当事会社の同種の株式</p> <p>(3) 新たに交付される新株予約権の目的たる株式の数の算定方法 組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1株未満の端数は切り上げる。</p> <p>(4) 新たに交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1円未満の端数は切り上げる。</p> <p>(5) 新たに交付される新株予約権にかかる行使期間、当該新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金、再編当事会社による当該新株予約権の取得事由、組織再編行為の場合の新株予約権の交付、新株予約権証券及び行使の条件 発行要項に準じて、組織再編行為に際して決定する。</p>

(注) 1. 本新株予約権の行使の方法

- (1) 本新株予約権を行使請求しようとする本新株予約権者は、所定の行使請求書に、自己の氏名又は名称及び住所、自己のために開設された当社普通株式の振替を行うための口座(社債、株式等の振替に関する法律(「振替法」といいます。)第131条第3項に定める特別口座を除きます。)のコードその他必要事項を記載してこれに記名押印した上、別記「新株予約権の行使期間」欄記載の行使期間中に別記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」記載の行使請求の受付場所に提出し、かつ、かかる行使請求の対象となった本新株予約権の数に行使価額を乗じた金額(以下「出資金総額」といいます。)を現金にて別記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第3号に定める払込取扱場所の当社が指定する口座(以下「指定口座」といいます。)に振り込むものとします。なお、本項に従い行使請求の受付場所に対し行使請求に要する書類を提出した者は、その後これを撤回することはできません。
- (2) 本新株予約権の行使請求の効力は、行使請求に必要な書類が、不備なく別記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」記載の「新株予約権の行使請求の受付場所」に提出され、かつ当該本新株予約権の行使にかかる出資金総額が指定口座に入金された場合において、当該行使請求書にかかる新株予約権行使請求取次日に発生します。

2. 株式の交付方法

当社は、行使請求の効力発生後速やかに、社債、株式等の振替に関する法律(平成13年法律第75号)及びその他の関係法令に基づき、本新株予約権者が指定する振替機関又は口座管理機関における振替口座簿の保有欄に振替株式の増加の記録を行うことにより株式を交付します。

3. 新株予約権証券の発行

当社は、本新株予約権にかかる証券を発行しません。

(3) 【新株予約権証券の引受け】

該当事項はありません。

5 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額	発行諸費用の概算額	差引手取概算額
3,032,413,610円	18,756,567円	3,013,657,043円

(注) 1. 払込金額の総額は、本新株式の発行による調達額である499,990,400円、本新株予約権の発行価額の総額32,459,210円、本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の総額2,499,964,000円を加えた額です。

2. 発行諸費用の内訳は、以下のとおりです。

なお、発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

- ・登記費用：10,500千円
- ・割当予定先予定先等調査費用：2,256千円
- ・新株予約権価格算定費用：1,125千円
- ・有価証券届出書作成等支援業務費用：4,875千円

3. 本新株予約権の行使価額が調整された場合には、新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は増加又は減少します。また、新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株予約権証券の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は減少します。その際には投資対象事業の業のリスケジューリング及び手元資金又は別途第三者割当等による調達による充当を想定しております。

(2) 【手取金の使途】

(1) 資金調達の主な目的

当社は、1984年の創立以来、社名に表す「イメージ(画像)」に強いこだわりを持ちながら、各々の時代において最先端の製品やサービスを社会に提供してまいりましたが、抜本的な経営改革を目指すミッションとして、「人の健康と地球環境」の分野において、IT医療と再生可能エネルギー及び環境事業を通じ、お客様の迅速かつ確かな「意思決定」「意志伝達」を支援することで、健康的な長寿社会とクリーンなエネルギー社会の創造に貢献してまいります。そして我々は、お客様及び国内外のパートナーにとって当社が目的を達成するための「存在価値」は何かを常に問い続けてまいります。当社は、常にパートナーとともに顧客本位の観点から何が最適かを考え、お客様からの多種多様な要望に対してクオリティの高いサービスを提供し、顧客満足度を最大化すること、そして強固な信頼関係を構築してまいります。当社は、公正正大な事業運営を基本理念とし、胸を張って正しいと思える仕事を全うします。IT医療の発展及び持続可能な社会の実現のため、DX(デジタルトランスフォーメーション)等によるIT医療の推進及び地球環境事業の推進を通じて、超高齢化社会における医療業務の効率化とクリーンなエネルギー社会の創造に貢献してまいります。そして我々は、真心を込めて相手に接し、迅速かつ確かなコミュニケーションを通じて、組織全体でリスクを未然に防ぎ、すべての出来事を「必要」「必然」「最高」と捉え、一喜一憂せずに前向きな行動を起こしてまいります。

当社は、株主様をはじめ全てのステークホルダーの皆様のご期待に応えられる企業を目指し、信頼と企業価値の向上に努めてまいります。

当社を取り巻く事業環境といたしましては、主要事業であるヘルスケアソリューション事業において、政府・総務省が推進する医療ICT政策にて「ネットワーク化による情報の共有・活用」「医療等データの利活用」が挙げられております。また、医療情報システムの安全管理に関するガイドラインを踏まえた非常時に備えたサイバーセキュリティ対策の整備医療機関の対象範囲が広がり、医療情報システムのオフライン体制の確保、「医療情報システムの安全管理に関するガイドラインに基づく業務継続計画(BCP)」に対応可能な電子カルテ及び医療情報管理システムの重要性も高まっております。

地球環境ソリューション事業においては、COP26が終了した2021年11月時点で、154カ国・1地域が、2050年等の年限を区切ったカーボンニュートラルの実現を表明しており、日本国内でも2050年までに温暖化ガスの排出量を全体として実質ゼロにする政府目標が示されております。また、2023年11月に開催されたCOP28において、パリ協定の目標達成に向け、「化石燃料からの脱却」という文言及び「原子力3倍宣言」がCOP史上初めて成果文書に記載されており、2050年のカーボンニュートラルの実現に向けて、脱炭素エネルギー源の一つとして原子力エネルギーが重要な役割を担うという認識も高まっております。こうした環境下において、当社が手掛けるエネルギー分野への重要性は増しており、当社では、地域及び地球に優しい持続可能な環境配慮型事業創出に注力しております。原子力産業関連分野においては、日本政府は国際原子力機関(以下、「IAEA」といいます。)からの提言を受けて福島第一原子力発電所で貯蔵されているALPS処理水をこれまで11回にわたって海洋放出しておりますが、廃炉作業は事故から30～40年の長期にわたる見通しとされております。そのため、当社も創イノベーション株式会社(以下、「創イノ」といいます。)及び慶應義塾大学理工学部大村研究室(以下、「慶應大村研」といいます。)と共同で研究しておりますトリチウム分離除去技術を、関係団体と共に実用化に向けて引き続き進めてまいります。ESG分野においては、2024年1月16日付「(開示事項の経過)第三者委員会の調査報告書公表に関するお知らせ」にて開示いたしましたとおり、第三者委員会から受領した調査報告書において、再生EVバッテリーを事業用ポータルバッテリーとしてリユースレンタルする環境配慮型の事業に関する取引の実在性に関する指摘を踏まえ、今後本蓄電池取引を行わない方針のもと各社との契約の見直しを行っており、一部の顧客との間で締結した契約について解除を進めております。

2025年9月期半期における当社の業績は、売上高590,687千円、営業損失160,132千円、経常損失162,141千円、中間純損失249,017千円となりました。

セグメント別の概況は以下のとおりです。

(ヘルスケアソリューション事業)

ヘルスケアソリューション事業の2025年9月期半期の業績は、売上高479,464千円(前年同期比78.6%増)、セグメント利益5,416千円(前年同期は56,624千円の損失)となりました。

当セグメントの業況といたしましては、メディカルシステム分野を中心とした展開を行っておりますが、電子カルテシステムに付随する部門システムの大型案件の納品が完了したことや保守案件の増加、人員配置の見直しや外注費の削減に努めたことにより前中間会計期間と比べ、売上高は増収し、利益については損失から黒字転換となりました。

メディカルシステム分野においては、PACS(医療用画像管理システム)、電子カルテ、RIS(放射線科情報システム)、統合viewer・医用文書スキャンシステム等を継続販売しております。医療機関のDX化が注目を集める中、統合viewerは一画面で患者様の情報が俯瞰できるため情報を探す手間が省け、業務の効率が上がり、医療従事者の働き方改革にも役立つシステムになります。院内に紙媒体で散見する医用文書をファイリングできる医用文書スキャンシステムは、患者様の同意書や各種検査の検査結果用紙等の医用文書にタイムスタンプを付与し原本としてデジタル保存することで膨大な紙文書の保管から解放(ペーパーレス化)を実現いたします。また、セキュリティ対策としてアクセスログ管理システムを提供しています。当中間会計期間では、電子カルテシステムに付随する部門システムの大型案件の納品が完了したことなどにより、前中間会計期間と比べ売上高は増収し、利益については損失から黒字転換となりました。

一方、医療経営管理システム「ONE Viewer」と支払代行サービス「ONE Payment」の販売を新規事業として開始いたしました。「ONE Viewer」は、経営データを一元化し、レセプト請求ファイルや財務情報の収集・分析を行い、結果の可視化を可能とする医療機関経営者の迅速かつ的確な意思決定を支援するシステムで、これまでのシステムでは珍しい医療経営のための「セキュアクラウドシステム」です。このシステムにより医療機関への導入が見込まれ、当社の安定収益の確保に寄与するものと考えております。また、「ONE Payment」は、医療機関を顧客とする卸売企業に対しては売掛債権の早期回収と未回収リスクのゼロ化が図れ、医療機関に対しては資金の確保を提供する支払代行サービスとなり、医療機関がこのサービスを利用することにより医療機関を顧客とする卸売企業と医療機関の双方にとって経営の安定化が期待されるとともに当社の収益力向上にも寄与する事業であります。これらの新規事業を早期に収益基盤とするべく営業活動に取り組んでおります。

メディカルサプライ分野では、新型コロナウイルス感染症の症状軽減傾向にあり、抗原検査キットの需要は前期に比べ減少しているため、売上高と利益共に前年同期を大幅に下回りました。革新的な医療経営管理システム「ONE Viewer」は、少子高齢化の進行や社会的なニーズの変化に伴い、医療経営が直面する多岐にわたる課題に対応するために販売を開始いたしました。「ONE Viewer」は、様々なデータを一元管理し、容易な財務分析や正確なレセプト請求ファイルの分析を行うことで、効率的な医療経営管理を支援します。また、レセプト請求ファイルや財務情報の集計・分析を可視化し、医療機関経営者の迅速かつ的確な意思決定を支援する、医療経営のための「セキュアクラウドシステム」です。「ONE Payment」は、仕入先と医療機関双方にメリットがある支払代行サービスです。仕入先は売掛債権の早期回収と未回収リスクのゼロ化が図れ、医療機関は資金の確保によりキャッシュ・フローが改善された経営を実現します。また、「ONE Viewer」とのシームレスな統合により、経営管理と財務管理が一元管理され、効率的な医療機関経営が可能になります。

このような事業環境の中において、「ONE Viewer」に纏わるシステムの開発や、政府のクラウド推進政策に対応したPACSのクラウド化など、システムに係る開発・改良への投資は不可欠です。そのため、本第三者割当て調達する資金の一部については、「(2) 手取金の具体的な使途 ヘルスケアソリューション関連システム開発資金」に記載のとおり、当該システムの開発費として充当する予定です。

(地球環境ソリューション事業)

地球環境ソリューション事業の2025年9月期半期の業績は、売上高111,223千円(前年同期比88.6%減)、セグメント利益213千円(前年同期は1,949千円の損失)となりました。

当セグメントの業況といたしましては、GEOソリューション分野、エネルギー分野、原子力産業関連分野を中心とした展開を行っておりますが、前中間会計期間と比べ、太陽光発電所の大型売却案件を獲得出来なかったことにより売上高が大幅な減収となり、利益については販売手数料や外注費の削減に努めた結果、損失から黒字転換となりました。

GEOソリューション分野においては、当社が販売するPix4D社製の三次元画像処理ソフトウェア「PIX4Dmapper」「PIX4Dmatic」、クラウド方式の三次元画像処理サービス「PIX4Dcloud」、スマートフォンやタブレット端末を用いた計測ツールアプリ「PIX4Dcatch」、並びにGNSS受信機「viDoc RTK rover」「EMLID Reach RX」の受注が引き続き堅調に推移し、一定の利益も確保できております。また、従来の取引先である測量・建築業界のみならず、土地家屋調査士、文化財発掘調査等の新たな市場の開拓が進んでおります。また、車載や手持ちで簡単に三次元計測が可能な「マップフォー社」製品の新規取り扱いを開始しており、今後インフラ管理分野への導入を進めてまいります。

エネルギー分野においては、再生可能エネルギー市場の動向に注視しつつ、太陽光発電所等のセカンダリーマーケットにおいて売買活動を継続してまいりましたが、当中間会計期間においては、太陽光発電所の大型売却案件を獲得するには至らず、売上高と利益共に前中間会計期間を下回る結果となりました。

原子力産業関連分野のトリチウム分離除去においては、創イノ及び慶應大村研との共同研究で得られた内容を電力会社との間で質疑応答を重ねながら、実証に向けて進めております。IAEAにテストサンプルとして納入いたしました、高い耐放射線性能と小型・軽量・省エネの特長を持つマツハコーポレーション株式会社(以下、「マツハコーポレーション」)製の耐放射線CMOSセンサーカメラ2台は、既に、IAEAにおいて試験が行われており、引き続きIAEAと協議を重ね、IAEAの意向に沿った製品への改良を進めてまいります。また、一般社団法人新生福島先端技術振興機構(以下、「新生福島先端技術振興機構」)との間で締結した独占販売代理店契約に基づき、同一事象同時検出法を利用して、GAGG(1)シンチレータを使用した2個の検出器による測定を行うことでトリチウムの信号とノイズを分離し、短時間で微量のトリチウム等が測定可能な連続計測器は視察いただいたIAEA各国代表からの高い評価を受け、IAEA及び国内電力会社とも実装のための環境整備等について、協議を継続してまいります。

このような事業環境の中において、トリチウム分離や連続計測といった原子力分野の先端技術に関する開発・評価活動を継続していくためには、海水への耐性強化や高度な配管設備設計などを含む仕様拡張を前提とした、トリチウム連続計測器の実用化に向けた技術開発投資が不可欠です。そのため、本第三者割当て調達する資金の一部については、「(2) 手取金の具体的な使途 原子力産業関連分野開発資金」に記載のとおり、本分野に係る製品開発費として充当する予定です。

- 1 GAGGは近年新しく開発されたシンチレータ結晶で、シンチレータ結晶の中では最も発光量が高いとされています。

また、当社は、2019年9月期以降、継続して営業損失を計上しております。ヘルスケアソリューション事業においては、当社が以前より手掛けている医療IT商材について、新規需要が減少傾向にある中で、新型コロナウイルス感染症拡大の影響による販売減少も重なり、業績に影響を及ぼしております。地球環境ソリューション事業では、ドローン関連製品等の拡販については堅調であるものの、太陽光発電所の売買等の再生可能エネルギー関連の案件は個別性が高く、案件の発生タイミングを見通しづらいことから、事業全体として安定的な収益確保には至っておりません。また、一部の新規事業では想定通りの成果が得られず、不採算事業の見直し等にも取り組んでおりますが、一定の費用負担を伴っております。こうした要因が重なった結果、営業損失の計上が継続する状況となっております。

2024年9月期には、営業損失844,815千円、当期純損失889,625千円を計上し、2025年9月期半期においても、営業損失160,132千円、中間純損失249,017千円を計上する結果となりました。

このような状況により継続企業の前提に重要な疑義を生じさせる事象や状況が存在していると認識しております。

当社は、こうした状況を解消または改善するため、2025年6月13日付「G F A株式会社との業務提携契約に関する基本合意書締結のお知らせ」にて開示しました、基本合意の目的は当社とG F A株式会社（以下、「G F A」といいます。）が提供する医療関連事業の分野等において、両社の知見及びネットワークその他の経営資源を相互に有効活用し、当該分野における両社の競争力の向上を図るとともに、両社の事業の更なる拡大を行うことを目的として本基本合意を締結いたしました。

このような背景のもと、当社はG F Aから出資を受けることとなり、資本面でも関係を強化することとなりました。これにより、業務提携による協力関係はさらに深化し、今後は中長期的な視点での共同プロジェクトの推進や、新たな価値創出に向けた取り組みを一層加速させてまいります。G F A社からは、株式の保有目的が純投資のため、将来的には株式を売却する意向がある旨の共有を受けておりますが、当面は本基本合意に基づく実務的な協業を継続・深化させることを両社で確認しております。

今回の出資は、両社の関係性を「業務上の協力」にとどまらず、「戦略的なパートナーシップ」へと発展させるものであり、今後の企業成長に資する重要なステップと位置付けております。

なお、当社は上記業務提携に加え、当該状況を解消又は改善するべく、以下の対応策を実行することにより、安定的な収益力の向上及び健全な財務基盤の構築に取り組んでおります。

1. 安定的な収益力の向上

新規事業の安定的な収益基盤の構築

ヘルスケアソリューション事業において、競合他社との価格競争による売上の減少を課題としております。これまでの主軸である電子カルテ、周辺システム等を医療機関の幅広い部門に導入し、導入後も保守サービス等による安定的な収益を確保していくビジネスモデルは、競争激化により既に変革期にあることを踏まえ、これからの事業拡大に向けた取り組みとして、医療機関のニーズが高いシステム領域に絞り、採算重視の効率的な営業活動により販路拡大していくことを目指してまいります。そのひとつとして、医療経営管理システム「ONE Viewer」と支払代行サービス「ONE Payment」の販売を新規事業として開始いたしました。「ONE Viewer」は、経営データを一元化し、レセプト請求ファイルや財務情報の収集・分析を行い、結果を可視化により、医療機関経営者の迅速かつ的確な意思決定を支援するシステムであり、独自の技術や設計により、競合製品との差別化を図っている医療経営のための「セキュアクラウドシステム」です。このシステムにより医療機関への導入が見込まれ、当社の安定収益の確保に寄与するものと考えております。また、「ONE Payment」は、医療機関を顧客とする卸売企業に対しては売掛債権の早期回収と未回収リスクのゼロ化が図れ、医療機関に対しては資金の確保を提供する支払代行サービスとなり、医療機関がこのサービスを利用することにより医療機関を顧客とする卸売企業と医療機関の双方にとって経営の安定化が期待されるとともに当社の収益力向上にも寄与する事業であります。これらの新規事業を早期に収益基盤とするべく営業活動に取り組んでおります。

また、地球環境ソリューション事業では、当社と販売代理店契約を締結しているマツハコーポレーション株式会社製の耐放射線カメラをIAEAに対して販売しておりますが、IAEAから耐久テストの合格が得られれば、販売台数を大幅に増大させることが期待されるため売上拡大に向けて取り組んでおります。一方で当社と独占販売代理店契約を締結している一般社団法人新生福島先端技術振興機構のトリチウム連続計測器の実証化に向けて、放射線管理や環境保護のニーズに応え持続可能な社会の実現に取り組んでおります。

既存事業の収益力の向上

当社の地球環境ソリューション事業のGEOソリューション分野において、既存取引先と親和性の高い新たな商材として、株式会社マップフォーが開発した、低コストで高精度な地図作成を行うことが可能な3次元データ計測システム「SEAMS」の販売を開始し、売上拡大を図り営業利益の拡大に取り組んでおります。

そして、当社はGFAと業務提携に関する基本合意書を締結しましたが、GFAは、当社の既存事業である医療分野と親和性のある事業領域に加え、不動産、金融、エンターテインメント、暗号資産取引、Web3関連サービスなど、多岐にわたる分野で事業を展開しております。本提携により、当社は新たな業種・企業とのネットワークを構築し、これまで接点のなかった市場への販路拡大や、既存事業における新規取引先の開拓が期待されます。こうした取り組みを通じて、既存事業の活性化や収益力の強化、サービスの継続利用促進を図ってまいります。

不採算事業の選別、事業性の判断

当社の既存事業のうち、将来の事業進捗等を鑑みて、手元資金も考慮した検証と見直しを行っており、現在の経営資源の選択と集中を図るため、収益を生み出すまでの事業に至っていないと判断されるものについては、撤退や事業売却も視野に入れて検討を進めて参ります。具体的な一例として、ALUCURE空気清浄機の販売及びレンタル等について、正式に撤退はしていないものの、収益性や市場性等を総合的に判断し、会計上すでに棚卸資産評価減をしており、取り扱いの縮小や終了も含めて今後の方針を検討しております。

2. 健全な財務基盤の構築

積極的な資金調達

当社において保有している在庫商品(GEO関連商材、太陽光発電設備)の販売により一定の資金(約30百万円)確保を見込んでおりますが、更なる事業の発展を図るうえで、本第三者割当による資金調達を実施することといたしました。また、今後の資金需要に応じては、銀行借入による資金調達が、与信枠の確保や借入コストの負担及び当社の財政状態から困難であることから、金融機関借入以外の社債等の手段も含めたデッドファイナンスも視野に入れて、引き続き幅広い資金調達の検討、協議を進めて参ります。

販売費及び一般管理費の見直しによる経費削減

当社では顧問契約、業務委託契約及びその他の各種契約や経費の見直しを行い、翌事業年度における販売費及び一般管理費について一定規模の経費削減(約50百万円)を予定しております。これらの実現により固定費の削減が進み、利益率の改善による営業利益の確保しやすい体制にまいります。

管理体制の確固たる強化

当社は、2024年10月に株式会社東京証券取引所に改善状況報告書提出しており、管理体制の強化を推進しております。今後も確固たる管理体制構築に向けて全社一丸となって推進していき無駄なコストを最大限に削減された態勢を目指すべく取組を実施しております。具体的には、業務フローのDX化など基本として、業務の効率化をメインに行うことやペーパーレスを推進し出費などを抑制する態勢を目指しております。

このように安定的な収益力の向上ならびに健全な財務基盤の構築といった施策を加速化させるべく当社は取り組みを進めてまいります。

当社の現在の財務状況は、2025年3月末時点の現預金残高は291,593千円、有利子負債残高11,200千円であり、自己資本比率は約39.23%程度の状況であり、2025年9月期半期においては、依然として営業損失160,132千円を計上しております。これまでの継続的な赤字決算により資金繰りが逼迫しており、早期に資金調達が必要であると認識しております。資金調達の方法として、資金使途の性質や、当社の財務体質の安定性を確保する必要性から、間接金融ではなく、直接金融による資金調達の早期実現が必須不可欠であると判断いたしました。さらには、本第三者割当を行うことによって、運転資金及び事業資金の確保だけではなく、財務状況の安定化と当社純資産の更なる増強により財務体質の改善が実現できるものと考えております。

当社といたしましては既存株主の皆様の株式価値を毀損することなく、企業価値を向上することに配慮しておりますが、運転資金及び事業資金の確保だけではなく、財務状況の安定化と当社純資産の更なる増強により財務体質の改善といった目的を達成するために、議決権比率ベースで114.82%と希薄化が生じながらも本第三者割当による資金調達を行うことが、当社グループの株式価値向上に資する最良の選択であり株主価値の向上につながるものと判断しております。

当社は、2024年1月16日に不適切な会計処理に関する第三者委員会の調査報告書を開示し、同年1月31日には、過年度の決算内容の訂正を公表いたしました。

また、鹿児島県霧島市に所在する建物付き土地案件の固定資産評価に係る2020年9月期における当社の会計処理に関して、外部機関より会計処理の一部に疑義があるとの指摘を受けました。これを受け、当社は自主点検チームによる調査を実施し、2025年1月9日に自主点検報告書を受領した結果、不適切な会計処理が判明したため、過年度の決算内容の訂正を公表いたしました。

こうした一連の事案を真摯に受け止め、当社では内部管理体制の見直しを進めるとともに、経営体制の健全性を維持するため、早急かつ安定的な資金基盤の確保の対応が急務となりました。

なお、当社は、証券取引等監視委員会より、金融商品取引法に基づく開示検査を受けておりましたが、2025年3月28日付「証券取引等監視委員会による課徴金納付命令の勧告及び特別損失の計上見込みに関するお知らせ」にて開示しましたとおり、同日付で、下記の有価証券報告書等に関し、証券取引等監視委員会から内閣総理大臣及び金融庁長官に対して、金融庁設置法第20条第1項の規定に基づき、当社に対する6,507万円の課徴金納付命令を発出するよう勧告を行った旨の公表がなされました。そして、2025年4月16日付「課徴金に係る審判手続開始決定に対する答弁書の提出について」にて開示しましたとおり、金融庁長官から2025年4月11日付の審判手続開始決定通知書を2025年4月14日に受領し、当該課徴金に係る事実及び納付すべき課徴金の額を認める旨の答弁書を金融庁審判官に提出しました。さらに、2025年5月21日付の納付期限2025年7月22日とする課徴金納付命令決定書の謄本および納付告知書を受領したことを、2025年5月22日付「金融庁による課徴金納付命令の決定についてのお知らせ」にて開示しております。今後、当社は、金融庁から発出された課徴金納付命令及び納付告知に従い、当該課徴金を国庫に納付いたします。また、当社は、当該課徴金(65,070千円)を、2025年9月期半期決算(2025年1月1日～2025年3月31日)に、特別損失として計上しております。

当社はこの度、証券取引等監視委員会から勧告が行われ、また、金融庁から課徴金納付命令が発出されたことを真摯に受け止め、対応してまいります。株主・投資家の皆様をはじめ、関係者の皆様にご迷惑とご心配をおかけしますことを、心より深くお詫び申し上げます。

1. 課徴金納付命令の対象となった有価証券報告書等

(1) 有価証券報告書

第37期 2020年9月期(自2019年10月1日 至 2020年9月30日)

第39期 2022年9月期(自2021年10月1日 至 2022年9月30日)

(2) 有価証券届出書

2021年2月18日提出の有価証券届出書

(2) 手取金の具体的な使途

< 本新株式の発行により調達する資金の具体的な使途 >

具体的な使途	金額 (百万円)	支出予定時期
当社の運転資金	500	2025年8月～2026年8月
計	500	

(注) 1. 上記の資金使途に充当するまでの間、当該資金は事業用資金とは別の銀行預金で保管する予定です。

< 本新株予約権の発行により調達する資金の具体的な使途 >

具体的な使途	金額 (百万円)	支出予定時期
当社の運転資金	200	2025年8月～2026年8月
ヘルスケアソリューション関連システム開発資金	140	2025年8月～2027年8月
アリストゴラVCイスラエル・テクノロジーL.P.(ファン ド)への出資資金	160	2025年8月～2027年8月
原子力産業関連分野開発資金	300	2025年10月～2028年9月
M & A 資金	1,713	2025年10月～2027年3月
計	2,513	

- (注) 1. 上記の資金使途に充当するまでの間、当該資金は事業用資金とは別の銀行預金で保管する予定です
2. 株価低迷により権利行使が進まない場合は、手元資金の活用及び新たな資本による調達、又は、その他の手段による資金調達について検討を行う予定です。また、今後、当社を取り巻く環境に変化が生じた場合など、その時々状況に応じて、資金の使途又は金額を変更する可能性があります。資金の使途又は金額に変更があった場合には、速やかに開示・公表いたします。

本第三者割当により調達される手取金の使途のより具体的な内容につきましては、以下のとおりです。

当社の運転資金

当社の現在の財務状況は、上述のとおり、運転資金が不足している状況であります。そのため、当社の販売費及び一般管理費(人件費477百万円、本社家賃59百万円、システム改修費及びその他等200百万円)約736百万円に必要な運転資金として本第三者割当による調達資金のうち、本新株式の発行により調達した資金から500百万円及び本新株予約権の発行及び本新株予約権の行使により調達した資金から200百万円を充当することを予定しております。

ヘルスケアソリューション関連システム開発資金

当社の取引先である医療機関が抱える問題点として、経営状況のリアルタイムでの把握が困難なこと、また人的なリソースにも限界があるということが数多く挙げられております。このような医療機関に対し、当社が開発し、2024年10月より販売開始した医療機関向け経営管理システム(ONE Viewer)により、レセプト請求データと会計データを連携させることによって、経営管理体制の見える化¹を実現させ、タイムリーに経営管理体制を把握できるようになりました。当社は、医療機関の健全経営に役立つシステムやサービスを提供するため、医療経営管理システム(ONE Viewer)に纏わるシステムである、医療機関向け物流管理システム(SPD)²について2025年中を目標として開発を行う予定です。

さらには、医療機関の収入源である治療費収入は、保険診療が多く占めるため、入金時期のタイムラグがあることから医療機関の資金繰りが困難な状況にあります。当社が開発した医療機関向け経営管理システムにより、医療機関の経営管理を実現するだけでなく資金繰りの手助けとなる医療経営支援にも着目し、医療用商材の資金の流動加速化を実現してまいります。

また、当社の主軸である医療画像データシステム(PACS)及び放射線部門情報システム(RIS)は、オンプレミスによるシステム³が主要になっておりますが、今後、政府の指針により推進されていることからクラウド化を推進し、更に利便性を向上させて売上拡大を目指してまいります。

具体的には、2025年8月頃よりPACSシステムクラウド化に約6百万円、2025年10月頃より、SPDシステム開発に約88百万円、2026年1月頃よりRISシステムクラウド化に約70百万円を予定しております。こちらの開発等に必要資金164百万円については、本第三者割当による調達資金のうち、本新株予約権の発行及び本新株予約権の行使により調達した資金から140百万円を充当することを予定しております。

¹ レセプト請求データは患者様の医療行為の対価が分かる情報、会計データは損益がわかる情報となり、医療行為の増大によって会計データの費用項目との確認が一つのシステム内で確認できることから見える化として表現しております。一例として、医療行為が増加しているが、看護師給与が変動していないなどわかることで看護行為がひっ迫していることに事務局長などが直ぐに把握できる状況となります。

² 病院内の在庫をリアルタイムで把握が可能となり、無駄や欠品を防ぐ事が出来ることで、業務負担の軽減とコスト削減が図れるシステムとなります。

³ オンプレミス(on-premises)は、病院内もしくは当社内にサーバーを設置してネットワーク機器を保有することで使用する形式のものとなります。

アリスタゴラVCイスラエル・テクノロジーL.P.(ファンド)への出資資金

当社は、2023年1月31日にアリスタゴラVCイスラエル・テクノロジーL.P.(ファンド)(以下、「本ファンド」といいます。)と出資契約を締結し出資しております。本ファンドは主としてイスラエルのスタートアップ企業(医療、企業向けソフトウェア、Eコマース、AI関連企業等)と日本企業との連携ニーズ拡大を背景に、イスラエルの先端テクノロジー(医療技術、サイバーセキュリティ、AI等)に投資を行うケイマン籍のリミテッドパートナーシップ形態のファンドとなります。当社は本ファンドに出資することで、本ファンドの出資先・出資候補先だけでなく、本ファンドのジェネラル・パートナーが接した全ての企業の情報を効率的に得られることになり、さらにその中から当社グループの事業領域であるヘルスケア事業において、適合する優良な企業との協業検討が可能になることから出資を決定しました。また、これらの情報を現地に駐在員事務所等を開設して収集しようとするれば、毎年数千万円単位で費用が発生しますが、この当該ファンドへの投資によって費用を掛けずに情報収集が出来、必要に応じて興味のある企業へのアクセスも可能となります。

本ファンドはキャピタルコール方式をとっており、当社の出資コミットは3,000,000米ドルである中、当社はこれまでに1,980,000米ドルを出資しております。キャピタルコールの未実行額1,020,000米ドルの実行時期については未定であります。契約書上の投資期間は4年となっており、2023年1月に投資契約締結後、これまでの投資期間は約2年になります。併せてこれまでのキャピタルコールの実績(金額と期間)を考慮すると、今後約2年間で実行される可能性があり、本ファンドが投資先(イスラエルのスタートアップ企業)に対して、引き続き成長ステージの中で追加投資していくことが考えられることから、支出予定時期を2025年8月から2027年8月としております。

これらの出資資金として、本第三者割当による調達資金のうち、本新株予約権の発行及び本新株予約権の行使により調達した資金から160百万円(1,020,000米ドル)を充当することを予定しております。

原子力産業関連分野開発資金

東京電力ホールディングス株式会社(以下「東京電力」といいます。)の公募「多核種除去設備等で浄化処理した水からトリチウムを分離する技術」については、創イノ及び慶應大村研と取り組んでおります。東京電力・廃炉プロジェクトホームページで、2022年3月10日に公開されている「ALPS処理水等からトリチウムを分離する技術の公募に関わる第1回募集の二次評価と第2回募集の一次評価について」(p.3)に記載されている、東京電力及び第三者による「フィージビリティスタディ」に関するプロセスにおいて、東京電力から当社との「フィージビリティスタディ」を開始するとの連絡がありました。これを受けて、今後は「フィージビリティスタディ」に本格的に取り組んでおります。今後も継続して取組むことにより開発資金を要するものではありません。

当社と独占販売代理店契約を締結しております一般社団法人新生福島先端技術振興機構(本社：福島県安達郡大玉村大山字東78、代表理事 齋藤 雄一郎 以下「新生福島」)はこれまでALPS処理水中に含まれているトリチウム計測の技術開発を継続してきていましたが、昨年、個体シンチレータを利用したトリチウム連続計測器(以下「本システム」)の開発に成功しました。本システムはトリチウム以外の線核種の計測も可能であり、今後も他核種の連続計測器の開発を続けていく予定をされております。

地球環境ソリューションを主要事業としている当社は、ALPS処理水の安心・安全を確保するためには、本システムが必要であると考えており、新生福島が開発・製造した本システムの販売を前提とし、本システムの実証機(試作で製造されているものとなり、ALPS汚染水の海洋放出基準6万Bq/Lのスクリーニング装置)を1台約320百万円で製造し、海水に耐えうる配管などの制作設置などのスペック向上を目指し実用化させ、販売に繋げてまいりたい意向です。これにより、当社はこの先端技術を国内のみならず国外にも広く提案及び提供していくことで、放射線管理や環境保護のニーズに応え、より持続可能な社会の実現に貢献するため、本システムの開発資金として300百万円(着手金、中間金、納品時の三分割を想定)を予定しております。こちらの開発等の資金として本第三者割当による調達資金のうち、本新株予約権の発行及び本新株予約権の行使により調達した資金から300百万円を充当することを予定しております。

M & A 資金

当社の現在のプロダクト(医療画像データシステムPACS及び経営管理システムONE Viewer)を最大限に有効活用させ、事業シナジーの拡大に向けて、積極的なM & Aを推進していきます。当社は、ヘルスケアソリューション事業分野で画像データシステムの開発、経営状態を可視化するシステムの開発などの自社においてシステムを開発してきた強みがあると考えており、より強固なものとするべく物流関連業界などの他業界にも精通したシステム開発会社の買収、主力のヘルスケアソリューション事業の取扱い品目を増やし、当社取引先への新たな商材の販売促進を行うべく医療機器販売卸事業者等の買収を進めてまいります。候補先のソーシングについては初期的には当社役員陣の人的つながりを優先的に検討しておりますが、必要に応じては仲介会社の利用も検討しております。現在、ソフトウェア関連(Q&Aを先方企業と実施)、IT人材派遣(エンジニアスキル調査中)など検討をおこなっており、エンジニアのスキルチェックや当社との事業シナジーを検証しております。また、現時点において具体的に検討を進めているものの決定した案件はございませんが、良い案件があれば積極的にかつ早期に進めていくことを考えております。具体的な資金使途が確定した場合は、適時適切に開示いたします。

この状況を踏まえ、将来のM & A機会に柔軟に対応できる体制を整えておくことが重要と考えております。M & Aは案件の発生タイミングが不確定であるため、即応可能な資金をあらかじめ確保しておくことが重要と考えております。資金を事前に有していることで、競合他社に先駆けた交渉や買収対象企業・金融機関等からの信頼獲得にもつながり、結果として案件成約の可能性を高める効果が期待されます。さらに、案件の検討段階においても、デューデリジェンス費用、外部専門家(FAや弁護士)への報酬、社内体制整備費用など、初期投資が必要となるため、現時点での資金調達は合理的な判断であると考えております。

現在検討している買収候補は2～3社程度であり、各社につき総額5億円～10億円の買収を想定しております。このため、全体として約18億円程度の買収資金を見込んでおり、これらの資金として1,713百万円を予定しており、当該資金として本第三者割当による調達資金のうち、本新株予約権の発行及び本新株予約権の行使により調達した資金から1,713百万円を充当することを予定しております。

(3) 資金調達方法の概要及び選択理由

当社の資金需要につきましては、前述「5 新規発行による手取金の使途 (2) 手取金の使途 (2) 手取金の具体的な使途」に記載のとおりであります。資金調達の方法としては、運転資金及び事業資金の確保だけではなく、財務状況の安定化と当社純資産の更なる増強により財務体質の改善を目的としており、資金使途の性質や、当社グループの財務体質の安定性を確保する必要性から、間接金融ではなく、直接金融での資金調達を行うことといたしました。具体的には、新規の銀行借入による資金調達が、与信枠の確保や借入コストの負担及び当社の財政状態から困難であると考えられることから、既存株主の皆様の株式保有割合希薄化が生じることが懸念されるもの、間接金融ではなく、直接金融での資金調達を行うことと判断いたしました。

そのため、当社としましては、直接金融による株主資本の増強を図ることを軸に調達方法の検討をいたしました。直接金融による調達方法としては、一般に株主割当、公募、第三者割当によるものがあります。株主割当としては全ての株主に対するライツイシュー等がありますが、当社事業がなお推進途上にある中で、全ての株主や新株予約権者から追加的な資金を調達することは容易ではないことから合理的ではないと判断いたしました。

また、直接金融による資金調達の代表的な方法として公募増資という方法もありますが、調達に要する時間が第三者割当による新株式及び新株予約権の発行と比較し多大にかかることや、必要資金の調達規模と現在の当社の経営成績、株価動向、株式流動性等から引受証券会社を見つけることは困難であることから、現時点における資金調達方法としては合理的ではないと判断いたしました。

本新株式と本新株予約権の発行を組み合わせせた今回の資金調達スキームは、当社といたしましても、本新株式の発行により、財務体質の強化を図り、事業成長のための一定額を迅速にかつ確実に調達することができることに、割当予定先の要請と協議に基づき、本新株予約権の発行により割当予定先が当社に対して段階的に投資を行うことができるように配慮したものであります。加えて、本新株予約権の発行は必ずしも一度に大量の新株式を発行するものではないため、当社及び当社既存の株主にとっても、資金調達を全て新株式により調達する場合と比べて、権利行使が完了するまでには一定程度の期間を要することが想定されます。そのため、既存株式の希薄化が段階的に進む点において、既存株主に対する希薄化は避けられないものの、一定の配慮ができると判断して採用いたしました。

また、当社は、下記「本新株予約権の特徴」に記載の本スキームのメリット及びデメリット並びに前段に記載の他の資金調達方法について検討し、これらの検討結果として、本スキームが、前記「5 . 新規発行による手取金の使途 (2) 手取金の具体的な使途」に記載した各資金使途に必要な資金を、一定の期間において高い蓋然性にて調達できることから、総合的な判断により本スキームは妥当であると判断しております。

なお、当初の計画通りに、本新株予約権の行使による資金調達を行うことができない場合、その時点における当社の事業環境、財務状況に鑑みて、別途の手段による資金調達を実施する可能性があります。また、本新株予約権を発行することとした具体的な理由は、当社の事業計画全体に必要とされる資金規模が一定程度大きいことにあります。割当先との交渉の中で、割当先より、一度に全額を拠出するのではなく、段階的に投資を行いたいとの意向が示されました。これを受けて、当社としても、安定的かつ柔軟な資金調達手段として、本新株式の発行による即時調達に加え、本新株予約権の発行による段階的な資金調達が可能となる本スキームを採用するに至りました。このような経緯により、本新株式の発行に加え、本新株予約権の付与が必要となりました。なお、本新株式のみとした場合、今後の事業展開を予定する資金使途金額を十分に確保することができないためでありませ

<本新株予約権の特徴>

本新株予約権による資金調達には、以下のようなメリット及びデメリットがあります。

[メリット]

本新株予約権の内容は、新株予約権の行使価額と対象株式数を固定することにより、MSCBやMSワラントと比較して既存株主の皆様の株主価値の希薄化の抑制と、機動的な資金調達促進が図られるように定められており、以下の特徴があります。

行使価額及び対象株式数の固定

本新株予約権は、昨今その商品設計等について市場の公平性や既存株主への配慮等の点で懸念が示される価格修正条項付きのいわゆるMSCBやMSワラントとは異なり、行使価額及び対象株式数の双方が固定されております。発行当初から行使価額は248円で固定されており、将来的な市場株価の変動によって行使価額が変動することはありません。

また、本新株予約権の対象株式数も発行当初から発行要項に示される株式数で固定されており、将来的な市場株価の変動によって潜在株式数が変動することはありません。

なお、株式分割等の一定の事由が生じた場合には、行使価額及び対象株式数の双方が本新株予約権の発行要項に従って調整されます。

買取請求権(取得条項)

本新株予約権には、割当日以降いつでも、2週間前までに本新株予約権者に対する通知又は公告を行うことにより、当社は本新株予約権の全部又は一部を発行価額と同額で取得することができる旨の取得条項が付されております。かかる取得条項により当社は、事業戦略の進捗次第で将来的に資金調達ニーズが後退した場合、又はより有利な他の資金調達手法が確保された場合には、一定の条件が満たされた場合、当社の判断により取得条項に従い本新株予約権者の保有する本新株予約権の全部又は一部を発行価額相当額で取得することができます。本新株予約権の発行後も資本政策の柔軟性を確保することができます。

なお、当社の資本政策の柔軟性を確保すること並びに割当予定先の行使促進を促すという観点からも、本新株予約権に買取請求権(取得条項)を設定しておくことは、当社にとっては必要であると考えております。

譲渡制限

本新株予約権は、会社法第236条第1項第6号に定める新株予約権の譲渡制限はありませんが、本割当契約における制限として、割当予定先が本新株予約権を第三者に譲渡する場合には、当社取締役会の決議による当社の承認を要する旨の制限が付されております。ただし、割当予定先が、本新株予約権の行使により交付された株式を第三者に譲渡することを妨げません。

[デメリット]

当初に満額の資金調達ができないこと

新株予約権の特徴として、新株予約権者による権利行使があつて初めて、行使価額に行使の対象となる株式数を乗じた金額の資金調達がなされます。そのため、本新株予約権の発行当初に満額の資金調達が行われるわけではありません。

株価低迷時に、資金調達額が減少する可能性

本新株予約権の行使期間中、株価が本新株予約権の行使価額を下回って推移した場合、割当予定先による本新株予約権の行使が進まず、想定される金額を下回る資金調達となる可能性があります。

割当予定先が当社普通株式を市場売却することにより当社株価が下落する可能性

割当予定先が当社普通株式に対する保有方針は2社ともに純投資であることから、割当予定先が本新株予約権を行使して取得した株式を市場で売却する可能性があります。かかる当社普通株式の売却により当社株価が下落する可能性があります。

不特定多数の新投資家へのアクセスの限界

第三者割当方式という当社と割当予定先のための契約であるため、不特定多数の新投資家から資金調達を募ることによるメリットは享受できません。

急速な希薄化が生じる可能性

本新株予約権の行使が進んだ場合、合計10,080,500株の新株式が交付されるため、既存株式の急速な希薄化が生じる可能性があります。

また、前回の資金調達における現在までの調達金額及び充当状況は以下のとおりです。

(2022年8月25日付取締役会決議に係る第三者割当による第11回新株予約権及び第12回新株予約権の発行により調達した資金の充当状況)

具体的な用途	資金用途 (百万円)	実際の調達額 (百万円)	充当額 (百万円)	支出予定時期
トリチウム分離技術開発事業	1,000	0	0	2022年10月～ 2023年11月
最先端テクノロジー企業への投資 及び海外での販売による新たな市場創造事業	800	49	49	2022年9月～ 2025年8月
シーメンスヘルスケア社との最先端医療用車両に関わる協同事業	1,000	0	0	2023年3月～ 2024年3月
在庫仕入資金	258	258	258	2022年9月～ 2022年11月
合計	3,058	306.5	306.5	

注：第11回及び第12回の新株予約権は行使期間中に1株も行使されないまま期限が到来したため、新株発行分のみを充当しております。手元資金により、341百万円、追加で193百万円を支出しております。

第2 【売出要項】

該当事項はありません。

第3 【第三者割当の場合の特記事項】

1 【割当予定先の状況】

Seacastle Singapore Pte.Ltd

a . 割当予定先の概要	名称	Seacastle Singapore Pte.Ltd
	所在地	60 Paya Lebar Road, #08-06 Paya Lebar Square, Singapore 409051
	代表者の役職・氏名	代表取締役 Tang Koon Heng
	国内の主たる事務所の責任者の氏名及び連絡先	国内の事務所は存在しないため、該当事項はありません
	事業の内容	海運管理業務及びファイナンス
	資本金	50,000シンガポールドル
	主たる出資者及びその出資比率	Tang Koon Heng 100%
b . 提出者と割当予定先との間の関係 (注)	出資関係	該当事項はありません。
	人事関係	該当事項はありません。
	資金関係	該当事項はありません。
	技術又は取引等関係	該当事項はありません。

注1 . 「割当予定先の概要」欄及び「提出者と割当予定先との間の関係」の欄は、本届出書提出日現在におけるものであります。

G F A 株式会社

a 割当予定先の概要	名称	G F A 株式会社	
	本店の所在地	東京都港区南青山二丁目2番15号	
	直近の有価証券報告書等の提出日	(有価証券報告書) 事業年度 第24期(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日) 2025年6月27日 関東財務局長に提出 (半期報告書) 事業年度第24期中 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日) 2024年11月14日 関東財務局長に提出	
b 提出者と割当予定先との間の関係	出資関係	当社が保有している割当予定先の株式数	該当事項はありません。
		割当予定先が保有している当社の株式数	当社普通株式181,800株を保有しています。(2025年3月末時点)
	人事関係	G F A 株式会社の従業員1名が当社の委任型執行役員として兼務しております。	
	資金関係	該当事項はありません。	
	技術関係	該当事項はありません。	
取引関係	2025年5月30日付「G F A 株式会社との業務提携契約に関する基本合意書締結のお知らせ」にて公表した業務提携契約に関する基本合意書を締結しております。		

注1 . 「割当予定先の概要欄」及び「提出者と割当予定先との間の関係」欄は本届出書提出日現在におけるものです。

c. 割当予定先の選定理由

Seacastle Singapore Pte.Ltd

Seacastle Singapore Pte.Ltd(以下、「Seacastle」といいます。)は、海運業及びファイナンス業を行っているシンガポールの会社です。これまで日本上場企業への投資、資金調達に寄与した実績があり、G F Aにも投資した実績があります。2023年12月28日付で発行した第1回無担保転換社債型新株予約権付社債(転換価額修正条項付)並びに行使価額修正条項付き第12回新株予約権及び第14回新株予約権発行の引受先であります。その後、2025年1月8日開催の取締役会決議に基づく第三者割当により発行した新株式及び、第16回新株予約権及び第17回新株予約権の割当先として、既に引受及び払込実績を有しております。SeacastleがG F Aの第三者割当を引き受けた具体的な経緯ですが、2022年12月頃に株式会社Day one partners(以下、「Day one partners」といいます。)(所在地：東京都千代田区神田和泉町一丁目6番16号 事業内容：セールスコンサルティング事業・メディア事業等)の当時の代表取締役の伊東快氏(以下「伊東氏」といいます。)からG F Aの当時の代表取締役で、専務取締役である片田朋希氏(以下「片田氏」といいます。)がSeacastleの紹介を受けております。2023年6月頃にG F Aの財務状況から第三者割当の検討を始めるにあたり、片田氏が伊東氏に対して割当先を探している旨を相談したところ、Seacastleの代表者であるTang Koon Heng氏(以下「Tang氏」といいます。)とのミーティングのセッティングを受け、その後、片田氏がG F Aの経営方針及び資金ニーズおよび新株予約権付社債及び新株予約権のスキームを2023年7月中旬に説明したところ、2023年7月下旬に賛同を得て、2023年12月28日付で発行した新株予約権付社債並びに行使価額修正条項付き新株予約権及び新株予約権による第三者割当の引受先に選定となりました。

2025年1月8日付で発行した第三者割当についても、G F AがDay one partners経由でSeacastleに再度相談し、2024年9月下旬に賛同を得て、新株式及び新株予約権による第三者割当の引受先に選定となりました。

後述のとおり、本第三者割当の引受先の1社であるG F Aの専務取締役である片田氏より2025年1月上旬にファンドマネージャーであるTang氏と調整いただき、2025年2月に同社からの紹介により接点を持つようになりました。2025年2月上旬にTang氏が国外におられることからZOOMによるミーティングのセッティングを受けました。このミーティングでは当社の経営方針・経営戦略、当社事業の将来性等について説明をし、その後のZOOMによるミーティングでは当社の資金ニーズや成長戦略について説明を行い、2025年2月中旬に賛同を得て、新株予約権による本第三者割当の引受に応じていただきました。本第三者割当による本新株予約権については割当予定先が純投資を目的としていることから、当社の経営に参加し、また当社を子会社化又は系列化する意向がないことが明らかであることを口頭で確認していることから、同社を割当予定先として適切と判断し選定しております。

G F A 株式会社

当社は、当社取引先である東京フィナンシャル・アドバイザーズ(所在地：東京都千代田区永田町一丁目11番28号)の代表取締役である能勢元氏の紹介により、2024年8月にG F A専務取締役である片田氏の紹介を受け、2024年10月に当社代表取締役である川倉歩(以下「川倉」といいます。)との面談を実施し、当社の経営方針・経営戦略、当社事業の将来性等について説明をし、2025年1月に当社から片田氏に対して新株式及び新株予約権の引受に係る打診を行いました。打診する前に社内では、資金調達の目的と必要額の明確化、事業計画・成長戦略の精査、出資を受けた後の経営への影響等を検討しており、その後、数度の電話等による話し合いを経て片田氏に承諾を頂き、2025年2月に当社は片田氏より新株式及び新株予約権発行の提案を受け、この時にSeacastleも割当先とする旨の提案を受けております。なお、話し合いの中では当社の資金ニーズや成長戦略について説明を行い、片田氏にご理解をいただいております。当社としては、成長戦略において有益な協力関係が築け、当社の企業価値向上に資する可能性があることから、割当先として適切と考えておりますし、G F Aにおいては、東京証券取引所スタンダード市場に上場する会社であり、傘下に子会社を10数社持ち多様な事業に投資を実行していること等を総合的に勘案し、同社を割当予定先として適切と判断し選定しております。

d．割り当てようとする株式の数

割当予定先の氏名又は名称	割当株式数	
Seacastle Singapore Pte.Ltd	新株予約権 (その目的となる株式)	70,564個 7,056,400株)
G F A 株式会社	新株式 新株予約権 (その目的となる株式)	2,232,100株 30,241個 3,024,100株)

e．株券等の保有方針

Seacastle Singapore Pte.Ltd

割当予定先であるSeacastleは、新株予約権の発行により取得する当社普通株式について当社の株式価値向上を目指した純投資であり、本新株予約権の行使により交付を受けることとなる当社普通株式については、保有期間は短期であります。市場に過度な影響がないよう市場動向を勘案しながら適時適切に売却する方針であることを、当社の代表取締役である川倉が、Seacastleの代表取締役であるTang氏にZOOMによるミーティングで、口頭により確認しております。

G F A 株式会社

割当予定先であるG F Aは、基本的に純投資を目的としており、割当予定先も本第三者割当により自身が受けることとなる当社普通株式については、市場動向を勘案しながら売却する方針である旨を、当社の代表取締役である川倉が、G F Aの専務取締役である片田氏に口頭で確認しております。また、当社は割当予定先から、本新株式の払込期日から2年以内に本新株式の全部又は一部を譲渡した場合には、その内容を当社に対して書面により報告すること、当社が当該報告内容を東京証券取引所に報告すること、及び当該報告内容が公衆の縦覧に供されることに同意することにつき、確約書を払込期日までに取得する予定であります。また、新株予約権の発行により取得する当社普通株式について当社の株式価値向上を目指した純投資であり、本新株予約権の行使により交付を受けることとなる当社普通株式については、保有期間は短期であります。市場に過度な影響がないよう市場動向を勘案しながら適時適切に売却する方針であることを、当社の代表取締役である川倉が、G F Aの専務取締役である片田氏に口頭で確認しております。

f．払込みに要する資金等の状況

Seacastle Singapore Pte.Ltd

当社は、本第三者割当の引受に係る払込みについて、割当予定先を名義とする銀行口座の写し(2025年7月8日付)及び証券口座の写し(2025年7月8日付)により、Seacastleとしての運用資金が合計189百万円を超える残高を現時点で保有していることを確認しております。

なお、Seacastleにおける運用資金は流動性が高く、即時売却可能な上場株式等の金融資産を保有していることから、本新株予約権の発行に際して、また本新株予約権の行使にあたっては即時に動かせる運用資金であることをファンドマネージャーであるTang氏より伺っております。本新株予約権の行使資金につきましては、割当予定先は一度に当該行使金額の総額の行使を行うだけの資金を保有しておりません。しかしながら、本新株予約権の行使については、本第三者割当による取得した本新株予約権の行使により取得した当社普通株式を市場で売却し、売却資金をもって、権利行使を繰り返す方針であることの説明をTang氏より当社の代表取締役である川倉が口頭にて確認しております。

G F A 株式会社

当社は、割当予定先から提出を受けた2024年12月25日～2025年7月16日までの取引履歴の写し、同年1月14日～同年7月16日までの取引履歴の写し、同年6月9日～同年7月16日までの取引履歴の写し、同年4月1日～同年7月16日までの取引履歴の写しの受領により、割当予定先が現預金832百万円を保有していることを確認しました。これにより、本新株式の引き受け及び本新株予約権の払込みに要する資金が確保されていることを確認しております。資金原資の内、430百万円については借入金であり、借入先はバイオセラミック株式会社(住所：東京都港区六本木二丁目2番7号クレール六本木304、代表取締役 櫻井重彰 以下、「バイオ」といいます。)になります。G F A とバイオとの関係についてですが、G F A の専務取締役である片田氏は、G F A の代表取締役に就任する以前、複数の証券会社に所属しており、当時の顧客であった方の一人がバイオの代表取締役である櫻井氏であります。2025年5月初旬頃、別案件でミーティングをした際に、片田氏から櫻井氏に、第三者割当増資の引き受けに関して相談したところ、櫻井氏より引き受けではなく、1年程度の短期間の貸付が可能という内容で回答を受領しました。今回、改めて櫻井氏に借入について打診したところ快諾をいただき借入を行っており、G F A とバイオは初めての取引となります。また、当該借入契約は二契約となり、契約条件については契約が(金額：80百万円、利息：年1%、担保：無し、返済期日：2025年12月25日)、契約が(金額：350百万円、利息：年15%、担保：無し、返済期日：2025年12月25日)となります。2025年7月16日以降の支出により、現預金残高が減少した場合には、割当予定先は、借入により得られる資金を原資として充当する意向である旨を、口頭にて確認しております。また本新株予約権の行使に係る資金が2025年7月16日の時点では確保されておませんが、短期間での売却を目標とし、本新株予約権の行使及び売却により資金を確保する意向である旨をG F A の専務取締役である片田氏より口頭にて確認しております。

g . 割当予定先の実態

Seacastle Singapore Pte.Ltd

当社は、割当予定先であるシンガポール法人(以下、「割当予定先等」といいます。)について、暴力団等の反社会的勢力であるか否かについて、独自に専門の第三者調査機関であるリスクプロ株式会社(住所：東京都千代田区九段南二丁目3番14号、代表取締役 小坂橋仁)に調査を依頼し、同社より調査報告書を受領しました。当該調査報告書において、当該割当予定先等の関係者が反社会的勢力とは何ら関係がない旨の報告を受けております。なお、Seacastle Asset Management Pte.Ltd. が運用を行うファンドにおいては、ファンドの出資者はファンド側の守秘義務契約により非開示であるため、把握できておりませんが、出資者が反社会勢力でない旨は、ファンド独自のコンプライアンスにて確認をしており、その結果を経てシンガポールの金融庁に登録をしていることから確認しております。上記のとおり割当予定先等、割当予定先等の役員又は主要株主(主な出資者)が反社会勢力とは一切関係がないことを確認しており、別途その旨の確認書を株式会社東京証券取引所に提出しています。

G F A 株式会社

当社は、割当予定先であるG F A 株式会社(以下、「G F A 株式会社」といいます。)が、2025年7月4日付のコーポレートガバナンス報告書 内部統制システム等に関する事項 2 . 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況において、「反社会的勢力排除に向けた体制を構築し、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切関わりを持たず、また不当な要求に対しては、断固としてこれを拒否します。また、新規取引先については、原則として日経テレコンを用いて情報収集を行い、反社会的勢力との関係の有無を調査しております。」との記載を確認しております。また、当社は、割当予定先が「反社会的勢力に対する基本方針」に基づき、反社会的勢力との関係遮断に関する組織的な対応を推進するための統括部署を設置する等、反社会的勢力排除のための取組みを行っていることを割当予定先からのヒアリング等により確認しております。

h . 株式貸借に関する契約

割当予定先であるG F A は、株式会社ユニ・ロット及び株式会社ジェンスとの間で株式貸借に関する契約を締結しています。

株式会社ユニ・ロット：貸借株数(上限)745,000株、契約期間 2025年6月4日～2026年6月3日

株式会社ジェンス：貸借株数(上限)368,700株、契約期間 2025年6月4日～2026年6月3日

G F A は、本新株予約権の行使を円滑に進める目的で、当社普通株式の貸株を活用する予定です。ただし、本新株予約権の行使によって取得する予定の当社普通株式の数量の範囲を超えて、空売りを目的として当社普通株式の貸株を使用することはありません。

2 【株券等の譲渡制限】

本新株予約権は、会社法第236条第1項第6号に定める新株予約権の譲渡制限はありませんが、本割当契約における制限として、割当予定先が本新株予約権を第三者に譲渡する場合には、当社取締役会の決議による当社の承認を要する旨の制限が付されております。ただし、割当予定先が、本新株予約権の行使により交付された株式を第三者に譲渡することを妨げません。

3 【発行条件に関する事項】

(1) 払込金額の算定根拠及び発行条件の合理性に関する考え方

本新株式

当社は、割当予定先との間で本新株式における発行価額は、割当予定先との協議の結果、本新株式に係る取締役会決議日の直前取引日(2025年7月16日)の株式会社東京証券取引所スタンダード市場における当社株式の終値248円を基準とし、直前取引日の終値である248円から9.68%ディスカウントした224円といたしました。

上記発行価額は、直近の市場価額に基づくものが合理的であると判断したこと及び、日本証券業協会「第三者割当増資の取扱いに関する指針」(2010年4月1日付 以下、「日証協指針」といいます。)によれば、第三者割当により株式の発行を行う場合には、その払込金額は原則として株式の発行に係る取締役会決議の直前日の価額(直前日における売買がない場合は、当該直前日から遡った直近日の価額)を基準として決定することとされているため、本第三者割当の発行価額を決定する際にも、本第三者割当に係る取締役会決議の直前営業日の終値を基準といたしました。

また、発行価額のディスカウント率を9.68%といたしました。ヘルスケアソリューション事業においては、当社が以前より手掛けている医療IT商材について、新規需要が減少傾向にある中で、新型コロナウイルス感染症拡大の影響による販売減少も重なり、業績に影響を及ぼしました。地球環境ソリューション事業では、ドローン関連製品等の拡販については堅調であるものの、太陽光発電所の売買等の再生可能エネルギー関連の案件は個別性が高く、案件の発生タイミングを見通しづらいことから、事業全体として安定的な収益確保には至っておりません。また、一部の新規事業では想定通りの成果が得られず、不採算事業の見直し等にも取り組んでおりますが、一定の費用負担を伴っております。こうした要因が重なった結果、2019年9月期以降、継続して営業損失を計上しており、2023年9月期には、営業損失661,782千円、当期純損失659,130千円を計上し、2024年9月期においても引き続き営業損失844,815千円、当期純損失889,625千円を計上する結果となったこと、2025年9月期半期においても引き続き営業損失160,132千円、当期純損失249,017千円を計上する結果となったこと、さらにこのような状況により継続企業の前提に重要な疑義を生じさせる事象や状況が存在していることを勘案し、割当予定先からの発行価額における10%程度のディスカウントの打診を受け、日証協指針に準拠する10%を超えない範囲で、相応の率をディスカウントすることはやむを得ないと判断し、発行価額について割当予定先のディスカウントに対する要望を受け入れた結果によるものとなります。

当該発行価額は、本第三者割当に関する取締役会決議日の当該直近営業日までの1カ月間の終値平均である265.14円から15.52%のディスカウント、当該直近営業日までの3カ月間の終値平均である243.52円から8.01%のディスカウント、当該直近営業日までの6カ月間の終値平均である258.93円から13.49%のディスカウントとなっております。

本新株式の発行価額は、日本証券業協会の定める「第三者割当増資の取扱いに関する指針」(平成22年4月1日付)に照らせば、会社法第199条第3項に定める特に有利な金額による発行に該当することはないことから、1株当たりの払込金額を224円として、第三者割当による本新株式の発行を行うことといたしました。

なお、本日開催の当社取締役会に出席した当社監査等委員3名全員(うち社外取締役である監査等委員の数:3名)から本新株式の発行価額については、取締役会決議日の直前取引日の終値に基づくものであることから、既存株主の利益保護の観点からも合理的なものであり、日証協指針も勘案されていることから、有利発行に該当せず、適法である旨の意見が述べられております。

本新株予約権

本新株予約権の発行価額の公正価値の算定には、上場企業の第三者割当増資における公正価値の算定実績をもとに選定した第三者機関であるエースターコンサルティング株式会社(所在地：東京都港区西麻布三丁目19番13号、代表者：代表取締役 三平慎吾)(以下、「エースター」といいます。)に依頼し、本新株予約権の評価報告書を取得いたしました。当該機関は、割当予定先の権利行使行動及び株式売却動向並びに当社の本新株予約権取得動向について合理的に想定される仮定を置くとともに、当社の株価248円(2025年7月16日の終値)、行使価額(248円 直前取引日の終値である248円と同額)当社株式の市場流動性、配当率(0%)、割引率(リスクフリーレート0.844%)、ボラティリティ(42.48%)、クレジット・コスト(22.86%)及び1日当たりの売却可能株式数(直近3年間にわたる発行会社普通株式の1日当たり日次売買高の中央値(215,900株)の10%)等の諸条件等について一定の前提を置いて、権利行使期間(2025年8月5日から2028年8月4日まで)その他の発行条件の下、一般的な株式オプション価値算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを用いて公正価値の算定を実施した結果、本新株予約権1個の払込金額を322円(1株当たり3.22円)と算定いたしました。割当予定先の権利行使行動に関しては、株価が行使価額を超過し行使が可能な場合には割当予定先は、1日当たりの売却可能株式数(直近3年間にわたる発行会社普通株式の1日当たり日次売買高の中央値(215,900株)の10%)を目途に直ちに権利行使を実施することを想定しています。

当社は、当該機関が上記前提条件を基に算定した評価額を参考に、割当予定先との間での協議を経て本新株予約権の1個の発行価額を当該評価額と同額の322円としました。

なお、本新株予約権の行使価額は本第三者割当増資に関する取締役会決議日の直前取引日までの1カ月間の終値平均である265.14円から6.46%のディスカウント、当該直近取引日までの3カ月間の終値平均である243.52円から1.84%のプレミアム、当該直近取引日までの6か月間の終値平均である258.93円から4.22%のディスカウントとなっております。

なお、本日開催の当社取締役会に出席した本日開催の当社取締役会に出席した当社監査等委員3名全員(うち社外取締役である監査等委員の数：3名)全員から、エースターは、本新株予約権に係る有価証券届出書の作成支援を行っておりますが、当社と継続的な取引関係は無いことから当社経営陣から一定程度独立していると認められること、割当予定先からも独立した立場で評価を行っていること、また、本新株予約権の価額算定方法としては市場慣行に従った一般的な方法で行われている同社の新株予約権算定報告書において報告された公正価値評価額と同等額の払込金額を決定していることから、有利発行でないことについて異論がない旨の意見が述べられております。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本新株式の発行により増加する株式数及び本新株予約権に係る潜在株式数は、それぞれ2,232,100株(議決権数22,321個)及び10,080,500株(議決権数100,805個)の合計12,312,600株(議決権数123,126個)となり、2025年3月31日現在の発行済株式総数10,803,600株(議決権数107,290個)に対して、本新株式の発行により20.66%(議決権比率20.80%)、本新株予約権の発行により93.31%(議決権比率93.96%)の合計113.97%(議決権比率114.76%)の希薄化が生じます。したがって、希薄化率が25%以上となることを見込まれることから、東京証券取引所の有価証券上場規程第432条に基づき、独立した第三者からの意見の入手又は株主の意思確認のいずれかの手続きを要することとなります。しかしながら、当社は、本資金調達により調達した資金を「5.新規発行による手取金の使途(2)手取金の具体的な使途」の資金使途に充てることにより、当社企業価値の向上に資するものと考えており、本資金調達はそれに伴う希薄化を考慮しても既存株主の皆様にも十分な利益をもたらすことができると考えていることから、本資金調達に係る株式の発行数量及び希薄化の規模は合理的であると判断しました。

また、本新株式の発行及び本新株予約権全てが行使された場合の最大交付株式数12,312,600株を行使期間である3年間(245日/年営業日で計算)で売却するとした場合の1日当たりの数量は16,752株となり、当社株式の過去6ヵ月間における1日当たりの平均出来高376,233株の4.45%であり、これらの売却が市場内にて短期間で行われた場合には、当社の株価に影響を与える恐れがありますが、当社は割当予定先に対して当社株式を売却する場合には可能な限り市場動向に配慮しながら行うことを書面にて確認していることから、本資金調達が及ぼす株価への影響は限定的となるよう引受先からも配慮されているものと考えております。また、交付した株式が適時適切に市場で売却されることにより、当社株式の流動性向上に資することが期待されます。

これらを踏まえ、当社は、本第三者割当によって、当社グループの事業拡大を推進していくことが、早期に収益を拡大するための最良の選択であるとともに、中長期的に安定した経営基盤を構築することにつながり、ひいては当社グループの企業価値向上及び既存株主の株式価値向上につながるものと考えており、流通株式数の増加が見込まれるものと判断しております。

4 【大規模な第三者割当に関する事項】

本新株式の発行により増加する株式数及び本新株予約権に係る潜在株式数は、それぞれ2,232,100株及び10,080,500株の合計12,312,600株(議決権数123,126個)となり、当社の総議決権数107,290 個(2025年3月31日現在)に占める割合が114.76%と25%以上となることから、「企業内容等の開示に関する内閣府令 第2号様式 記載上の注意(23-6)」に規定する大規模な第三者割当に該当いたします。

したがって、希薄化率が25%以上となることが見込まれることから、東京証券取引所の有価証券上場規程第432条に基づき、独立した第三者からの意見の入手又は株主の意思確認のいずれかの手続きを要することとなります。しかしながら、当社は、本資金調達により調達した資金を「5.新規発行による手取金の使途 (2)手取金の具体的な使途」の資金使途に充てることにより、当社企業価値の向上に資するものと考えており、本資金調達はそれに伴う希薄化を考慮しても既存株主の皆様にも十分な利益をもたらすことができると考えていることから、本資金調達に係る株式の発行数量及び希薄化の規模は合理的であると判断しました。

また、本新株式の発行及び本新株予約権全てが行使された場合の最大交付株式数12,312,600株を行使期間である3年間(245日/年営業日で計算)で売却するとした場合の1日当たりの数量は16,752株となり、当社株式の過去6ヵ月間における1日当たりの平均出来高376,233株の4.45%であり、これらの売却が市場内にて短期間で行われた場合には、当社の株価に影響を与える恐れがありますが、当社は割当予定先に対して当社株式を売却する場合には可能な限り市場動向に配慮しながら行うことを書面にて確認していることから、本資金調達が及ぼす株価への影響は限定的となるよう引受先からも配慮されているものと考えております。また、交付した株式が適時適切に市場で売却されることにより、当社株式の流動性向上に資することが期待されます。

これらを踏まえ、当社は、本第三者割当によって、当社グループの事業拡大を推進していくことが、早期に収益を拡大するための最良の選択であるとともに、中長期的に安定した経営基盤を構築することにつながり、ひいては当社グループの企業価値向上及び既存株主の株式価値向上につながるものと考えており、流通株式数の増加が見込まれるものと判断しております。

5 【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権数 に対する所有 議決権数 の割合	割当後の 所有株式数 (株)	割当後の総 議決権数に 対する所有 議決権数の 割合
Seacastle Singapore Pte.Ltd	60 Paya Lebar Road #11 37 Paya Lebar Square Singapore 409051			7,056,400	27.82%
GFA株式会社	東京都港区南青山2丁目2番 15号	181,800	1.69%	5,438,000	21.52%
株式会社ユニ・ロッド	大阪府大阪市中央区淡路町2 丁目6番11号	745,000	6.94%	745,000	3.55%
日本証券金融株式会社	東京都中央区日本橋茅場町1 丁目2-10号	371,500	3.46%	371,500	1.77%
株式会社ジェンス	大阪府大阪市住吉区千駄2丁 目4-15	368,700	3.44%	368,700	1.76%
古屋 雅章	東京都台東区	300,000	2.80%	300,000	1.43%
東京短資株式会社	東京都中央区日本橋室町4丁 目4-10	251,600	2.35%	251,600	1.20%
福原 陸	東京都港区	153,200	1.43%	153,200	0.73%
株式会社SBI証券	東京都港区六本木1丁目6番 1号	140,584	1.31%	140,584	0.67%
エコ・キャピタル合同会 社	東京都港区北青山3丁目5番 17号	123,800	1.15%	123,800	0.59%
		2,636,184	24.57%	14,948,784	64.67%

- (注) 1. 2025年3月31日現在の株主名簿を基準とし、本届出書提出日(2025年7月17日)までに提出された大量保有報告書並びに変更報告書の内容を反映させ、記載をしております。
2. 割当後の所有株式数及び割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は、本第三者割当で交付される株式数及び本新株予約権に係る潜在株式数の合計12,312,600株(議決権数は123,126個)を加算して計算しております。
3. 上記の割合は、所有議決権数の小数点以下第3位を四捨五入して算出しております。

6 【大規模な第三者割当の必要性】

(1) 大規模な第三者割当を行うこととした理由及び当該大規模な第三者割当による既存株主への影響についての取締役会の判断の内容

a . 大規模な第三者割当を行うこととした理由

当社は、前記「第1 募集要項 5 新規発行による手取金の使途 (2) 手取金の使途」に記載のとおり、本第三者割当増資により調達した資金は、運転資金等へ充当する予定であります。これらは早期に持続的な経営の安定化を行い、財務体質の改善を行うため、資金調達は必要不可欠であると考えております。

本第三者割当増資以外の方法による資金調達手法のうち、前記「第1 募集要項 5 新規発行による手取金の使途 (2) 手取金の使途 本資金調達方法を選択した理由」に記載のとおり、他の資金調達方法について検討した結果、他の手法と比較しても本第三者割当増資による資金調達は、現時点においては、当社として最適な資金調達方法であると判断しております。

また、本第三者割当増資は、自己資本の充実に伴う財務体質の健全化を図ることも可能となることから、持続的な経営の安定化を行い、自己資本比率の改善が期待できることから、本第三者割当による資金調達を実行することといたしました。

b . 大規模な第三者割当による既存株主への影響についての取締役会の判断の内容

当社が本新株式の発行により増加する株式数及び本新株予約権に係る潜在株式数は、それぞれ2,232,100株(議決権数22,321個)及び10,080,500株(議決権数100,805個)の合計12,312,600株(議決権数123,126個)となり、2025年3月31日現在の発行済株式総数10,803,600株(議決権数107,290個)に対して、本新株式の発行により20.66%(議決権比率20.80%)、本新株予約権の発行により93.31%(議決権比率93.96%)の合計113.97%(議決権比率114.76%)の希薄化が生じます。

しかしながら、当社は、大規模な希薄化を伴ってでも、前記「第1 募集要項 5 新規発行による手取金の使途 (2) 手取金の使途」に記載のとおり、本第三者割当増資により調達した資金は、当社グループの事業資金並びに運転資金に充当する予定であり、これらは持続的な経営の安定化を行い、財務体質の改善を実現するためには、必要不可欠であると考えていることから、既存株主の皆様にとっても有益であり、発行数量及び株式の希薄化規模は合理的であると当社取締役会においても判断しております。

(2) 大規模な第三者割当を行うことについての判断の過程

上述のとおり、本第三者割当増資に係る希薄化率が25%以上となることから、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第432条の規定に基づき、経営者から一定程度独立した者による当該割当の必要性及び相当性に関する意見の入手又は当該割当に係る株主総会決議などによる株主の意思確認手続のいずれかが必要となります。

当社は、本第三者割当による資金調達について、株式の発行を伴うものの、現在の当社の財務状況及び迅速に本第三者割当による資金調達を実施する必要があることを鑑みると、本第三者割当に係る株主総会決議による株主の意思確認の手続きを経る場合には、臨時株主総会決議を経るまでに日数を要すること、また、臨時株主総会の開催に伴う費用についても相応のコストを伴うことから、総合的に勘案した結果、経営者から一定程度独立した第三者委員会による本第三者割当の必要性及び相当性に関する意見を入手することといたしました。

当社は、当社及び割当予定先との間に利害関係のない社外有識者である大谷龍生(日比谷見附法律事務所 弁護士)、市橋卓氏(当社社外監査等委員 弁護士)、杉原悠介氏(当社社外監査等委員 弁護士)、大原多鶴氏(当社社外監査等委員 公認会計士)の4名によって構成される第三者委員会(以下「本第三者委員会」といいます。)に、本第三者割当の必要性及び相当性に関する客観的な意見を求め、以下の内容の意見書を2025年7月16日に入手しております。

なお、本第三者委員会の意見の概要は以下の通りです。

(本第三者委員会の意見の概要)

第1 結論

本第三者割当には必要性及び相当性いずれも認められる。

第2 結論に至る理由

1 資金調達必要性

(1) 貴社の状況

貴社は、ヘルスケアソリューション事業、地球環境ソリューション事業を主な事業として取り組んでいる。

貴社は、新規事業として、ヘルスケアソリューション事業では、2024年10月より、医療経営管理システム「ONE Viewer」と支払代行サービス「ONE Payment」の販売を開始しており、また、地球環境ソリューション事業では、貴社と販売代理店契約を締結しているマツハコーポレーション株式会社製の耐放射線カメラの販売台数増大や、貴社と独占販売代理店契約を締結している一般社団法人新生福島先端技術振興機構のトリチウム連続計測器の実証化に向けた取り組みをしている。また、貴社は、既存事業として、地球環境ソリューション事業では、GE0ソリューション分野において、既存取引先と親和性の高い新たな商材として、株式会社マップフォアが開発した、低コストで高精度な地図作成を行うことが可能な3次元データ計測システム「SEAMS」の販売を開始している。さらに、貴社は、既存事業のうち、将来の事業進捗等を鑑みて、手元資金も考慮した検証と見直しを行っており、現在の経営資源の選択と集中を図るため、収益を生み出すまでの事業に至っていないと判断されるものについては、撤退や事業売却も視野に入れて検討を進める予定である。しかし、いずれについても、いまだ貴社の収益力を安定化させる状況に至っていないと判断される状況にある。

また、貴社は、2019年9月期以降、継続して営業損失を計上しており、2023年9月期には、営業損失661,782千円、当期純損失659,130千円を、2024年9月期には、営業損失844,815千円、当期純損失889,625千円を計上している。当期(2025年9月期)の2025年3月31日時点の半期においても、依然として営業損失160,132千円、中間純損失249,017千円を計上している一方、現預金残高は291,593千円、有利子負債残高11,200千円である。こうした状況から、貴社においては、継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせるような財務状況が依然として存在している。

このように、貴社では、事業の選択と集中を意識して既存事業に経営資源を集中させつつ、新規事業による収益の拡大を模索しているところではあるが、これによる収益によって貴社の収益力の安定化はもちろん、運転資金の確保自体も確実にできているとはいえず、財務体質及び資金繰りに不安定な状況が続いている状況にある。

このような状況下において、貴社が、資金調達を行うことなく、既存事業や新規事業を推進し、財務状況を健全化させる体制を構築することは極めて困難であるといえる。

(2) 小括

したがって、貴社は、運転資金を確保しつつ、収益力を安定化させるための事業資金を確保し、財務状況を健全化させるために新たな資金調達を行う必要性が極めて高いというべきである。

よって、当委員会として検討した結果、本第三者割当に関する貴社の説明に不合理な点は見当たらず、本第三者割当による資金調達は、貴社にとって必要であると認められる。

2 本第三者割当の相当性

(1) 他の手法との比較

ア まず、そもそも、銀行借入等の間接金融による資金調達については、現状の貴社の財務状況では、金融機関等からの間接金融によって貴社の資金需要に応じた資金調達を実施することは困難であると考えられる。

また、間接金融による資金調達は、一時的に資金を調達できる反面、調達金額が全額負債として計上されるため、財務健全性指標が低下し、今後の借入余地が縮小する可能性があるものであり、間接金融による資金調達は相当ではないと思料される。

イ 次に、直接金融による資金調達に関し、株主割当増資の方法については、既存株主の参加率が不透明であり、全ての株主等から資金を調達することは容易ではない。

また、公募増資の方法については、一般投資家の参加率が不透明であり、調達金額が不透明となるおそれがある。また、貴社の必要資金の調達規模と現在の貴社の経営成績、株価動向、株式流動性等から引受証券会社を見つけることは困難であるという貴社の説明が不合理であるとはいえない。さらに、1株当たりの利益の希薄化が一度に発生して本第三者割当と比べて株価への影響が大きくなる可能性がある。

そのため、株主割当及び公募増資の方法では、貴社が希望し、かつ必要性の認められる資金調達の方法として相当ではないと考えられる。

ウ 一方で、本第三者割当は、協議を経た上での特定の第三者への割当であるため、資金調達の実現性が比較的高い。

また、本第三者割当は、本新株式と本新株予約権の発行を組み合わせたスキームである。そのため、本株式を発行することにより、迅速かつ確実に、運転資金を確保しつつ、事業の維持及び成長を図るとともに財務体質の強化を図るための一定額を調達することができる。その上で、本新株予約権の発行は、割当予定先の要請と協議に基づき、割当予定先が貴社に対して段階的に投資を行うことができるように配慮されたものであり、また、貴社及び貴社既存株主としても、資金調達を全て新株式により行う場合に比べて、希薄化が段階的に進む点において一定の配慮がなされているものといえる。

エ 以上から、本第三者割当による資金調達は、他の手法と比較しても、相当であると認められる。

(2) 資金使途の合理性(増資金額の妥当性)

ア 貴社の運転資金について

上記のとおり、貴社の直近の財務状況は、2024年9月期には、営業損失844,815千円、当期純損失889,625千円を計上している。当期(2025年9月期)の2025年3月31日時点の半期においても、依然として営業損失160,132千円、中間純損失249,017千円を計上している一方、現預金残高は291,593千円、有利子負債残高11,200千円である。

また、上記のとおり、貴社では、事業の選択と集中を意識して既存事業に経営資源を集中させつつ、新規事業による収益の拡大を模索しているところではあるが、これによる収益によって貴社の収益力の安定化はもちろん、運転資金の確保自体も確実にできているとはいえない。

したがって、本新株式の発行により調達する資金500百万円、並びに本新株予約権の発行及び本新株予約権の行使により調達する資金のうち200百万円を、貴社の販売費及び一般管理費(人件費、本社家賃、システム改修費等)に必要な運転資金に充当することは合理的であると認められる。

イ ヘルスケアソリューション関連システム開発資金について

貴社の説明によれば、貴社は、経営状況のリアルタイムでの把握が困難であり、人的リソースにも限界がある医療機関に対し、貴社が開発し、2024年10月より販売開始した医療機関向け経営管理システム(ONE Viewer)により、レセプト請求データと会計データを連携させることによって、経営管理体制の見える化を実現させ、また、タイムリーに経営管理体制を把握できるようになったところ、貴社は、医療機関の健全経営に役立つシステムやサービスを提供するため、医療経営管理システム(ONE Viewer)に纏わるシステムである医療機関向け物流管理システム(SPD)について、2025年中を目標として開発を行う予定であるとのことである。

また、貴社は、収入源である治療費収入の多くを占める保険診療の入金時期のタイムラグがあることから資金繰りが困難な状況にある医療機関に対し、貴社が開発した医療機関向け経営管理システムにより、医療機関の経営管理を実現するだけでなく資金繰りの手助けとなる医療経営支援にも着目し、医療用商材の資金の流動加速化を実現するとのことである。

さらに、貴社の主軸である医療画像データシステム(PACS)及び放射線部門情報システム(RIS)は、オンプレミスによるシステムが主要になっているが、今後、政府の指針により推進されていることからクラウドを推進し、更に利便性を向上させて売上拡大を目指すとのことである。

そして、当該開発等の資金として164百万円が予定されているとのことである。

当該各説明について不自然、不合理な点は見当たらない上、当該開発等について発注先及びが具体的に見込まれている。

したがって、本新株予約権の発行及び本新株予約権の行使により調達する資金のうち140百万円を、当該開発等の資金に充当することは合理的であると認められる。

ウ アリスタゴラVCイスラエル・テクノロジーL.P.(ファンド)への出資資金について

貴社の説明によれば、貴社は、2023年1月31日にアリスタゴラVCイスラエル・テクノロジーL.P.(ファンド)(以下「本ファンド」という。)と出資契約を締結したところ、本ファンドはキャピタルコール方式をとっており、貴社の出資コミットは3,000,000米ドルである中、貴社はこれまでに1,980,000米ドルを出資しているとのことである。

本ファンドは主としてイスラエルのスタートアップ企業(医療、企業向けソフトウェア、Eコマース、AI関連企業等)と日本企業との連携ニーズ拡大を背景に、イスラエルの先端テクノロジー(医療技術、サイバーセキュリティ、AI等)に投資を行うケイマン籍のリミテッドパートナーシップ形態のファンドである。貴社は本ファンドに出資することで、本ファンドの出資先・出資候補先だけでなく、本ファンドのジェネラル・パートナーが接した全ての企業の情報を効率的かつ費用をかけずに得られることになり、さらに必要に応じて、その中から貴社グループの事業領域であるヘルスケア事業において、適合する優良な企業との協業検討が可能になる。

一方で、仮にこれらの情報を現地に駐在員事務所を開設して収集しようとするれば、毎年数千万円単位で費用が発生するとのことである。

本ファンドのキャピタルコールの未実行額1,020,000米ドルの実行時期については未定だが、これまでのキャピタルコールの実績(金額と期間)を考慮すると、今後約2年間で実行される可能性があり、その時期が2025年8月から2027年8月と見込まれているため、これに対する追加の出資を行なうとのことである。

当該各説明について不自然、不合理な点は見当たらない上、当該追加出資について金額が具体的に見込まれている。

したがって、本新株予約権の発行及び本新株予約権の行使により調達する資金のうち160百万円(1,020,000米ドル)を、当該追加出資の資金に充当することは合理的であると認められる。

エ 原子力産業関連分野開発資金について

貴社の説明によれば、東京電力ホールディングス株式会社(以下「東京電力」という。)がALPS 処理水に関して公募している「多核種除去設備等で浄化処理した水からトリチウムを分離する技術」に関し、貴社は、創イノベーション株式会社及び慶應義塾大学理工学部大村研究室と当該公募に取り組んでいるところ、東京電力から、貴社との「フィージビリティスタディ」(具体的な条件を踏まえた実地適合性の検証)を開始するとの連絡を受けたことから、今後、「フィージビリティスタディ」に本格的かつ継続に取り組むための開発資金を要するとのことである。

また、貴社と独占販売代理店契約を締結している一般社団法人新生福島先端技術振興機構(本社：福島県安達郡大玉村大山字東78、代表理事 齋藤 雄一郎 以下「新生福島」という。)は、これまでALPS 処理水中に含まれているトリチウム計測の技術開発を継続し、昨年、個体シンチレータを利用したトリチウム連続計測器(以下「本システム」という。)の開発に成功した。本システムはトリチウム以外の線核種の計測も可能であり、今後も他核種の連続計測器の開発を続けていく予定である。そこで、貴社は、ALPS処理水の安心・安全を確保するためには、本システムが必要であると考えており、新生福島が開発・製造した本システムの販売を前提とし、本システムの実証機(試作で製造されているものとなり、ALPS汚染水の海洋放出基準6万Bq/Lのスクリーニング装置)を1台約320百万円で製造し、海水に耐えうる配管などの制作設置などのスペック向上を目指し実用化させ、販売に繋げる予定であり、これにより、この先端技術を国内のみならず国外にも広く提案及び提供していくことで、放射線管理や環境保護のニーズに応え、より持続可能な社会の実現に貢献することができるという。そして、本システムの開発資金として300百万円(着手金、中間金、納品時の三分割を想定)が予定されているとのことである。

当該各説明について不自然、不合理な点は見当たらない上、当該開発について発注先及び発注金額が具体的に見込まれている。

したがって、本新株予約権の発行及び本新株予約権の行使により調達する資金のうち300百万円を、当該開発等の資金に充当することは合理的であると認められる。

オ M & A 資金について

貴社の説明によれば、貴社は、現在のプロダクト(医療画像データシステムPACS及び経営管理システムONE Viewer)を最大限に有効活用し、事業シナジーの拡大に向けて、積極的なM & Aを推進することである。すなわち、貴社は、ヘルスケアソリューション事業分野で画像データシステムの開発、経営状態を可視化するシステムの開発などの自社においてシステムを開発してきた強みがあると考えており、より強固なものとするべく物流関連業界などの他業界にも精通したシステム開発会社の買収、主力のヘルスケアソリューション事業の取扱い品目を増やし、貴社取引先への新たな商材の販売促進を行うべく医療機器販売卸事業者等の買収を進めるとのことである。

候補先のソーシングについては初期的には貴社役員陣の人的つながりを優先的に検討しているが、必要に応じて仲介会社の利用も検討しており、現時点で決定した案件はないものの具体的に検討を進めている買収候補が2～3社程度あり、各社につき総額5億円～10億円の買収を想定しているとのことである。

当該各説明について不自然、不合理な点は見当たらない上、当該検討については複数の案件毎に対象企業及び金額が具体的に見込まれている。

また、M & Aは案件の発生タイミングが不確実であるため、即応可能な資金をあらかじめ確保しておくことが重要であり、また、資金を事前に有していることで、競合他社に先駆けた交渉や買収対象企業・金融機関等からの信頼獲得にもつながり、結果として案件成約の可能性を高める効果が期待され、さらに、案件の検討段階においても、デューデリジェンス費用、外部専門家(FAや弁護士)への報酬、社内体制整備費用など、初期投資が必要となるため、現時点での資金調達が必要であるとの貴社の説明についても、不自然、不合理な点は見当たらない。

したがって、本新株予約権の発行及び本新株予約権の行使により調達する資金のうち1,713百万円を、当該M & Aの資金に充当することは合理的であると認められる。

カ 小括

よって、各資金使途は合理的なものであると認められる。

なお、本第三者割当により調達する資金のうちその余の18,756,567円は、その発行に要する諸費用に充当されるとのことであり、この点で不合理であるとは認められない。

(3) 割当予定先の相当性

ア GFA株式会社について

本新株及び本新株予約権の割当予定先であるGFA株式会社(以下「GFA」という。)は、東京証券取引所スダングード市場に上場しており、金融サービス事業などを行っている。

GFAを割当予定先として選定した経緯については、貴社取引先である東京フィナンシャル・アドバイザーズ(所在地：東京都千代田区永田町一丁目11番28号)の代表取締役である能勢元氏の紹介により、2024年8月にGFAの当時の代表取締役で、現在の専務取締役である片田朋希氏(以下「片田氏」という。)の紹介を受け、2024年10月に貴社代表取締役である川倉歩氏(以下「川倉氏」という。)が片田氏と面談した上、2025年1月に貴社が片田氏に対し新株式及び新株予約権の引受に係る打診を行い、その後、数度の電話等による話し合いを経て、貴社の資金ニーズや成長戦略について片田氏の理解を得た上で、2025年2月に片田氏から、新株式及び新株予約権の発行による資金調達について応諾を得たとのことである。このような割当先の選定理由に不自然な点は見当たらない。

GFAの保有方針については、同社は、本第三者割当について基本的に純投資を目的としているとのことであり、本第三者割当により受けることとなる貴社普通株式について、保有期間は短期であるが、市場に過度な影響がないよう市場動向を勘案しながら適時適切に売却する方針である旨を、川倉氏が片田氏から口頭で確認しているとのことである。また、貴社は、GFAから、本新株式の払込期日から2年以内に本新株式の全部又は一部を譲渡した場合には、その内容を貴社に対して書面により報告すること、貴社が当該報告内容を東京証券取引所に報告すること、及び当該報告内容が公衆の縦覧に供されることに同意することにつき、確約書を払込期日までに取得する予定であるとのことである。そのため、GFAを割当予定先とすることが不合理であるとは認められない。

GFAが反社会的勢力等に該当するかについては、貴社は、独自に専門の第三者調査機関であるリスクプロ株式会社(住所：東京都千代田区九段南二丁目3番14号、代表取締役 小板橋仁。以下「リスクプロ」という。)に調査を依頼し、同社から、GFA、その役員、関係企業、その役員、法人組合員役員について、反社会的勢力との関連を確定する情報は確認されなかった旨の調査報告書を受領している。また、GFAは、2025年7月4日付のコーポレートガバナンス報告書「内部統制システム等に関する事項 2.反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況」において、「反社会的勢力排除に向けた体制を構築し、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切関わりを持たず、また不当な要求に対しては、断固としてこれを拒否します。また、新規取引先については、原則として日経テレコンを用いて情報収集を行い、反社会的勢力との関係の有無を調査しております。」と記載して公表している。さらに、貴社は、GFAが「反社会的勢力に対する基本方針」に基づき、反社会的勢力との関係遮断に関する組織的な対応を推進するための統括部署を設置する等、反社会的勢力排除のための取組みを行っていることをGFAからのヒアリング等により確認しているとのことである。

以上から、GFAは、本第三者割当の割当予定先として相当であると認められる。

イ Seacastle Singapore Pte.Ltdについて

本新株予約権の割当予定先であるSeacastle Singapore Pte.Ltd(以下「Seacastle社」という。)は、海運業やファイナンス業を行っているシンガポール法人である。

Seacastle社は、これまで日本上場企業への投資、資金調達に寄与した実績があることである。また、GFAにも投資した実績があり、具体的には、2023年12月28日付で発行した第1回無担保転換社債型新株予約権付社債(転換価額修正条項付)並びに行使価額修正条項付き第12回新株予約権及び第14回新株予約権発行の引受先であり、また、2025年1月8日開催の取締役会決議に基づく第三者割当により発行した新株式及び、第16回新株予約権及び第17回新株予約権の割当先として、既に引受及び払込実績を有しているとのことである。

Seacastle社を割当予定先として選定した経緯については、GFAの片田氏が2025年1月上旬にファンドマネージャーであるTang氏と調整し、同年2月にGFAからの紹介によりTang氏と貴社とが接点を持つようになり、同年2月上旬にTang氏が国外にいることからZOOMによるミーティングを行い、貴社の経営方針・経営戦略、貴社事業の将来性、貴社の資金ニーズや成長戦略についてTang氏の理解を得た上で、同年2月中旬にTang氏の賛同を得て、新株予約権の引受の承諾を得たとのことである。このような割当先の選定理由に不自然な点は見当たらない。

Seacastle社の保有方針については、同社は、本第三者割当について純投資を目的としており、本新株予約権の行使により受けることとなる貴社普通株式について、保有期間は短期であるが、市場に過度な影響がないよう市場動向を勘案しながら適時適切に売却する方針である旨を、川倉氏がSeacastle社の代表取締役であるTang氏からZOOMによるミーティングで口頭により確認しているとのことである。そのため、Seacastle社を割当予定先とすることが不合理であるとは認められない。

Seacastle社が反社会的勢力等に該当するかについては、貴社は、独自に専門の第三者調査機関であるリスクプロに調査を依頼し、同社から、Seacastle社、その役員、関係企業、その役員等について、反社会的勢力との関連を確定する情報は確認されなかった旨の調査報告書を受領している。一方で、Seacastle Asset Management Pte.Ltd.が運用を行うファンドにおいての出資者については、ファンド側の守秘義務契約により非開示であるため、把握できていないが、出資者が反社会勢力でない旨は、ファンド独自のコンプライアンスにて確認をしており、その結果を経てシンガポールの金融庁に登録しているとのことである。そこで、貴社は、これらの結果についての確認書を株式会社東京証券取引所に提出しているとのことである。

以上から、Seacastle社は、本第三者割当の割当予定先として相当であると認められる。

(4) 払込みの確実性

ア GFAについて

GFAから提出を受けた2025年7月16日時点の同社名義の各銀行口座の入出金明細の写しによれば、同社は同日時点で預金残高832百万円を保有している。このうち430百万円については、GFAを当事者とする各金銭消費貸借契約書の写しによれば、借入金であり、貸主はバイオセラミック株式会社(以下「バイオ」という。)であり、バイオがGFAの株式について株主として権利行使を行う権限若しくはその指図権限又は投資権限を実質的に有する旨の条項は存在しない。また、GFAとバイオとの関係については、GFAの片田氏の説明によれば、片田氏はGFAの代表取締役就任以前は複数の証券会社に所属しており、当時の顧客の1人がバイオの代表取締役である櫻井氏であったところ、片田氏は、櫻井氏に対し、2025年5月初旬頃に別案件でミーティングをした際、第三者割当増資の引き受けに関して相談したところ、櫻井氏より、引き受けではなく1年程度の短期間の貸付が可能という内容で回答を受領していた上、今回改めて櫻井氏に対し借入について打診したところ、櫻井氏から快諾を得て、バイオから借入を受けたとのことである。当該説明に不自然な点は見当たらない。

そのため、GFAにおいて本新株式の引受け及び本新株予約権の発行に要する全額の資金が確保されている。一方で、本新株予約権の行使に係る資金の全ては確保されていないが、上記のとおり、同社は、本第三者割当により受けることとなる貴社普通株式について、短期間で売却を目標としているところ、その売却代金により当該資金を確保する意向である旨を片田氏より口頭にて確認しているとのことであり、当該方針につき不自然な点は見当たらない。

イ Seacastle社について

Seacastle社から提出を受けた2025年7月8日時点の同社名義の銀行口座情報の写しによれば、同社は預金残高189百万円(一部日本円換算)を保有している。

なお、Seacastle社における運用資金は流動性が高く、本新株予約権の発行に際して、また本新株予約権の行使にあたっては即時に動かせる運用資金であることをファンドマネージャーであるTang氏より確認しているとのことである。

以上のとおり、Seacastle社において本新株予約権の発行に要する金額の資金が確保されている一方で、その行使に係る資金の全てには足りないが、上記のとおり、同社は、本第三者割当により受けることとなる貴社普通株式について、短期間で売却を目標としているところ、その売却代金により当該資金を確保して権利行使を繰り返す方針である旨を、川倉氏がSeacastle社の代表取締役であるTang氏から口頭により確認しているとのことであり、当該方針につき不自然な点は見当たらない。

ウ 小括

したがって、割当予定先であるGFA及びSeacastle社から提出された資料、及び貴社が当該二者に対して行った確認内容により、本新株式及び本新株予約権における払込みに必要な資金を拠出できる十分な預金があることが確認されているものであり、当該払込みについては問題ないものと見られる。

(5) 発行条件の相当性

ア 本新株式の発行金額について

本新株式の発行金額は、割当予定先との協議の結果、本新株式の発行に係る取締役会決議日の直前取引日(2025年7月16日)の株式会社東京証券取引所スタンダード市場における貴社株式の終値248円を基準とし、そこから9.68%ディスカウントした224円とされている。

この点に関し、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」(以下「日証協指針」という。)によれば、「払込金額は、株式の発行に係る取締役会決議の直前日の価額(直前日における売買がない場合は、当該直前日からさかのぼった直近日の価額)に0.9を乗じた額以上の価額であること。」とされているところ、上記発行価額の算定にあたっては直前日の終値が基準とされており、日証協指針に適合しているため、当該基準に不合理な点は認められない。

また、発行価額のディスカウント率を9.68%とした経緯については、貴社が2019年9月期以降、継続して営業損失を計上しており、2023年9月期には、営業損失661,782千円、当期純損失659,130千円を、2024年9月期には、営業損失844,815千円、当期純損失889,625千円を計上し、当期(2025年9月期)の同年3月31日時点の半期においても引き続き、営業損失160,132千円、中間純損失249,017千円を計上する結果となったこと、さらにこのような状況により継続企業の前提に重要な疑義を生じさせる事象や状況が存在していることを勘案し、割当予定先からの発行価額における10%程度のディスカウントの打診を受け、日証協指針に準拠する10%を超えない範囲で、相応の率をディスカウントすることはやむを得ないと判断し、発行価額について割当予定先のディスカウントに対する要望を受け入れた結果によるものとのことである。かかる経緯や日証協指針に適合していることからすれば、当該ディスカウント率に不合理な点は認められない。

したがって、本新株式の発行における発行価額は相当なものと認められる。

イ 本新株予約権の発行価額及び行使価額について

本新株予約権の発行価額(新株予約権1個当たり322円。なお、新株予約権1個につき100株。)について、貴社は、上場企業の第三者割当増資における公正価値の算定実績をもとに選定した第三者機関であるエースターコンサルティング株式会社(所在地：東京都港区西麻布三丁目19番13号、代表者：代表取締役三平慎吾)(以下「エースター」という。)に依頼し、本新株予約権の公正価値査定書を取得したところ、同社は、貴社の株価248円(2025年7月16日の終値)、行使価額(248円)、リスクフリーレート(0.844%)、市場リスクプレミアム(9.0%)、ボラティリティ(42.48%)、対指数(1.097)、クレジット・コスト(22.86%)及び1営業日当たりの売却可能株式数21,590株(2022年7月17日から2025年7月16日までの日次売買高の中央値215,900株の10%)等の諸条件等について一定の前提を置いて、権利行使期間(2025年8月5日から2028年8月4日まで)その他の発行条件の下、一般的な株式オプション価値算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを用いた結果、2025年7月16日を算定基準日とする本新株予約権1個当たりの合理的な公正価値評価額を322円(1株当たり3.22円)と算定した。当該算定は、貴社との取引関係のない独立した外部の第三者算定機関であるエースターが公正な評価額に影響を及ぼす可能性のある上記前提等を考慮して、新株予約権の公正価値評価額の算定手法として一般的に用いられているモンテカルロ・シミュレーションを用いていることから、当該算定の結果は合理的な公正価格と考えられる。なお、エースターは、本新株予約権に係る有価証券届出書の作成支援を行っているものの、貴社と継続的な取引関係にはないことから、貴社経営陣からの一定程度の独立性を損なうものではないといえる。

本新株予約権の行使価額(1株当たり248円)については、東京証券取引所における本第三者割当に係る取締役会決議日の直前営業日(2025年7月16日)の貴社普通株式の終値と同額であり、同日までの1か月間の終値平均値265.14円に対して6.46%のディカウント、同3か月間の終値平均値243.52円に対して1.84%のプレミアム、同6か月間の終値平均値258.93円に対して4.22%のディスカウントとなっている。この点に関し、日証協指針によれば、「払込金額は、株式の発行に係る取締役会決議の直前日の価額(直前日における売買がない場合は、当該直前日からさかのぼった直近日の価額)に0.9を乗じた額以上の価額であること。ただし、直近日又は直前日までの価額又は売買高の状況等を勘案し、当該決議の日から払込金額を決定するために適当な期間(最長6か月)をさかのぼった日から当該決議の直前日までの間の平均の価額に0.9を乗じた額以上の価額とすることができる。」とされているところ、上記行使価額は、取締役会決議日の直前日の終値と同額されている上、同日までの適当な期間における各平均値との関係でも、内1つがプレミアムとなっており、残2つのディスカウントも10%以内に留まり、当該指針に適合している。また、貴社の財務状況は、当期(2025年9月期)の2025年3月31日時点の半期においても、営業損失160,132千円、中間純損失249,017千円であり、継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせるような財務状況が依然として存在していることからすれば、相応の率をディスカウントすることはやむを得ない面がある。そのため、当該行使価額が不合理であると認められない。

以上から、本新株予約権の発行価額及び行使価額は発行条件として相当であると認められる。

(6) 既存株主への影響

上記のとおり、本新株式の発行により増加する株式数及び本新株予約権に係る潜在株式に係る議決権数は、それぞれ議決権数22,321個(2,232,100株)及び議決権数100,805個(10,080,500株)の合計議決権数123,126個(12,312,600株)となり、本日現在の発行済株式に係る議決権数107,290個(10,803,600株(自己株式を含む))に対して、本新株式の発行により議決権比率20.80%、本新株予約権の発行により議決権比率93.96%の合計議決権比率114.76%の希薄化となる。

このように、株式が希薄化すること自体は、既存株主の保有する株式の価値を低下させる面があることは否定できない。

しかしながら、本第三者割当は、上記のとおり、いずれも相当な発行価額で行われるものであって既存株主への経済的な損失を伴うものではない。また、上記のとおり、本第三者割当により調達した資金を課徴金の支払い、運転資金等という用途に充てることにより、貴社におけるキャッシュ・フローの状況改善・資金繰りへの懸念を解消しつつ、貴社企業価値の向上のための資金に充てることにより、財政基盤の安定化や貴社企業価値の向上に資する可能性があるものといえる。

また、本新株式の発行及び本新株予約権の全てが行使された場合の最大交付株式数12,312,600株を行使期間である3年間(245日/年営業日で計算)で売却するとした場合の1日当たりの数量は、16,752株となり、貴社株式の過去6か月間における1日当たりの平均出来高376,233株の4.45%であり、これらの売却が市場内にて短期間で行われた場合には、貴社の株価に影響を与えるおそれがあるものの、貴社は、割当予定先から、市場に過度な影響がないよう市場動向を勘案しながら適時適切に売却する方針であることを書面にて確認しているとのことである。そうであるとすれば、本第三者割当が及ぼす株価への影響は限定的となるよう、割当予定先からも配慮されているものと思料される。また、交付した株式が適時適切に市場で売却されることにより、貴社株式の流動性向上に資することも期待できるといえる。

そのため、本第三者割当は、それに伴う希薄化を考慮しても、既存株主にも十分な利益をもたらすことができる可能性があることから、本第三者割当に係る株式の発行数量及び希薄化の規模が不合理なものであるとはいえない。

したがって、希薄化の影響を考慮しても、本第三者割当は既存株式の価値を維持し向上するために有効な手段であり、かつ、適切な手続きを踏んだ上で実施される予定であることから、相当性を有すると考える。

(7) 小括

以上のような点を踏まえ、当委員会が慎重に検討した結果、本第三者割当という資金調達手段は、相当であると認められる。

3 結語

よって、当委員会が慎重に検討した結果、本第三者割当による資金調達は、必要性、相当性いずれも認められる。

7 【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

8 【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

第4 【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第37期	第38期	第39期	第40期	第41期
決算年月	2020年9月	2021年9月	2022年9月	2023年9月	2024年9月
売上高 (千円)			3,301,389	2,975,323	
経常損失() (千円)			359,295	709,554	
親会社株主に帰属する 当期純損失() (千円)			493,507	643,493	
包括利益 (千円)			493,507	643,493	
純資産額 (千円)			2,297,065	1,653,572	
総資産額 (千円)			3,056,566	2,673,754	
1株当たり純資産額 (円)			211.88	151.90	
1株当たり当期純損失 () (円)			48.12	59.98	
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益 (円)					
自己資本比率 (%)			74.4	61.0	
自己資本利益率 (%)			21.7	30.4	
株価収益率 (倍)					
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)			318,284	39,113	
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)			984,280	247,384	
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)			297,713	91,019	
現金及び現金同等物 の期末残高 (千円)			630,402	825,881	
従業員数 (名)			48	51	
(外、平均臨時雇用者数)	()	()	()	()	()

- (注) 1 第39期より連結財務諸表を作成しているため、それ以前については記載しておりません。
- 2 第39期及び第40期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益につきましては、潜在株式は存在するものの、1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。
- 3 第39期及び第40期の株価収益率については、親会社株主に帰属する当期純損失となるため記載しておりません。
- 4 従業員数欄の(外書)は、臨時従業員の年間平均雇用人員であります。なお、第39期及び第40期の臨時従業員の年間平均雇用人員については、臨時従業員数が従業員数の100分の10未満であるため記載を省略しております。
- 5 過年度において不適切な会計処理が行われていたことが判明したため、第39期及び第40期の連結経営指標等は訂正後の決算数値を記載しております。
- 6 第41期より連結財務諸表を作成しておりませんので、第41期の連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第37期	第38期	第39期	第40期	第41期
決算年月	2020年9月	2021年9月	2022年9月	2023年9月	2024年9月
売上高 (千円)	1,979,825	2,435,592	3,301,389	2,969,509	1,563,081
経常損失() (千円)	583,378	413,445	319,030	689,685	865,765
当期純損失() (千円)	777,021	512,634	482,882	659,130	889,625
持分法を適用した場合の投資損失() (千円)	19,069	46,726			6,563
資本金 (千円)	1,992,531	2,624,632	2,777,882	2,777,882	2,777,882
発行済株式総数 (株)	8,303,600	10,303,600	10,803,600	10,803,600	10,803,600
純資産額 (千円)	1,709,388	2,460,297	2,307,690	1,648,559	735,537
総資産額 (千円)	2,073,338	2,765,244	3,064,855	2,667,906	1,569,233
1株当たり純資産額 (円)	207.65	240.52	212.87	151.44	68.56
1株当たり配当額 (円) (内1株当たり 中間配当額)	()	()	()	()	()
1株当たり当期純 損失() (円)	105.42	56.43	47.09	61.43	82.92
潜在株式調整後1株 当たり当期純利益 (円)					
自己資本比率 (%)	82.4	89.0	74.5	60.9	46.9
自己資本利益率 (%)	46.1	24.6	19.6	31.1	75.4
株価収益率 (倍)					
配当性向 (%)					
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	157,404	521,091			207,224
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	33	19,447			25,164
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	500,818	1,230,659			36,850
現金及び現金同等物 の期末残高 (千円)	945,134	1,635,254			553,823
従業員数 (名) (外、平均臨時雇用者数)	50 (9)	50 (10)	48 ()	51 ()	43 ()
株主総利回り (%) (比較指標：配当込み TOPIX)	95.9 (104.9)	182.0 (133.7)	156.1 (124.2)	129.7 (161.2)	40.4 (187.9)
最高株価 (円)	802	1,787	963	902	645
最低株価 (円)	317	425	510	586	140

(注) 1 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、第37期、第39期及び第40期の潜在株式は存在するものの1株当たり当期純損失であるため、第38期及び第41期は1株当たり当期純損失であり、また潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2 株価収益率については、当期純損失となるため記載しておりません。

3 従業員数欄の(外書)は、臨時従業員の年間平均雇用人員であります。なお、第39期、第40期及び第41期の臨時従業員の年間平均雇用人員については、臨時従業員数が従業員数の100分の10未満であるため記載を省略しております。

4 最高・最低株価は、2022年4月3日以前は東京証券取引所JASDAQ（スタンダード）におけるものであり、2022年4月4日以降は東京証券取引所スタンダード市場におけるものであります。

5 第39期及び第40期は連結財務諸表を作成しているため、第39期及び40期の持分法を適用した場合の投資損失、営業活動によるキャッシュ・フロー、投資活動によるキャッシュ・フロー、財務活動によるキャッシュ・フロー及び現金及び現金同等物の期末残高は記載しておりません。

6 「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を第39期の期首から適用しており、第39期以降に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

7 過年度において不適切な会計処理が行われていたことが判明したため、第37期、第38期、第39期及び第40期の提出会社の経営指標等は訂正後の決算数値を記載しております。

2 【沿革】

1984年4月	株式会社イメージ アンド メジャーメントを設立 資本金5,000千円 (東京都渋谷区代々木二丁目23番1号) 画像処理関連機器及び電子計測機器の輸入販売開始
1987年3月	本社を東京都新宿区西新宿七丁目18番10号に移転
1989年5月	加国MacDonald, Dettwiler and Associates Ltd.と販売総代理店契約を締結し、衛星画像事業に進出
1992年7月	医療診断画像処理機器の輸入販売を開始し、医療画像事業に進出
1994年3月	本社を東京都新宿区西新宿七丁目22番35号に移転
1996年11月	米国ボストン近郊に米国現地事務所開設
1997年9月	大阪営業所開設(大阪市淀川区)
1999年4月	大阪営業所移転(大阪市中央区)
2000年7月	商号を株式会社イメージワンに変更
2000年8月	本社を東京都新宿区西新宿二丁目7番1号 新宿第一生命ビル12階に移転
2000年9月	大阪証券取引所 ナスダック・ジャパン市場に株式上場
2001年9月	米国現地事務所閉鎖
2002年11月	名古屋営業所開設(名古屋市中区)
2002年12月	仏国SPOT IMAGE S.A.と合弁会社、東京スポットイメージ株式会社を設立
2005年8月	人工知能付き映像監視・処理機器の輸入販売を開始し、セキュリティ事業に進出
2006年10月	大阪営業所並びに名古屋営業所を統合し、西日本営業所開設(名古屋市中村区)
2007年7月	「合成開口レーダー画像を用いる地表面変動量計測方法」に関する特許権取得 (応用地質株式会社と共同特許)
2008年9月	「GEOINT(ジオイント)」「衛星画像事業を主とした地理空間情報サービスのシンボル」の商標登録
2009年3月	株式会社イメージワン ソリューションズを設立
2009年4月	東北営業所開設(仙台市青葉区)
2010年5月	ISO/IEC27001の情報セキュリティマネジメントシステム(ISMS)の認証取得
2010年8月	「水流の測定方法及び装置」に関する特許権取得
2010年10月	大阪証券取引所JASDAQ市場、同取引所ヘラクレス市場及び同取引所NEO市場の統合に伴い、同取引所JASDAQ(スタンダード)へ上場
2011年6月	株式会社イメージワン ソリューションズを吸収合併 仏国SPOT IMAGE S.A.との合弁事業解消
2012年2月	西日本営業所を分割し名称を名古屋営業所に変更、及び大阪営業所開設(大阪市北区)
2013年7月	大阪証券取引所と東京証券取引所の現物市場統合に伴い、東京証券取引所JASDAQ(スタンダード)へ上場
2014年6月	本社を東京都新宿区新宿六丁目27番30号 新宿イーストサイドスクエア6階に移転
2014年10月	九州営業所開設(福岡市博多区)
2016年11月	株式会社EPARK社との合弁会社である株式会社イメージワン ゼロット(連結子会社)を設立
2018年5月	株式会社イメージワン ゼロットが株式会社エンパワープレミアムと合併し、関連会社化(存続会社:株式会社エンパワープレミアム)
2019年3月	再生可能エネルギー分野への取組みとして、太陽光発電の開発事業及び売電事業に参入
2019年4月	クラウド型オーダーリング電子カルテ事業に参入
2019年5月	再生医療関連事業に参入 放射線線量管理システムに関する事業に参入
2019年8月	大阪営業所移転(大阪市淀川区)
2019年9月	名古屋営業所移転(名古屋市中区)
2019年11月	再生可能エネルギー分野への取組みとして、風力発電の開発事業及び売電事業に参入

2020年1月	再生可能エネルギー分野への取組みとして、地熱発電及び水素事業に参入
2020年6月	「医薬品販売業許可」を取得し、新型コロナウイルス感染症(COVID-19)対策関連事業に参入
2021年7月	慶應義塾大学理工学部及び創イノベーション株式会社との三社間で共同研究契約を締結し、 「ハイドレート生成原理を利用した水同位体分離の研究」を開始
2021年7月	九州営業所移転(福岡市博多区)
2021年10月	創イノベーション株式会社へ追加出資により持分法適用の関連会社化
2021年11月	ESG分野への取組みとして再生バッテリーを事業用ポータルバッテリーとしてリユースレンタルする環境配慮型の事業を開始
2022年3月	再生可能エネルギー分野への取組みとして、会津若松みなと風力発電合同会社を設立
2022年4月	東京証券取引所の市場区分の見直しにより東京証券取引所JASDAQ(スタンダード)から東京証券取引所スタンダード市場へ移行 本社を東京都品川区大崎一丁目6番3号 大崎ニューシティ3号館6階に移転
2022年5月	連結子会社株式会社ワン・サイエンス(東京都品川区)設立
2022年6月	北海道営業所開設(札幌市中央区)
2022年8月	国際開発事業部を新設し海外事業展開を開始 当社が保有する株式会社エンパワープレミアム株式全てを譲渡し関連会社から除外
2023年3月	当社が保有する会津若松みなと風力発電合同会社の全持分を譲渡し関連会社から除外
2023年3月	北海道営業所閉鎖(札幌市中央区)
2023年5月	名古屋営業所移転(名古屋市中区)
2023年6月	東北営業所閉鎖(仙台市青葉区)
2024年8月	連結子会社株式会社ワン・サイエンスを清算
2024年10月	医療経営管理システム「ONE Viewer」の開発および販売開始。同時に支払代行サービス「ONE Payment」のサービス開始

3 【事業の内容】

当社及び関連会社1社は、「ヘルスケアソリューション事業」「地球環境ソリューション事業」の2つの事業を主たる業務としております。なお、以下に示す区分は、セグメントと同一の区分であります。

ヘルスケアソリューション事業

メディカルシステム分野では、主にPACS（医療画像保管・配信・表示システム）、病院内医療画像のネットワークシステム、放射線部門情報システムなどの開発及び販売、遠隔画像診断支援サービスなどを提供、クラウド型オーダリング電子カルテ及び核医学の線量管理システム販売しております。また、病院内に分散した画像や文書をひとつに集めることで、対象のデータを探すことの手間を省く統合viewer、紙文書を電子化することでデータの管理や二次利用として取り扱う医用文書スキャンシステムなどを販売しております。さらに、医療経営管理システム「ONE Viewer」、支払代行サービス「ONE Payment」の開発・販売も開始しております。

メディカルサプライ分野では、新型コロナウイルス感染症(COVID-19)対策関連としてPCR検査機器、PCR検査キット、抗原検査キット、検査・検診用のニトリルグローブやマスクなどの消耗品、CT（コンピューター断層診断装置）、MRI（磁気共鳴診断装置）などのモダリティ（医療機器）を販売しております。

地球環境ソリューション事業

GE0ソリューション分野では、建設・土木・測量の現場で活用されるPix4D社製の三次元画像処理ソフトウェア「PIX4Dmapper」「PIX4Dmatic」、クラウド方式の三次元画像処理サービス「PIX4Dcloud」、スマートフォンやタブレット端末を用いた計測ツール「viDocRTK rover」などを販売しております。

エネルギー分野では、再生可能エネルギー市場の動向に注視しつつ、太陽光発電所等のセカンダリーマーケットにおいて売買活動を行っております。

原子力産業関連分野では、東京電力ホールディングス株式会社が進めている「ALPS処理水等からトリチウムを分離する技術の公募に係る第1回募集の二次評価と第2回募集の一次評価について」に対して、創イノベーション株式会社及び慶應義塾大学理工学部大村研究室と共同でトリチウム分離技術を提案しております。また、高い耐放射線性能と小型・軽量・省エネの特長を持つマッハコーポレーション株式会社製の耐放射線カメラや、新生福島先端技術振興機構が開発したトリチウム等の連続計測器などの先端技術を活用した製品も販売しております。

（事業系統図）

以上述べた事項を事業系統図によって示すと次のとおりであります。

得意先

一般企業・一般顧客・病院・官公庁・電力会社など



商品・システムの販売
サービスの提供
再生可能エネルギー設備売却

ヘルスケアソリューション事業
地球環境ソリューション事業

(株)イメージワン



商材の仕入
サービスの委託

仕入先・外注先

4 【関係会社の状況】

名称	住所	資本金 (千円)	主要な事業 の内容	議決権の所有 (又は被所有) 割合(%)	関係内容
(関連会社) 創イノベーション(株)	神奈川県横浜市金沢区	47,330	地球環境ソリューション事業	30.9	共同開発、資金の貸付等を行っております。 役員の兼務あり。

(注) 「主要な事業の内容」欄には、セグメント情報に記載された名称を記載しております。

5 【従業員の状況】

(1) 提出会社の状況

2025年3月31日現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
42	41.8	5.4	6,467

セグメントの名称	従業員数(名)
ヘルスケアソリューション事業	21
地球環境ソリューション事業	7
全社(共通)	14
合計	42

- (注) 1 従業員数は就業人員であります。
2 従業員数欄の(外書)は、臨時従業員数が従業員数の100分の10未満であるため記載を省略しております。
3 平均年間給与は、基準外賃金及び賞与を含んでおります。
4 全社(共通)は、管理部門の従業員であります。

(2) 労働組合の状況

労働組合はありませんが、労使関係は安定しております。

(3) 管理職に占める女性労働者の割合、男性労働者の育児休業取得率及び労働者の男女の賃金の差異

当社は、「女性の職業性格における活躍の推進に関する法律」(平成27年法律第64号)及び「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」(平成3年法律第76号)の規定による公表義務の対象ではないため、記載を省略しております。

第2 【事業の状況】

1 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

文中の将来に関する事項は、本提出日現在において当社が判断したものであります。

（1）経営の基本方針

当社は、1984年の創立以来、社名に表す「イメージ（画像）」に強いこだわりを持ちながら、各々の時代において最先端の製品やサービスを社会に提供してまいりましたが、抜本的な経営改革を目指すミッションとして、「人の健康と地球環境」の分野において、IT医療と再生可能エネルギー及び環境事業を通じ、お客様の迅速かつ的確な「意思決定」「意志伝達」を支援することで、健康的な長寿社会とクリーンなエネルギー社会の創造に貢献してまいります。そして我々は、お客様及び国内外のパートナーにとって当社が目的を達成するための「存在価値」は何かを常に問い続けてまいります。

当社は、常にパートナーとともに顧客本位の観点から何が最適かを考え、お客様からの多種多様な要望に対してクオリティの高いサービスを提供し、顧客満足度を最大化すること、そして強固な信頼関係を構築してまいります。

当社は、公明正大な事業運営を基本理念とし、胸を張って正しいと思える仕事を全うします。IT医療の発展及び持続可能な社会の実現のため、DX（デジタルトランスフォーメーション）等によるIT医療の推進及び地球環境事業の推進を通じて、超高齢化社会における医療業務の効率化とクリーンなエネルギー社会の創造に貢献してまいります。そして我々は、真心を込めて相手に接し、迅速かつ的確なコミュニケーションを通じて、組織全体でリスクを未然に防ぎ、すべての出来事を「必要」「必然」「最高」と捉え、一喜一憂せずに向き合い行動を起こしてまいります。

当社は、株主様をはじめ全てのステークホルダーの皆様のご期待に応えられる企業を目指し、信頼と企業価値の向上に努めてまいります。

（2）経営環境

当社は、健康的な長寿社会とクリーンなエネルギー社会の創造に貢献することを「経営の基本方針」としてあげており、「ヘルスケアソリューション事業」「地球環境ソリューション事業」の2つの事業を主たる業務として推進しております。それぞれの事業における経営環境は、以下のとおりであります。

ヘルスケアソリューション事業

政府・総務省が推進する医療ICT政策にて「ネットワーク化による情報の共有・活用」「医療等データの利活用」が挙げられております。また、医療情報システムの安全管理に関するガイドラインを踏まえた非常時に備えたサイバーセキュリティ対策の整備医療機関の対象範囲が広がり、医療情報システムのオフライン体制の確保、「医療情報システムの安全管理に関するガイドラインに基づく業務継続計画（BCP）」に対応可能な電子カルテ及び医療情報管理システムの重要性も高まっております。一方、新型コロナウイルス感染症の改善と感染対策の緩和に伴い、抗原検査キットやPCR検出試薬等の従来商材の受注活動は縮小傾向が更に進んでいくことが予想されます。

地球環境ソリューション事業

GE0ソリューション分野では、当社が販売するPix4D社製の三次元画像処理ソフトウェア及びクラウド方式の三次元画像処理サービス、スマートフォンやタブレット端末を用いた計測ツールの受注が堅調に推移し、一定の利益も確保できている状況にあります。また、測量・建築業界のみならず、土地家屋調査、文化財発掘調査といった新たな市場の開拓が進んでおります。

エネルギー分野では、2021年11月時点で、154カ国・1地域が、2050年等の期限を区切ったカーボンニュートラルの実現を表明しており、日本国内でも2050年までに温暖化ガスの排出量を全体として実質ゼロにする政府目標が示されております。こうした環境下において、当社が手掛けるエネルギー分野への重要性は増しております。

原子力産業関連分野においては、国際原子力機関(以下、「IAEA」)からの提言を受けて、日本政府は福島第一原子力発電所で貯蔵されているALPS処理水の海洋放出を2023年夏に開始しましたが、廃炉作業は事故から30～40年の長期にわたる見通しとされております。そのため、当社が提供する原子力関連の最先端技術を擁する製品群のニーズも引き続き高まってくるものと思われれます。

(3) 目標とする経営指標

当社におきましては、売上高と営業利益の継続的な拡大及びROEの向上を目標としております。

(4) 中長期的な経営戦略

当社を取り巻く環境が刻々と変化していく状況の中、上記ミッションを達成するために、以下の5つを経営改革の柱として推進してまいります。

長期にわたる業績低迷に決別し「攻めの経営」を敢行する

変化し続ける医療分野及び地球環境分野に常にアンテナを張り巡らせ、業績低迷した状況を打破し将来を考えた経営戦略を策定し構築してまいります。

新規事業の創出による収益基盤の早期確立を目指す

新たな関連事業を発掘、創出することで、事業領域拡大に向けた取組みを強化してまいります。

M&A・業務提携により外部リソースを積極的に取り込む

関連事業のM&Aを積極的に活用して、企業経営の拡大を模索してまいります。

既存事業の再構築及び新たな付加価値の創出を図る

時代の変化にアンテナを張り巡らせ、当社の形骸化されつつあるサービスの定期的な見直し、それに替わる新たなサービスの創出、付加価値向上に向けた取組みを常に取り組んでまいります。

結果にこだわる経営姿勢で定量目標を達成する

新たな取組みに対しては、短期的な経営目標数値を策定し、常に結果にこだわった経営指標を検討してまいります。長期的な計画となる取組みに対しては、効率性を重視した経営姿勢を基準とした経営指標を検討してまいります。

(5) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

安定的な収益力の向上

新規事業の安定的な収益基盤の構築

ヘルスケアソリューション事業において、競合他社との価格競争による売上総利益の減少を課題としております。これまでの軸である電子カルテ、周辺システム等を医療機関の幅広い部門に導入し、導入後も保守サービス等による安定的な収益を確保していくビジネスモデルは、競争激化により既に変革期にあることを踏まえ、これからの事業拡大に向けた取組みとして、医療機関のニーズが高いシステム領域に絞り、採算重視の効率的な営業活動により販路拡大していくことを目指してまいります。そのひとつとして、医療経営管理システム「ONE Viewer」と支払代行サービス「ONE Payment」の販売を新規事業として開始いたしました。「ONE Viewer」は、経営データを一元化し、レセプト請求ファイルや財務情報の収集・分析を行い、結果の可視化を可能とする医療機関経営者の迅速かつ的確な意思決定を支援するシステムであり、これまでのシステムでは珍しい医療経営のための「セキュアクラウドシステム」です。このシステムにより医療機関への導入が見込まれ、当社の安定収益の確保に寄与するものと考えております。また、「ONE Payment」は、医療機関を顧客とする卸売企業に対しては売掛債権の早期回収と未回収リスクのゼロ化が図れ、医療機関に対しては資金の確保を提供する支払代行サービスとなり、医療機関がこのサービスを利用することにより医療機関を顧客とする卸売企業と医療機関の双方にとって経営の安定化が期待されるとともに当社の収益力向上にも寄与する事業であります。これらの新規事業を早期に収益基盤とするべく営業活動に取り組んでおります。

また、地球環境ソリューション事業では、当社と販売代理店契約を締結しているマッハコーポレーション株式会社製の耐放射線カメラをIAEAに対して販売しておりますが、IAEAから耐久テストの合格が得られれば、販売台数を大幅に増大させることが期待されるため売上拡大に向けて取り組んでおります。一方で当社と独占販売代理店契約を締結している一般社団法人新生福島先端技術振興機構のトリチウム連続計測器の実証化に向けて、放射線管理や環境保護のニーズに応え持続可能な社会の実現に取り組んでおります。

既存事業の収益力の向上

当社の地球環境ソリューション事業のGEOSソリューション分野において、既存取引先と親和性の高い新たな商材として、株式会社マップフォーが開発した、低コストで高精度な地図作成を行うことが可能な3次元データ計測システム「SEAMS」の販売を開始し、売上拡大を図り営業利益の拡大に取り組んでおります。

不採算事業の選別、事業性の判断

当社の既存事業のうち、将来の事業進捗等を鑑みて、手元資金も考慮した検証と見直しを行っており、現在の経営資源の選択と集中を図るため、収益を生み出すまでの事業に至っていないと判断されるものについては、撤退や事業売却も視野に入れて検討を進めてまいります。

健全な財務基盤の構築

積極的な資金調達

当社において保有している在庫商品の販売により一定の資金確保を見込んでいるものの、更なる事業の発展を実施すべくエクイティファイナンスによる資金調達及びデッドファイナンスにおいても視野に入れて、幅広い資金調達の検討、協議を進めて参ります。

販売費及び一般管理費の見直しによる経費削減

当社では顧問契約、業務委託契約及びその他の各種契約や経費の見直しを行い、翌事業年度における販売費及び一般管理費について一定規模の経費削減を予定しております。これらの実現により固定費の削減が進み、利益率の改善による営業利益の確保しやすい体制にまいります。

管理体制の確固たる強化

当社は、当社の元代表取締役と元取締役氏の2名が在任中に、当社子会社における新規事業参入にあたって第三者に不正に金品を供与したと疑われる行為があったこと及びこれに関連する不正な行為を行った疑いがあることから、事実関係の正確な把握のために外部専門家から構成される第三者委員会を設置し、調査を実施しました。その調査期間中に当社取引先から通知された内容を踏まえ委嘱業務を追加し、更なる調査を進めました。その追加調査の結果、当社の元代表取締役が在任中に不適切な金銭授受および利益相反取引規制を潜脱するような行為や、売上の計上に関する不適切な会計処理等の事実が判明し2024年1月31日に過年度の有価証券報告書を訂正しております。そのような背景から当社は、コンプライアンスを含めた上場企業としての社会的な責任を果たすため管理体制の大幅な見直し、強化を推進しております。2024年10月に株式会社東京証券取引所へ改善状況報告書を提出しており、今後も管理体制の強化を推進してまいります。

2 【サステナビリティに関する考え方及び取組】

当社のサステナビリティに関する考え方及び取組は、次のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、本届出書提出日現在において当社が判断したものであります。

基本方針

当社は、地域に存在するエネルギー資源の普及への投資を通じて地域経済の活性化及び発展に貢献するとともに、科学技術の飛躍的進歩や社会構造の変化によるヘルスケア産業を取り巻く環境変化に順応し、高品質な医療機器や医療サービスの安定的な供給を実現させることで、中長期的な安定収益の達成と企業価値の最大化を目指しています。また、企業の経済活動において環境・社会・ガバナンス（ESG）の各課題に取り組むことが重要であると考え、「サステナビリティ基本方針」を策定し、日々の業務において実践しております。

環境に対する取り組み：当社は、再生可能エネルギー及びヘルスケア産業が地球環境及び周辺の自然生態系に与える正負の影響について認識し、エネルギー設備の運営及び医療機器や医療サービスにおいてのその影響を常に考慮し、地球環境への貢献及び環境負荷低減のための施策に取り組んでいきます。

社会に対する取り組み：当社は、事業活動を通じ、エネルギー事業及びヘルスケア事業に関わる様々なステークホルダーに配慮し、求められる社会的責任を果たしていきます。本方針の実践に向けて、それぞれのステークホルダーとの間に良好な関係を構築し、積極的に連携・協力していくことに努めます。

ガバナンスに対する取り組み：当社は、すべての業務活動において関連する法令・諸規則を遵守し、倫理的な事業活動を推進します。また、ESGに関連するリスクの適切な管理を実践します。株主やステークホルダーとの信頼関係も重視し、公平・平等性の確保のために迅速かつ透明性のある情報開示を進め、財務情報のみならずESGに関する非財務情報に関しても積極的な開示に努めます。

詳細はこちらをご覧ください。

<https://www.imageone.co.jp/sustainability/>

ガバナンス

社会課題の顕在化やステークホルダーの価値観の変容を背景に、サステナビリティ経営の重要性が増しています。当社においても、持続可能な社会の実現に向けた責任を強く意識し、サステナビリティを事業戦略の中心に据え、関連するリスクと機会の適切な監視・管理を推進しています。サステナビリティに関する情報は管理部が収集・分析し、取締役会に報告しています。取締役会は、市場の動向やリスクを踏まえてこれらの情報を基に現行目標の評価を行い、修正や調整が必要な場合、適切な対策を行うこととしております。

リスク管理

当社のリスク管理は、取締役会の監督の下、管理部が統括部署としてその運営を担い、リスク管理会議及びリスク・コンプライアンス委員会を通じて実施されています。これらの会議体は、事業活動におけるリスクだけでなく、機会の観点も含めて継続的に識別・評価し、必要な対応策を協議・推進する役割を果たしています。

具体的には、年1回の定期的なリスク調査を基本としつつ、必要に応じて適宜見直しを行いながら各部門がリスクの洗い出しと評価を行い、管理部がその情報を集約し、横断的な観点から優先順位付けと対応の検討を行います。リスク管理会議にて全社的な影響を持つ事項について協議を行った上で、必要に応じてリスク・コンプライアンス委員会へ諮問を行い、最終的には取締役会へ報告されます。リスク・コンプライアンス委員会は、社外取締役や外部有識者を含むメンバーで構成され、経営陣に対する牽制機能を担う諮問機関で、月に1回開催されております。主にリスク及びコンプライアンス体制の検証、是正措置の提言、新規事業や関連当事者取引に係る事項の調査・審議を行っており、取締役会に対して必要な提言や報告を実施しています。

現在、当社では、サステナビリティに関連するリスクおよび機会について、全社的なリスク管理の枠組みの中で識別・評価を行っておりますが、これらに対する個別の戦略、指標および目標については、現時点では策定しておりません。今後は、サステナビリティを巡る外部環境の変化やステークホルダーからの要請を踏まえ、当社の中長期的な企業価値向上の観点から、重要なサステナビリティ関連課題(マテリアリティ)の特定およびそれに基づく戦略・目標の策定に取り組んでまいります。具体的には、既存のリスク管理体制を活用しつつ、サステナビリティをテーマとした社内横断的な検討を進めることで、重要課題の明確化および、目標の設定・進捗管理の枠組み構築を目指します。なお、現時点において認識している主なサステナビリティ関連のリスク・機会は以下のとおりです。

主なリスク：気象・災害リスク、感染症の拡大による事業継続リスク、サプライチェーンの寸断等

主な機会：再生可能エネルギーの活用、DX・AIによる業務効率化、地域医療への貢献を通じた新たな需要創出等

戦略（人的資本について）

当社の人的資本戦略では、性別、国籍、採用形態を問わず、個々の適性や能力に応じた人材活用を最重要視しています。これに基づき、女性や外国人、中途採用者といった多様な人材の獲得を積極的に推進するとともに、年齢に関係なく能力と経験を重視した人物本位の人材登用を進めております。また、取締役会の構成についても、多様性を考慮したメンバーの選任を通じて、その構成と役割の改善に取り組んでまいります。加えて、社員一人ひとりが能力を最大限に発揮できる職場環境の整備にも注力しており、さらなる女性の採用・登用を進め、育成を強化することで、一層活躍の機会を拡大する予定です。さらに、個々人が能力を最大限に発揮できるよう、キャリアアップ推進のための人事及び研修制度も充実させていく方針です。

指標及び目標

戦略（人的資本について）においてに記載した、人材の多様性を尊重した採用及び登用、社内環境整備に関する取り組みについて、当社では、採用目標の設定や登用に対する達成度の把握といった具体的な取り組みが行われているものの、当届出書提出日の最近日現在においては、指標による目標管理を行っていません。これら指標による目標管理は、今後の課題の特定及び抽出、方針の策定を基に行ってまいります。

3 【事業等のリスク】

当社の事業展開、経営成績、財務状況等に影響を及ぼす可能性のある主なリスクを以下に記載しております。なお、文中における将来に関する事項は、本届出書提出日現在において当社が判断したものであります。

(1) 経営成績の変動について

医療機関向けのシステムを提供するヘルスケアソリューション事業では、医療関連法規や診療報酬改定等の政策変更で、診療報酬制度の変更により医療機関のIT投資意欲が低下した場合や、新型感染症の流行や景気後退による医療機関の収益悪化によりIT投資の抑制があった場合、当社の経営成績に影響を与える可能性があります。

国や地方自治体または公共事業に関わる企業が主なお客様である地球環境ソリューション事業では、公共事業予算の縮小、規制基準の変更等が当社の経営成績に影響を与える可能性があります。

このような事態を回避するため、新商品のアイデア、新商品の開発、販売戦略の検討、新たな市場開発等の販売拡大の環境づくり等を行うことでリスク分散を図っております。

(2) 業界動向及び競合等について

ヘルスケアソリューション事業のうち、メディカルシステム分野は、情報技術の影響を強く受ける分野であるため、当社の想定を超える新技術の開発、新方式の採用、新製品の出現、もしくは競合会社の台頭等により、当社取扱商品の陳腐化や市場価値が低下した場合、当社の医療情報システムの安全管理に関するガイドラインへの対応が不十分な場合、顧客離れを招き、当社の経営成績に影響を与える可能性があります。

影響の回避または、影響を最小限に抑えるため、新商品のアイデア、新商品の開発、販売戦略の検討、バージョンアップ等を行うことでリスク分散を図っております。

また、同事業のメディカルサプライ分野は、抗原検査キット等は大小さまざまなメーカー、商社が激しい競争を行っております。当社が即応できないサービスを提供する競合先が現れ、当社の提供するサービスの価値が極端に魅力を失った場合に業績に影響を及ぼす可能性があります。

このような事態を回避するため、品揃えの拡充や即納体制をはじめとして競合他社との差別化に努めております。

地球環境ソリューション事業のうち、GE0ソリューション分野においては、日本国内代理店として三次元画像処理ソフトウェアや計測機器販売と長年培った独自の知見による補正とコンサルティングサービスを付加し、大型設備の保守メンテナンス及び各種ソリューションをサービスとして提供しておりますが、類似したサービスを提供する競合他社が存在するため、価格競争やサービスレベルの要求等が激化し当社が対応できない場合は、当社の経営成績に影響を与える可能性があります。

このような事態を回避するため、主要仕入先及び主要販売先との情報共有を強化し、協力体制を構築することにより、既存商品に限らず、新たな商品とサービスの開発、新たな市場開拓を進めるなどし、競合他社からの脅威回避に努めております。

(3) 製品に関するクレームについて

当社が開発・販売を行うソフトウェア、システム及び商品については、欠陥等の不具合を回避し、早期発見するための管理体制をとっております。しかしながら、万が一不具合などの問題を回避できずユーザー等に損害を与えた場合は、損害賠償請求等の解決にあたり多大な費用と時間を要し、当社の信用や業績に影響を及ぼす可能性があります。

このような事態を回避するため、顧客からの問合せに対する対応状況や履歴を管理台帳で共有しており、早期に解決し問題を回避出来るよう努めております。

(4) 情報管理に関するリスクについて

当社は販売、導入及び保守業務等の事業活動において、お客様の機密情報に触れる機会や、お客様が保有する個人情報を一時的にお預かりすることがあります。当社は、2010年にISO/IEC27001の情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）の認証を取得し、情報管理体制の維持向上を継続的、組織的に進めております。しかしながら、サイバー攻撃、不正アクセス、コンピューターウィルスの侵入や従業員の過誤等による重要データの漏洩やコンピュータープログラムの不正改ざん、もしくはシステム・ネットワーク障害や自然災害によるサービス提供の中断等が発生した場合には、損害賠償請求により、当社の信用や事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

このような事態を回避するため、システムの定期的な保守、バックアップシステムの構築、外部からの不正アクセス防止対策等により、システムへの障害発生・情報漏洩などのリスクを低減し、事業継続性の向上を図っております。なお、万一の場合に備え、サイバー保険を付保しております。

(5) 特許権などの知的財産権の侵害について

当社は自社製品及びその技術に関する知的財産権の重要性を認識し、その保護を図る方針です。また、他者の知的財産権を侵害しないよう十分に注意を払っておりますが、万が一他者の知的財産権を侵害したと認定され、損害賠償を求められた場合には、法的紛争解決に多大な費用を要する可能性があります。当社の信用や事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

このような事態を回避するため、外部専門家の活用など、知的財産権の権利取得または権利侵害の防止に努めております。

(6) 調達・物流に関するリスク

当社では、事業活動に必要なコンピューター・サーバー・その他半導体を搭載する機器と医療用サプライ品等を国内外から調達しております。半導体需要の高まりや感染症の拡大や戦争・紛争の勃発、その他不測の事態の発生により、それら仕入コスト及び調達に係る配送コストが著しく上昇し、さらには、仕入や配送そのものが不可能となって当社製品出荷が停滞・停止することにより、当社の経営成績及び財務状況等に影響を与える可能性があります。

このような事態を回避するため、仕入先の分散化、安定的な調達体制の構築を進めております。

(7) 取扱製品の使用期限管理について

医療機器や医薬品をはじめとして、当社で取扱う製品の一部には、製造元により使用期限が設定されています。万が一、当社の人為的要因やトラブルにより使用期限を経過した製品が流通し重大な健康被害が生じた場合には、医療機器販売業等に係る許認可等の取り消し、当社への信頼低下などにより販売活動へ影響が生じる可能性や、患者様・医療機関等への補償、使用期限管理体制の改善・強化等のために多額の費用が生じる可能性があり、これにより当社の販売額や収益に影響を及ぼす可能性があります。

このような事態を回避するため、定期的な実地棚卸の実施その他運用の徹底・検証により使用期限管理体制の改善・強化に取り組んでおります。

(8) 訴訟について

当社は、再生 EV バッテリーを事業用ポータルバッテリーとしてリースレンタルする環境配慮型の事業に関する取引において、株式会社ワンダーランド他 6 社から下記のとおり訴訟を提起されており、訴訟の動向によっては、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

株式会社ワンダーランド

請求の内容：損害賠償等請求

請求金額：20,680千円

株式会社プロスパーアセット

請求の内容：動産引渡等請求

請求金額：16,229千円

株式会社ケイ・アイ・シー

請求の内容：損害賠償等請求

請求金額：49,852千円

株式会社WE B L A

請求の内容：損害賠償等請求

請求金額：294,671千円

日本粉末薬品株式会社

請求の内容：損害賠償請求

請求金額：53,900千円

城北ヤクルト販売株式会社

請求の内容：損害賠償請求

請求金額：182,704千円

株式会社Y・Aホールディングス

請求の内容：損害賠償請求

請求金額：62,315千円

当社としては、いずれの訴訟についても相手方の主張及びその根拠を精査した上で当社の責任が否定されるよう法的正当性を主張・立証していくとともに、当社の取り得る法的な手段等を検討し、対処してまいり所存です。

(9) 証券取引等監視委員会による検査について

当社は、2024年1月31日付「過年度の有価証券報告書等の訂正報告書の提出に関するお知らせ」、2025年1月31日付「過年度の有価証券報告書等の訂正報告書の提出に関するお知らせ」及び2025年2月21日付「過年度の四半期報告書の訂正報告書の提出に関するお知らせ」にて開示しましたとおり、同日付で過年度の有価証券報告書及び四半期報告書の訂正報告書を提出いたしました。

また、当社は、証券取引等監視委員会より、金融商品取引法に基づく開示検査を受けておりましたが、2025年3月28日付「証券取引等監視委員会による課徴金納付命令の勧告及び特別損失の計上見込みに関するお知らせ」で開示しましたとおり、有価証券報告書等に関し、証券取引等監視委員会から内閣総理大臣及び金融庁長官に対して、金融庁設置法第20条第1項の規定に基づき、当社に対する6,507万円の課徴金納付命令を発出するよう勧告を行った旨の公表がなされております。そして2025年5月21日付で金融庁より、納付期限2025年7月22日とする課徴金納付命令決定書の謄本および納付告知書を受領したことを、2025年5月22日付「金融庁による課徴金納付命令の決定についてのお知らせ」にて開示しております。今後、当社は、金融庁から発出された課徴金納付命令及び納付告知に従い、当該課徴金を国庫に納付いたします。

当社は、今回の勧告により、当社のコンプライアンス体制やガバナンスに対する市場の信頼性が損なわれる可能性があり、今後の資金調達や事業運営に影響を及ぼすリスクが考えられます。当社の経営環境に与える影響について慎重に検討してまいります。

なお、課徴金納付命令の対象となった有価証券報告書等は下記のとおりです。

- ・有価証券報告書
第37期(2020年9月期)(自2019年10月1日至2020年9月30日)
第39期(2022年9月期)(自2021年10月1日至2022年9月30日)
- ・有価証券届出書
2021年2月18日提出の有価証券届出書

(10) 内部管理体制について

当社は、2024年10月に株式会社東京証券取引所へ改善状況報告書を提出しており、その報告書に記載の改善計画に基づいて、リスク管理体制の強化、ガバナンスの強化、事業の属人化の防止等を実施するなど、内部管理体制の強化に努めている状況にあります。改善計画が十分に実施できなかった場合には、適切な業務運営に支障を来し、当社の事業運営及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

このような事態を回避するために、改善計画の確実な遂行と内部管理体制の定期的な見直しに努めております。

(9) 継続企業の前提に関する重要事象等

当社は、2019年9月期以降、継続して営業損失を計上しております。ヘルスケアソリューション事業においては、当社が以前より手掛けている医療IT商材について、新規需要が減少傾向にある中で、新型コロナウイルス感染症拡大の影響による販売減少も重なり、業績に影響を及ぼしました。地球環境ソリューション事業では、ドローン関連製品等の拡販については堅調であるものの、太陽光発電所の売買取等の再生可能エネルギー関連の案件は個別性が高く、案件の発生タイミングを見通しづらいことから、事業全体として安定的な収益確保には至っておりません。また、一部の新規事業では想定通りの成果が得られず、不採算事業の見直し等にも取り組んでおりますが、一定の費用負担を伴っております。こうした要因が重なった結果、営業損失の計上が継続する状況となっております。

前事業年度には、営業損失661,782千円、当期純損失659,130千円を計上し、当期においても引き続き営業損失844,815千円、当事象や状況が存在していると認識しております。当該状況を解消又は改善すべく、当社は、以下の対応策を実行することにより、安定的な収益力の向上及び健全な財務基盤を構築に取り組んでおります。

1. 安定的な収益力の向上

新規事業の安定的な収益基盤の構築

当社のヘルスケアソリューション事業では、2024年10月より新規事業として、医療経営管理システム「ONE Viewer」と支払代行サービス「ONE Payment」の販売を開始しました。「ONE Viewer」は、経営データを一元化し、レセプト請求ファイルや財務情報の収集・分析を行い、結果を可視化により、医療機関経営者の迅速かつ的確な意思決定を支援するシステムで、これまでのシステムでは珍しい医療経営のための「セキュアクラウドシステム」です。このシステムにより医療機関への導入が見込まれ、当社の安定収益の確保に寄与するものと考えております。「ONE Payment」は、医療機関を顧客とする卸売企業に対しては売掛債権の早期回収と未回収リスクのゼロ化が図れ、医療機関に対しては資金の確保を提供する支払代行サービスとなり、医療機関がこのサービスを利用することにより医療機関を顧客とする卸売企業と医療機関の双方にとって経営の安定化が期待されるとともに当社の収益力向上にも寄与する事業であります。これらの新規事業を早期に収益基盤とするべく営業活動に取り組んでおります。

また、地球環境ソリューション事業では、当社と販売代理店契約を締結しているマツハコーポレーション株式会社製の耐放射線カメラをIAEAに対して販売しておりますが、IAEAから耐久テストの合格が得られれば、販売台数を大幅に増大させることが期待されるため、売上拡大に向けて取り組んでおります。一方で当社と独占販売代理店契約を締結している一般社団法人新生福島先端技術振興機構のトリチウム連続計測器の実証化に向けて、放射線管理や環境保護のニーズに応え持続可能な社会の実現に取り組んでおります。

既存事業の収益力の向上

当社の地球環境ソリューション事業のGEOソリューション分野において、既存取引先と親和性の高い新たな商材として、株式会社マップフォーが開発した、低コストで高精度な地図作成を行うことが可能な3次元データ計測システム「SEAMS」の販売を開始し、販売量の拡大を計り営業利益の拡大に取り組んでおります。

不採算事業の選別、事業性の判断

当社の既存事業のうち、将来の事業進捗等を鑑みて、手元資金も考慮した検証と見直しを行っており、現在の経営資源の選択と集中を図るため、収益を生み出すまでの事業に至っていないと判断されるものについては、撤退や事業売却も視野に入れて検討を進めて参ります。

2. 健全な財務基盤の構築

積極的な資金調達

当社において保有している在庫商品の販売により一定の資金確保を見込んでいるものの、更なる事業の発展を実施すべくエクイティファイナンスによる資金調達及びデッドファイナンスにおいても視野に入れて、幅広い資金調達の検討、協議を進めて参ります。

販売費及び一般管理費の見直しによる経費削減

当社では顧問契約、業務委託契約及びその他の各種契約や経費の見直しを行い、翌事業年度における販売費及び一般管理費について一定規模の経費削減を予定しております。これらの実現により固定費の削減が進み、利益率の改善による営業利益の確保しやすい体制にまいります。

管理体制の確固たる強化

当社は、当社の元代表取締役と元取締役氏の2名が在任中に、当社子会社における新規事業参入にあたって第三者に不正に金品を供与したと疑われる行為があったこと及びこれに関連する不正な行為を行った疑いがあることから、事実関係の正確な把握のために外部専門家から構成される第三者委員会を設置し、調査を実施しました。その調査期間中に当社取引先から通知された内容を踏まえ委嘱業務を追加し、更なる調査を進めました。その追加調査の結果、当社の元代表取締役が在任中に不適切な金銭授受および利益相反取引規制を潜脱するような行為や、売上の計上に関する不適切な会計処理等の事実が判明し2024年1月31日に過年度の有価証券報告書を訂正しております。そのような背景から当社は、コンプライアンスを含めた上場企業としての社会的な責任を果たすため管理体制の大幅な見直し、強化を推進しております。2024年10月に株式会社東京証券取引所へ改善状況報告書を提出しており、今後も管理体制の強化を推進してまいります。

これらの対応を踏まえ、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性は認められないと判断しております。

4 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中における将来に関する事項は、当事業年度末現在において当社が判断したものであります。

第41期事業年度（自 2023年10月1日 至 2024年9月30日）

（経営成績等の状況の概要）

当事業年度における当社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（以下、「経営成績等」）の状況の概要は次のとおりであります。

（1）財政状態及び経営成績の状況

当事業年度における我が国経済は、社会活動の正常化が進む中、雇用・所得環境の改善やインバウンド需要の拡大などで景気は緩やかに回復しております。一方、欧米における高い金利水準の継続や中国における不動産市場の停滞の継続に伴う影響など、海外景気の下振れが我が国の景気を下押しするリスクもあり、金融資本市場の変動等の影響に十分注意する必要があります。

当社を取り巻く事業環境といたしましては、主要分野であるヘルスケアソリューション事業において、政府・総務省が推進する医療ICT政策にて「ネットワーク化による情報の共有・活用」「医療等データの利活用」が挙げられております。また、医療情報システムの安全管理に関するガイドラインを踏まえた非常時に備えたサイバーセキュリティ対策の整備医療機関の対象範囲が広がり、医療情報システムのオフライン体制の確保、「医療情報システムの安全管理に関するガイドラインに基づく業務継続計画（BCP）」に対応可能な電子カルテ及び医療情報管理システムの重要性も高まっております。

地球環境ソリューション事業においては、COP26が終了した2021年11月時点で、154カ国・1地域が、2050年等の年限を区切ったカーボンニュートラルの実現を表明しており、日本国内でも2050年までに温暖化ガスの排出量を全体として実質ゼロにする政府目標が示されております。また、2023年11月に開催されたCOP28において、パリ協定の目標達成に向け、「化石燃料からの脱却」という文言及び「原子力3倍宣言」がCOP史上初めて成果文書に記載されており、2050年のカーボンニュートラルの実現に向けて、脱炭素エネルギー源の一つとして原子力エネルギーが重要な役割を担うという認識も高まっております。こうした環境下において、当社が手掛けるエネルギー分野への重要性は増しており、当社では、地域及び地球に優しい持続可能な環境配慮型事業創出に注力しております。原子力産業関連分野においては、2023年5月30日付「（開示事項の経過）東京電力ホールディングス株式会社の公募「多核種除去設備等で浄化処理した水からトリチウムを分離する技術」に対しての進捗状況について」にて公表しましたとおり、現在は、「フィージビリティスタディ」を、創イノベーション株式会社及び慶應義塾大学理工学部大村研究室と共同で進めております。IAEAからの提言を受けて、日本政府は福島第一原子力発電所で貯蔵されているALPS処理水の海洋放出を昨夏に開始しましたが、廃炉作業は事故から30～40年の長期にわたる見通しとされております。そのため、当社も東京電力ホールディングス株式会社が進めている本技術公募に引き続き参画してまいります。ESG分野においては、2024年1月16日付「（開示事項の経過）第三者委員会の調査報告書公表に関するお知らせ」にて開示いたしましたとおり、第三者委員会から受領した調査報告書において、再生EVバッテリーを事業用ポータルバッテリーとしてリースレンタルする環境配慮型の事業に関する取引（以下、「本蓄電池取引」）の実在性に関する指摘を踏まえ、本蓄電池取引を行わない方針のもと各社との契約の見直しを行っており、一部の顧客との間で締結した契約について解除を進めております

当事業年度における当社の業績は、売上高1,563,081千円（前年同期比47.4%減）、営業損失844,815千円（前年同期は661,782千円の損失）、経常損失865,765千円（前年同期は689,685千円の損失）、当期純損失889,625千円（前年同期は659,130千円の損失）となりました。

セグメント別の概況は以下のとおりです。

ヘルスケアソリューション事業

ヘルスケアソリューション事業の当事業年度業績は、売上高481,803千円（前期比64.1%減）、セグメント損失444,236千円（前期はセグメント損失265,072千円）となりました。

当セグメントの業況といたしましては、メディカルシステム分野、メディカルサプライ分野を中心とした展開を行っておりますが、両分野ともに前事業年度と比べ、売上高と利益が大幅な減収・減益となりました。一方、新規の売上高及び利益の増加を目指し、革新的な医療経営管理システム「ONE Viewer」及び支払代行サービス「ONE Payment」の販売を開始いたしました。

「ONE Viewer」は、少子高齢化の進行や社会的なニーズの変化に伴い、医療経営が直面する多岐にわたる課題に対応するために販売を開始いたしました。「ONE Viewer」は、様々なデータを一元管理し、容易な財務分析や

正確なレセプト請求ファイルの分析を行うことで、効率的な医療経営管理を支援します。また、レセプト請求ファイルや財務情報の集計・分析を可視化し、医療機関経営者の迅速かつ的確な意思決定を支援する、医療経営のための「セキュアクラウドシステム」です。「ONE Payment」は、医療機関の仕入先と医療機関双方にメリットがある支払代行サービスです。医療機関の仕入先は売掛債権の早期回収と未回収リスクのゼロ化が図れ、医療機関は資金の確保によりキャッシュ・フローが改善された経営を実現します。また、「ONE Viewer」とのシームレスな統合により、経営管理と財務管理が一元管理され、効率的な医療機関経営が可能になります。

メディカルシステム分野においては、PACS（医療用画像管理システム）、電子カルテ、RIS（放射線科情報システム）、統合viewer・医用文書スキャンシステム等を継続販売しております。医療機関のDX化が注目を集める中、統合viewerは一画面で患者様の情報が俯瞰できるため情報を探す手間が省け、業務の効率が上がり、医療従事者の働き方改革にも役立つシステムになります。院内に紙媒体で散見する医用文書をファイリングできる医用文書スキャンシステムは、患者様の同意書や各種検査の検査結果用紙等の医用文書にタイムスタンプを付与し原本としてデジタル保存することで膨大な紙文書の保管からの解放（ペーパーレス化）を実現いたします。当事業年度では、前年度に獲得したような大型案件が発生せず、また、各種システムに係る保守の売上も減少したことから、売上高と利益ともに前年同期を大幅に下回る結果となりました。

メディカルサプライ分野では、新型コロナウイルス感染症の症状が軽減傾向にあるため、抗原検査キットの需要は前期に比べ減少し、売上高と利益ともに前期を大幅に下回りました。

地球環境ソリューション事業

地球環境ソリューション事業の当事業年度業績は、売上高1,081,278千円（前期比33.8%減）、セグメント損失18,839千円（前期はセグメント利益6,567千円）となりました。

当セグメントの業況といたしましては、GE0ソリューション分野、エネルギー分野、原子力産業関連分野を中心とした展開を行っておりますが、売上高と利益において、GE0ソリューション分野が引き続き大きく貢献しました。

GE0ソリューション分野においては、当社が販売するPix4D社製の三次元画像処理ソフトウェア「PIX4Dmapper」「PIX4Dmatic」、クラウド方式の三次元画像処理サービス「PIX4Dcloud」、スマートフォンやタブレット端末を用いた計測ツール「viDoc RTK rover」の受注が引き続き堅調に推移し、一定の利益も確保できている状況にあります。また、従来の取引先である測量・建築業界のみならず、土地家屋調査、文化財発掘調査といった新たな市場の開拓が進んでいます。

エネルギー分野においては、再生可能エネルギー市場の動向に注視しつつ、太陽光発電所等のセカンダリーマーケットにおいて売買活動を行っております。

原子力産業関連分野のトリチウム分離技術においては、東京電力が進めている「ALPS処理水等からトリチウムを分離する技術の公募に係る第1回募集の二次評価と第2回募集の一次評価について」（p.3）に関して、創イノベーション株式会社及び慶應義塾大学理工学部大村研究室と共同で「フィジビリティスタディ」を継続して進めており、来期に予定している最終報告書の前段階として、中間報告書を提出いたしました。IAEAからは、高い耐放射線性能と小型・軽量・省エネの特長を持つマツハコーポレーション株式会社製の耐放射線CMOSセンサーカメラ2台の発注を受け、1台は耐久テストサンプルとして納品を完了しておりましたが、改良を加えた2台目もカラー版として完成し、出荷いたしました。また、短時間で微量のトリチウムを測定することが可能な連続計測器は、一般社団法人新生福島先端技術振興機構（以下、「新生福島先端技術振興機構」）との共同事業において、実用設計が完成し、予備試験まで終了いたしました。国際的な需要も見据えて、さらに精度の高い計測技術の確立に取り組んでいるところであります。

（資産）

当事業年度末における流動資産は、1,288,419千円（前事業年度末比43.0%減）となりました。これは、仮払金が97,386千円、未収消費税等が119,515千円が増加したものの、現金及び預金が319,239千円、売掛金が70,025千円、仕掛販売用不動産が578,000千円、前渡金が229,268千円減少したこと等によります。

固定資産は、280,813千円（同31.0%減）となりました。これは、投資有価証券が211,719千円増加したものの、土地が103,944千円、長期預け金が216,470千円減少したこと等によります。

この結果、当事業計年度末における総資産は、1,569,233千円（同41.2%減）となりました。

（負債）

当事業年度末における流動負債は、825,228千円（前事業年度末比17.4%減）となりました。これは、仮受金が173,084千円増加したものの、未払金が208,312千円、その他が103,363千円減少したこと等によります。

固定負債は、8,468千円(同58.2%減)となりました。これは、長期借入金が10,080千円減少したこと等によりま

す。
この結果、当事業年度末における負債合計は、833,696千円(同18.2%減)となりました。

(純資産)

当事業年度末における純資産合計は、735,537千円(前事業年度末比55.4%減)となりました。これは、当期純損失889,625円を計上したこと等によりま

(2) キャッシュ・フローの状況

当事業年度における現金及び現金同等物(以下、「資金」)は、553,823千円となりました。

なお、前事業年度は連結財務諸表を作成していましたが、当事業年度は個別財務諸表のみを作成しておりま

す。そのため、前事業年度の記載はしていません。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

当事業年度において、営業活動の結果使用した資金は、207,224千円となりました。これは、税引前当期純損失の計上885,149千円、仕掛販売用不動産の減少578,000千円、前渡金の減少229,268千円、契約解除益140,619千円等があったことによるものです。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

当事業年度において、投資活動の結果使用した資金は、25,164千円となりました。これは、有形固定資産の売却による収入170,050千円、投資有価証券の取得による支出222,814千円、無形固定資産の取得による支出17,763千円、定期預金の払戻による収入50,000千円等があったことによるものです。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

当事業年度において、財務活動の結果使用した資金は、36,850千円となりました。これは、長期借入金の返済による支出13,075千円、自己新株予約権の取得による支出23,775千円等があったことによるものです。

ヘルスケアソリューション事業は、メディカルシステム分野を主軸に今後も展開してまいります。また、新規で販売を開始した、「ONE Viewer」及び「ONE Payment」の拡販も推進してまいります。

メディカルシステム分野では、引き続き既存顧客の保守・販売展開を進めてまいります。主力である「PACS」(医療用画像管理システム)及び電子カルテなどのメディカルシステム開発及び販売に加えて、RIS(放射線科情報システム)、統合Viewer・医用文書スキャンシステムの継続販売もしてまいります。昨今ランサムウェア(身代金要求型ウイルス)等による医療機関へのサイバー攻撃の脅威が増す中、電子カルテ情報や医療用画像のバックアップをクラウドVNAでお預かりすることで、サイバー攻撃等があった時に早期に医療再開が可能になるなど、益々、医療情報クラウドサービスの需要は高まっております。このような環境の中で、当社は、これまでに医療業界で培った経験をもとに、医療機関の業務全体の効率化が図れるような医療情報システム全般の提案から選定、導入、そして安定稼働まで、トータルサポートの推進を今後も継続してまいります。また、セキュリティ対策への取り組みとして、当社PACSに対して定期的にアクセスログの監視・分析を行い、不正な動作を検知するシステムの提供を開始いたしました。

「ONE Viewer」は、当社ホームページに特設サイトを開設するほか、既存顧客のみならず新規顧客にも積極的に提案活動を行っております。サブスクリプション形式にすることや3ヶ月の無料トライアルを提供することで、導入のハードルを下げ、顧客がシステムを実際に使用してみることで、手軽に効果を実感できる環境を整えております。特設サイトでは詳細な製品情報や導入事例も紹介し、問い合わせには迅速かつ柔軟に対応できる体制を構築しております。

地球環境ソリューション事業につきましては、GE0ソリューション分野、エネルギー分野、原子力産業関連分野を主軸に今後も展開してまいります。

GE0ソリューション分野については、建設・土木・測量分野で多くの導入実績のあるPix4D社製ソフトウェア「PIX4Dmapper」は堅調な販売実績となっております。また、同社の次世代の画像処理ソフトウェア「PIX4Dmatic」と、スマートフォンやタブレット端末を用いたモバイル計測ソリューション「PIX4Dcatch RTK」が、国土交通省の新技术情報提供システム(NETIS)に登録されており、導入実績が増加をしていることや、建築・土木以外にも幅広い分野のDX化にて活用事例が増えていることから、今後も更なる導入が期待されます。既存製品のみならず就労人口の減少に向けた業務の省力化・DX化に関連した独創的で新規性のある商材やサービス事業

の取り扱いなどを含め、引き続き事業を拡大してまいります。

エネルギー分野は、再生可能エネルギーに対する太陽光発電所等のセカンダリーマーケットでの売買活動を今期も推進してまいります。

原子力産業関連分野のトリチウム分離技術においては、日本国内における東京電力ホールディングス株式会社が公募しているALPS処理水等からトリチウムを分離する技術に応募し、二次評価を通過し、現在、「フィージビリティスタディ」に取り組んでおりますが、この技術の普及により、福島原発のALPS処理水だけでなく、世界の重水炉等で大量に発生するトリチウムの回収と再利用を目指してまいります。また、IAEAからテストサンプルとして受注された高い耐放射線性能と小型・軽量・省エネの特長を持つマッハコーポレーション株式会社製の耐放射線カメラと、新生福島先端技術振興機構が開発に成功したトリチウム等の連続計測器も、国内外に提供してまいります。トリチウム分離技術、耐放射線カメラ、トリチウム連続計測器等の原子力産業関連技術製品の販売を推進し、原子力関連及び海外事業の拡大を今後も進めてまいります。

(3) 仕入、受注及び販売の状況

仕入実績

当事業年度における仕入実績をセグメントごとに示すと次のとおりであります。

セグメントの名称	当事業年度 (自 2023年10月1日 至 2024年9月30日)	前年同期比(%)
ヘルスケアソリューション事業 (千円)	583,596	85.6
地球環境ソリューション事業 (千円)	1,013,041	70.6
合計 (千円)	1,596,638	75.5

- (注) 1 金額は実際仕入額によっております。
 2 当社はシステムインテグレータであり、生産設備を保有していないため、生産実績等の記載は行っておりません。
 3 セグメント間取引については、相殺消去しております。

受注実績

当事業年度における受注実績をセグメントごとに示すと次のとおりであります。

セグメントの名称	受注高(千円)	前年同期比(%)	受注残高(千円)	前年同期比(%)
ヘルスケアソリューション事業	511,441	46.8	144,448	125.8
地球環境ソリューション事業	1,073,659	71.5	23,490	75.5
合計	1,585,100	61.1	167,939	115.1

- (注) セグメント間取引については、相殺消去しております。

販売実績

当事業年度における販売実績をセグメントごとに示すと次のとおりであります。

セグメントの名称	当事業年度 (自 2023年10月1日 至 2024年9月30日)	前年同期比(%)
ヘルスケアソリューション事業 (千円)	481,803	36.1
地球環境ソリューション事業 (千円)	1,081,278	66.2
合計 (千円)	1,563,081	52.6

- (注) 1 セグメント間取引については、相殺消去しております。
 2 主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合

相手先	前事業年度		当事業年度	
	販売高(千円)	割合(%)	販売高(千円)	割合(%)
R Bソーラーアーク合同会社	686,092	22.3		
R Bソーラーディタ合同会社	620,000	20.1		

- (注) 当事業年度のR Bソーラーアーク合同会社及びR Bソーラーディタ合同会社に対する販売実績は、当該販売実績に対する割合が10%未満のため記載を省略しております。

(経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容)

(1) 重要な会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

当社の財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この財務諸表の作成に当たっては、決算日における財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に影響を与えるような経営者の見積り及び予測を必要としております。当社は、過去の実績値や状況を踏まえ合理的と判断される前提に基づき、見積り及び予測を行っております。

財務諸表の作成にあたって用いた会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定のうち、重要なものについては、「第5 [経理の状況] 1 [財務諸表等] (1) [財務諸表] [注記事項] (重要な会計上の見積り)」に記載しております。

(2) 当事業年度の経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容

・財政状態及び経営成績の分析

財政状態及び経営成績の分析については、「第2 [事業の状況] 4 [経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析] (経営成績等の状況の概要)(1)財政状態及び経営成績の状況」の項目をご参照ください。

・経営指標の分析

経営指標の分析について、当社では売上高と営業利益、自己資本利益率（ROE）を重要な経営指標としております。当事業年度業績は、売上高1,563,081千円（前年同期比47.4%減）、営業損失844,815千円（前年同期は661,782千円の損失）、自己資本利益率（ROE）75.4%となりました。

売上高及び自己資本利益率については、メディカルシステム分野における「PACS」等のシステム販売や保守の減少、エネルギー分野における太陽光発電所販売の減少、メディカルサプライ分野におけるPCR検査試薬、抗原検査キット等の販売数量の大幅減少に加え、移動型医療ソリューション「Medical-Connex」の販売先の確約が得られないことから商品低価評価損を計上したことにより、売上は大幅に減少し売上原価は増加となりました。販売費及び一般管理費は、営業コストの削減、販売管理コストの削減等により費用の削減は出来ていたものの、営業損失を計上することとなりました。

・キャッシュ・フローの状況の分析・検討内容

キャッシュ・フローの状況については、「第2 [事業の状況] 4 [経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析] (経営成績等の状況の概要)(2)キャッシュ・フローの状況」の項目をご参照ください。

(参考) キャッシュ・フロー関連指標の推移

	2022年9月期	2023年9月期	2024年9月期
自己資本比率(%)	74.4	61.0	46.9
時価ベースの自己資本比率(%)	267.0	254.0	134.7
キャッシュ・フロー対有利子負債比率(%)	-	74.9	-
インタレスト・カバレッジ・レシオ(倍)	-	35.7	-

(注) 1 各指標の算出は以下の算式を使用しております。

自己資本比率：自己資本 / 総資産

時価ベースの自己資本比率：株式時価総額 / 総資産

キャッシュ・フロー対有利子負債比率：有利子負債 / キャッシュ・フロー

インタレスト・カバレッジ・レシオ：キャッシュ・フロー / 利払い

2 2022年9月期及び2023年9月期の指標につきましては、それぞれ連結ベースの財務数値により、2024年9月期につきましては、単体ベースの財務数値により算出しております。

3 株式時価総額は、期末株価終値×期末発行済株式数（自己株式控除後）で計算しております。

4 キャッシュ・フローは、営業キャッシュ・フローを利用しております。

5 有利子負債は、（連結）貸借対照表に計上されている負債のうち利子を支払っている全ての負債を対象としております。

6 利払いについては、（連結）キャッシュ・フロー計算書の利息の支払額を使用しております。

7 2022年9月期及び2024年9月期のキャッシュ・フロー対有利子負債比率及びインタレスト・カバレッジ・レシオは、営業キャッシュ・フローがマイナスのため記載しておりません。

・セグメント別の状況

セグメント別の状況については、「第2 [事業の状況] 4 [経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析] (経営成績等の状況の概要)(1)財政状態及び経営成績の状況」の項目をご参照ください。

・資本の財源及び資金の流動性に係る情報

当社における資金需要の主なものは、仕入代金、販売費及び一般管理費の営業費用による運転資金及び新規事業の立ち上げやM&A費用等であります。当社の資金の源泉は、主として営業活動によるキャッシュ・フロー及び増資による資金調達と金融機関からの借入による資金調達となります。

また、手元流動性資金（現預金残高）については、一定額の維持を基本方針とし、今後の運転資金需要も踏まえつつ、流動性の確保に引き続き努めてまいります。

今後の重要な支出の計画につきましては、地球環境ソリューション事業においては新規案件の取得に加え、研究や開発、人材の確保にかかる費用、投資が想定されており、これらの必要資金についても、自己資金で賄いきれない部分については、長期安定的な方法により調達を行い、事業化を推進することが望ましいものと考えております。

第42期中間会計期間（自 2024年10月1日 至 2025年3月30日）

当社は前中間会計期間については中間財務諸表を作成していないため、前中間会計期間に係る比較情報は記載しておりません。

(1) 業績の状況

当中間会計期間（2024年10月1日～2025年3月31日）におけるわが国経済は、物価上昇の影響が続く中であっても、雇用・所得環境の改善や訪日外国人需要の増加を背景としたインバウンド消費の拡大などにより、緩やかな回復基調を維持しております。一方で、欧米における高金利水準の継続に加え、中国経済の減速傾向や中東地域における地政学リスクの高まりなどが海外経済の先行き不透明感を強めており、金融資本市場の変動や国内金利の上昇など、経済全体への影響に引き続き注意が必要な状況が続いております。

当社を取り巻く事業環境といたしましては、主要事業であるヘルスケアソリューション事業において、政府・総務省が推進する医療ICT政策にて「ネットワーク化による情報の共有・活用」「医療等データの利活用」が挙げられております。また、医療情報システムの安全管理に関するガイドラインを踏まえた非常時に備えたサイバーセキュリティ対策の整備医療機関の対象範囲が広がり、医療情報システムのオフライン体制の確保、「医療情報システムの安全管理に関するガイドラインに基づく業務継続計画（BCP）」に対応可能な電子カルテ及び医療情報管理システムの重要性も高まっております。

地球環境ソリューション事業においては、COP26が終了した2021年11月時点で、154カ国・1地域が、2050年等の年限を区切ったカーボンニュートラルの実現を表明しており、日本国内でも2050年までに温暖化ガスの排出量を全体として実質ゼロにする政府目標が示されております。また、2023年11月に開催されたCOP28において、パリ協定の目標達成に向け、「化石燃料からの脱却」という文言及び「原子力3倍宣言」がCOP史上初めて成果文書に記載されており、2050年のカーボンニュートラルの実現に向けて、脱炭素エネルギー源の一つとして原子力エネルギーが重要な役割を担うという認識も高まっております。こうした環境下において、当社が手掛けるエネルギー分野への重要性は増しており、当社では、地域及び地球に優しい持続可能な環境配慮型事業創出に注力しております。原子力産業関連分野においては、日本政府はIAEAからの提言を受けて福島第一原子力発電所で貯蔵されているALPS処理水をこれまで11回にわたって海洋放出しておりますが、廃炉作業は事故から30～40年の長期にわたる見通しとされております。そのため、当社も創イノベーション株式会社及び慶應義塾大学理工学部大村研究室と共同で研究しておりますトリチウム分離除去技術を、関係団体と共に実用化に向けて引き続き進めてまいります。ESG分野においては、2024年1月16日付「（開示事項の経過）第三者委員会の調査報告書公表に関するお知らせ」にて開示いたしましたとおり、第三者委員会から受領した調査報告書において、再生EVバッテリーを事業用ポータルバッテリーとしてリースレンタルする環境配慮型の事業に関する取引の実在性に関する指摘を踏まえ、今後本蓄電池取引を行わない方針のもと各社との契約の見直しを行っており、一部の顧客との間で締結した契約について解除を進めております。

当中間会計期間における当社の業績は、売上高590,687千円、営業損失160,132千円、経常損失162,141千円、中間純損失249,017千円となりました。

セグメント別の概況は以下のとおりです。

ヘルスケアソリューション事業

ヘルスケアソリューション事業の当中間会計期間は、売上高479,464千円(前年同期比78.6%増)、セグメント利益5,416千円(前年同期は56,624千円の損失)となりました。

当セグメントの業況といたしましては、メディカルシステム分野を中心とした展開を行っておりますが、電子カルテシステムに付随する部門システムの大型案件の納品が完了したことや保守案件の増加、人員配置の見直しや外注費の削減に努めたことにより前中間会計期間と比べ、売上高は増収し、利益については損失から黒字転換となりました。

メディカルシステム分野においては、PACS(医療用画像管理システム)、電子カルテ、RIS(放射線科情報システム)、統合viewer・医用文書スキャンシステム等を継続販売しております。医療機関のDX化が注目を集める中、統合viewerは一画面で患者様の情報が俯瞰できるため情報を探す手間が省け、業務の効率上がり、医療従事者の働き方改革にも役立つシステムになります。院内に紙媒体で散見する医用文書をファイリングできる医用文書スキャンシステムは、患者様の同意書や各種検査の検査結果用紙等の医用文書にタイムスタンプを付し原本としてデジタル保存することで膨大な紙文書の保管から解放(ペーパーレス化)を実現いたします。また、セキュリティ対策としてアクセスログ管理システムを提供しています。当中間会計期間では、電子カルテシステムに付随する部門システムの大型案件の納品が完了したことなどにより、前中間会計期間と比べ売上高は増収し、利益については損失から黒字転換となりました。

一方、医療経営管理システム「ONE Viewer」と支払代行サービス「ONE Payment」の販売を新規事業として開始いたしました。「ONE Viewer」は、経営データを一元化し、レセプト請求ファイルや財務情報の収集・分析を行い、結果の可視化を可能とする医療機関経営者の迅速かつ的確な意思決定を支援するシステムで、これまでのシステムでは珍しい医療経営のための「セキュアクラウドシステム」です。このシステムにより医療機関への導入が見込まれ、当社の安定収益の確保に寄与するものと考えております。また、「ONE Payment」は、医療機関を顧客とする卸売企業に対しては売掛債権の早期回収と未回収リスクのゼロ化が図れ、医療機関に対しては資金の確保を提供する支払代行サービスとなり、医療機関がこのサービスを利用することにより医療機関を顧客とする卸売企業と医療機関の双方にとって経営の安定化が期待されるとともに当社の収益力向上にも寄与する事業であります。これらの新規事業を早期に収益基盤とするべく営業活動に取り組んでおります。

メディカルサプライ分野では、新型コロナウイルス感染症の症状軽減傾向にあり、抗原検査キットの需要は前期に比べ減少しているため、売上高と利益共に前年同期を大幅に下回りました。

地球環境ソリューション事業

地球環境ソリューション事業の当中間会計期間は、売上高111,223千円(前年同期比88.6%減)、セグメント利益213千円(前年同期は1,949千円の損失)となりました。

当セグメントの業況といたしましては、GE0ソリューション分野、エネルギー分野、原子力産業関連分野を中心とした展開を行っておりますが、前中間会計期間と比べ、太陽光発電所の大型売却案件を獲得出来なかったことにより売上高が大幅な減収となり、利益については販売手数料や外注費の削減に努めた結果、損失から黒字転換となりました。

GE0ソリューション分野においては、当社が販売するPix4D社製の三次元画像処理ソフトウェア「PIX4Dmapper」「PIX4Dmatic」、クラウド方式の三次元画像処理サービス「PIX4Dcloud」、スマートフォンやタブレット端末を用いた計測ツールアプリ「PIX4Dcatch」、並びにGNSS受信機「viDoc RTK rover」「EMLID Reach RX」の受注が引き続き堅調に推移し、一定の利益も確保できております。また、従来の取引先である測量・建築業界のみならず、土地家屋調査士、文化財発掘調査等の新たな市場の開拓が進んでおります。また、車載や手持ちで簡単に三次元計測が可能な「マップフォー社」製品の新規取り扱いを開始しており、今後インフラ管理分野への導入を進めてまいります。

エネルギー分野においては、再生可能エネルギー市場の動向に注視しつつ、太陽光発電所等のセカンダリーマーケットにおいて売買活動を継続してまいりましたが、当中間会計期間においては、太陽光発電所の大型売却案件を獲得するには至らず、売上高と利益共に前中間会計期間を下回る結果となりました。

原子力産業関連分野のトリチウム分離除去においては、創イノベーション株式会社及び慶應義塾大学理工学部大村研究室との共同研究で得られた内容を電力会社との間で質疑応答を重ねながら、実証に向けて進めております。IAEAにテストサンプルとして納入いたしました、高い耐放射線性能と小型・軽量・省エネの特長を持つマツハコーポレーション株式会社製の耐放射線CMOSセンサーカメラ2台は、既に、IAEAにおいて試験が行われており、引き続きIAEAと協議を重ね、IAEAの意向に沿った製品への改良を進めてまいります。また、一般社団法人新生福島先端技術振興機構(以下、「新生福島先端技術振興機構」)との間で締結した独占販売代理店契約に基づき、同一事象同時検出法を利用して、GAGG(1)シンチレータを使用した2個の検出器による測定を行うことでトリチウムの信号とノイズを分離し、短時間で微量のトリチウム等が測定可能な連続計測器は視察いただいたIAEA各国代表からの高い評価を受け、IAEA及び国内電力会社とも実装のための環境整備等について、協議を継続してまいります。

- 1 GAGGは近年新しく開発されたシンチレータ結晶で、シンチレータ結晶の中では最も発光量が高いとされている。

(2) 財政状態の分析

(資産)

当中間会計期間末における流動資産は、928,158千円(前事業年度末比27.9%減)となりました。これは、売掛金が86,396千円増加したものの、現金及び預金が262,229千円、未収消費税が119,515千円減少したこと等によります。

固定資産は、327,344千円(同16.5%増)となりました。これは、投資有価証券が74,481千円増加し、長期預け金が22,414千円減少したこと等によります。

この結果、当中間会計期間末における総資産は、1,255,503千円(同19.9%減)となりました。

(負債)

当中間会計期間末における流動負債は、757,145千円(前事業年度末比8.2%減)となりました。これは、未払金が10,776千円増加したものの、買掛金が20,208千円、仮受金が42,512千円減少したこと等によります。

固定負債は、5,803千円(同31.4%減)となりました。これは、その他が2,662千円増加し、長期借入金が5,040千円減少したこと等によります。

この結果、当中間会計期間末における負債合計は、762,949千円(同8.4%減)となりました。

(純資産)

当中間会計期間末における純資産合計は、492,554千円(前事業年度末比33.0%減)となりました。これは、その他有価証券評価差額金が6,033千円増加したものの、中間純損失249,017千円を計上したこと等によります。

(3) キャッシュ・フローの状況

当中間会計期間における現金及び現金同等物(以下、「資金」という)は、291,593千円となりました。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

当中間会計期間において、営業活動の結果使用した資金は180,892千円となりました。これは、税金等調整前中間純損失の計上246,779千円、契約解約益42,504千円、売上債権の増加90,344千円、棚卸資産の減少40,014千円、未収消費税の減少119,515千円等があったことによるものです。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

当中間会計期間において、投資活動の結果使用した資金は76,297千円となりました。これは、投資有価証券の取得による支出64,121千円等があったことによるものです。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

当中間会計期間において、財務活動の結果使用した資金は5,040千円となりました。これは、長期借入金返済による支出5,040千円があったことによるものです。

(4) 会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

前事業年度の有価証券報告書に記載した「経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」中の会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定の記載について重要な変更はありません。

(5) 経営方針・経営戦略等及び経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等

当中間会計期間において、当社グループが定めている経営方針・経営戦略等について重要な変更はありません。

(6) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

当中間会計期間において、当社グループが優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題について重要な変更はありません。

(7) 研究開発活動

当中間会計期間の研究開発活動は、主に地球環境ソリューション事業における原子力関連分野のトリチウムの分離技術におけるプレパイロット装置を使った実験であり、当中間会計期間における当該研究開発活動に関わる費用の総額は3,776千円であります。

(8) 経営成績に重要な影響を与える要因

当中間会計期間において、当社グループの経営成績に重要な影響を与える要因に重要な変更はありません。

(9) 資本の財源及び資金の流動性についての分析

当中間会計期間において、前事業年度の有価証券報告書に記載した当社グループの資本の財源及び資金の流動性について重要な変更はありません。

5 【経営上の重要な契約等】

(業務提携やその他の契約)

契約先	契約締結日	契約期間	契約の内容
EBM Technologies, Inc. (台湾)	2001年 7月1日		DICOM に準拠した医療画像保管・配信・表示システム(PACS)の国内独占代理店契約
EBM Technologies, Inc. (台湾)	2015年 5月12日		国内PACS市場での競争力確保を目的とした業務提携
株式会社ユニ・ロッド	2019年 4月5日		再生可能エネルギー分野に係わる業務提携契約
創イノベーション株式会社	2020年 1月21日		株式交換による経営統合に関する基本合意書契約(注)1
慶応義塾大学 創イノベーション株式会社	2021年 7月8日	2026年3月31日 まで(注)2	ハイドレート生成原理を利用した水同位体分離の研究の契約
シーメンスヘルスケア株式会社	2022年 1月31日		移動型医療ソリューション「Medical- ConneX」の普及拡販に関する基本合意書
東京電力ホールディングス株式会社	2023年 1月27日	2025年12月31日 まで	フィージビリティスタディのために開示される情報についての守秘義務契約
Aristagora VC Israel GP L.P.	2023年 1月31日		ファンドへの出資契約
一般社団法人 新生福島先端技術振興機構	2023年 6月22日		トリチウム及び主要8核種の連続計測器の独占販売代理店契約

(注)1 創イノベーション株式会社との間で締結した、クリーンなエネルギー社会の創造及び地方創生への取組みを加速することを目的とした経営統合に関する基本合意書に関し、株式交換契約の承認取締役会及び締結を2022年3月と予定していましたが、株式交換の諸条件について引き続き両社で協議するため、株式交換契約の承認取締役会及び締結予定を2026年3月(2025年3月28日取締役会の決議事項)に変更しております。

2 慶応義塾大学及び創イノベーション株式会社との3者間によるハイドレート生成原理を利用した水同位体分離の研究の契約は、研究の精度を高めるため、契約終了期間を2026年3月31日まで延長とする契約を2024年4月1日に締結しております。

6 【研究開発活動】

第41期事業年度(自 2023年10月1日 至 2024年9月30日)

当事業年度の研究開発活動は、主に地球環境ソリューション事業における原子力関連分野のトリチウム分離技術におけるプレパイロット装置を使った実験であり、当事業年度における当該研究開発活動に関わる費用の総額は3,500千円であります。

第42期中間会計期間(自 2024年10月1日 至 2025年3月30日)

当中間会計期間の研究開発活動は、主に地球環境ソリューション事業における原子力関連分野のトリチウムの分離技術におけるプレパイロット装置を使った実験であり、当中間会計期間における当該研究開発活動に関わる費用の総額は3,776千円であります。

第3 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

第41期事業年度（自 2023年10月1日 至 2024年9月30日）

当事業年度に実施した設備投資の総額は18百万円で、主な内訳は、ヘルスケアソリューション事業のソフトウェア9百万円、工具、器具及び備品2百万円、地球環境ソリューション事業のレンタル資産2百万円であります。

第42期中間会計期間（自 2024年10月1日 至 2025年3月30日）

当中間会計期間において重要な設備投資はヘルスケアソリューション事業のソフトウェア9百万円であります。重要な設備の除却及び売却はありません。

2 【主要な設備の状況】

第41期事業年度（自 2023年10月1日 至 2024年9月30日）

2024年9月30日現在における当社の主要な設備、投下資本並びに従業員の配置状況は、次のとおりであります。

事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備 の内容	帳簿価額(千円)					従業員数 (名)	
			有形固定資産				無形 固定資産		合計
			建物	機械及び 装置	工具、 器具及び 備品	土地 (面積㎡)	ソフト ウェア		
本社 (東京都 品川区)	全 セグメント	統括業務 施設 販売業務 施設	0	0	0		6,366	6,366	34
名古屋営業所 (愛知県名古 屋市中区)	ヘルスケア ソリュー ション事業	販売業務 施設	0		0			0	3
大阪営業所 (大阪府大阪 市淀川区)	ヘルスケア ソリュー ション事業	販売業務 施設	0		0			0	5
九州営業所 (福岡県福岡 市博多区)	ヘルスケア ソリュー ション事業	販売業務 施設			0			0	1

(注) 1 上記営業所等はすべて賃借しており、その賃借料は年間54,396円であります。

(注) 2 帳簿価格は減損損失計上後の金額であります。

第42期中間会計期間（自 2024年10月1日 至 2025年3月30日）

当中間会計期間の主要な設備に著しい変動はありません。

3 【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設等

設備の重要な新設等の計画はありません。

(2) 重要な設備の除却等

設備の重要な除却等の計画はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	40,000,000
計	40,000,000

【発行済株式】

種類	最近事業年度末現在 発行数(株) (2024年9月30日)	本届出書提出日 の最近着現在 発行数(株) (2025年3月31日)	上場金融商品取引所名又は 登録認可金融商品取引業協 会名	内容
普通株式	10,803,600	10,803,600	東京証券取引所 スタンダード市場	単元株式数は100株であり ます。
計	10,803,600	10,803,600		

(注) 発行済普通株式のうち22,500株は譲渡制限付株式報酬として、金銭報酬債権(15,502千円)を出資の目的とする現物出資により発行したものです。

(2) 【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2019年12月23日 (注) 1		6,681,100		1,700,536	530,332	313,201
2020年1月22日 (注) 2	22,500	6,703,600	7,751	1,708,287	7,751	320,953
2019年10月1日～ 2020年9月30日 (注) 3	1,600,000	8,303,600	284,244	1,992,531	284,244	605,197
2020年10月1日～ 2021年9月30日 (注) 3	2,000,000	10,303,600	632,100	2,624,632	632,100	1,237,298
2022年9月12日 (注) 4	500,000	10,803,600	153,250	2,777,882	153,250	1,390,548

(注) 1 会社法第448条第1項の規定に基づき、資本準備金を減少し、その他資本剰余金へ振替えたものであります。

2 譲渡制限付株式報酬としての新株式発行による増加であります。

発行価格 689円

資本組入額 344.5円

割当先 当社取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く）6名

3 新株予約権の権利行使による増加

4 有償第三者割当による増加であります。

発行価格 613円

資本組入額 306.5円

割当先 Long Corridor Alpha Opportunities Master Fund 400,000株

MAP246 Segregated Portfolio 100,000株

(4) 【所有者別状況】

2025年3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)								単元未満 株式の状況 (株)
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人 その他	計	
					個人以外	個人			
株主数 (人)		2	20	46	19	36	5,954	6,077	
所有株式数 (単元)		4,291	3,490	23,206	3,735	434	72,826	107,982	5,400
所有株式数 の割合(%)		3.93	3.23	21.49	3.46	0.40	67.44	100.00	

(注) 1 自己株式74,538株は、「個人その他」に745単元、「単元未満株式の状況」に38株含まれております。

2 上記「その他の法人」には、証券保管振替機構名義の株式が3単元含まれております。

(5) 【大株主の状況】

2025年3月31日現在

氏名又は名称	住 所	所有株式数 (株)	発行済株式(自己 株式を除く。)の 総数に対する所 有株式数の割合 (%)
株式会社ユニ・ロット	大阪府大阪市中央区淡路町2丁目6番11号	745,000	6.94
エコ・キャピタル合同会社	東京都港区北青山3丁目5番17号	478,300	4.46
日本証券金融株式会社	東京都中央区日本橋茅場町1丁目2-10号	371,500	3.46
株式会社ジェンス	大阪府大阪市住吉区千駄2丁目4-15	368,700	3.44
古屋 雅章	東京都台東区	300,000	2.80
東京短資株式会社	東京都中央区日本橋室町4丁目4-10	251,600	2.35
G F A 株式会社	東京都港区南青山2丁目2-15 ウィン青山B I Z +	181,800	1.69
福原 陸	東京都港区	153,200	1.43
株式会社S B I証券	東京都港区六本木1丁目6番1号	140,584	1.31
橋本 順治	大阪府大阪市東成区	124,600	1.16
計	-	3,115,284	29.04

(6) 【議決権の状況】

【発行済株式】

2025年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 74,500		
完全議決権株式(その他)	普通株式 10,723,400	107,237	
単元未満株式	普通株式 5,400		
発行済株式総数	10,803,600		
総株主の議決権		107,237	

(注) 「完全議決権株式(その他)」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が300株含まれております。また、「議決権の数」の欄には、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数3個が含まれております。

【自己株式等】

2025年3月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
株式会社イメージワン	東京都品川区大崎1丁目6 番3号	74,500		74,500	0.69
計		74,500		74,500	0.69

(注) 上記のほか、単元未満株式38株を所有しております。

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】

普通株式

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	最近事業年度		最近期間	
	株式数(株)	処分価額の総額 (円)	株式数(株)	処分価額の総額 (円)
引き受ける者の募集を行った 取得自己株式				
消却の処分を行った取得自己株式				
合併、株式交換、株式交付、会社 分割に係る移転を行った取得自己 株式				
その他()				
保有自己株式数	74,538		74,538	

(注) 最近期間における保有自己株式数には、有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式数は含めておりません。

3 【配当政策】

当社は、株主の皆様への長期安定的な配当を維持しながら適正な利益分配に努めることを経営の最重要課題の一つと位置づけております。復配の早期実現に向け、一層の事業収益力の強化及び財務体質改善等の経営基盤の強化を図ってまいります。

当社は、年1回の期末配当を行うことを基本方針としており、その剰余金の配当の決定機関は、株主総会でありませ

す。また「取締役会の決議によって、毎年3月31日を基準日として中間配当をすることができる」旨を定款に定めております。

4 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの概要】

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方は、コーポレート・ガバナンスの実現により、すべての株主・投資家の皆様から信頼される企業であることを目指すものであります。

当社は、「監査等委員会設置会社」を採用し、取締役会及び監査等委員会を中心としたコーポレート・ガバナンスの体制となっております。また、取締役の選任等の公正な決定や相当な報酬等を諮問する機関として指名委員会を、適切なガバナンス体制の維持及び発展のためリスク・コンプライアンス委員会を、内部統制機能の充実のため内部監査室を設置しております。今後とも、基本方針を透明性・健全性の高い経営体制の構築と維持に置き、株主・投資家の皆様への迅速かつ正確な情報開示や株主の権利を尊重する対応に努めることで、更なるコーポレート・ガバナンスの充実を図ってまいります。

企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

イ 企業統治の体制の概要

会社の機関の内容

a. 取締役・取締役会

当社は、取締役会を経営方針の最重要事項に関する意思決定機関、業務執行に係る事項の決定機関及び業務執行の監督機関として位置づけております。

取締役会は、意思決定を行う際の議事進行が事業推進に極端に偏ることや代表取締役による独断的な判断をするリスクのない体制とするため、議長は社外取締役が務めることを定款に定め、監査等委員である社外取締役の市橋卓が務めております。その他、代表取締役 川倉歩、社外取締役 佐藤立哉、監査等委員である社外取締役 杉原悠介、監査等委員である社外取締役 大原多鶴の計5名で構成され、毎月の定時取締役会のほか、必要に応じ機動的に臨時取締役会を開催し、法令で定められた事項のほか、経営に関する重要事項を決定するとともに、業務執行の状況を逐次監督しております。

b. 監査等委員会

当社は、監査等委員会設置会社であり、社外取締役 市橋卓が議長を務めております。その他、監査等委員である社外取締役 杉原悠介、監査等委員である社外取締役 大原多鶴の計3名の監査等委員で構成され、原則として監査等委員会を毎月1回開催し、監査等委員同士の情報交換及び内部監査室からの内部監査結果の報告を受けて、監査機能の充実を図るとともに会計監査人との連携によって実効性のある監査を行っております。

c. 指名委員会

当社は、取締役会の諮問機関として、任意の指名委員会を設置しており、監査等委員である取締役の市橋卓が委員長を務めております。その他、社外取締役 佐藤立哉、監査等委員である社外取締役 杉原悠介、監査等委員である社外取締役 大原多鶴の計4名で構成され、原則として指名委員会を毎年1回以上開催し、取締役の選任等の公正な決定や報酬等に係る答申を行っております。

d. 経営会議

当社は、代表取締役、業務執行取締役、執行役員、各部門長、オブザーバーとして社外取締役及び内部監査室が出席する経営会議を毎月2回開催し、取締役会に上程する決議事項の内容を協議するほか、各事業部門の課題への対策を目的として業務状況等の共有を行っております。

e. リスク管理会議

当社は、リスク管理に関する事項に適切に対応するため、リスク管理会議を開催しております。リスク管理会議は、各事業部の部門長および業務執行の取締役で構成され、各関係部署から共有されたリスクについて、対応策(再発防止策を含む)を含めた事項の協議を行う役割を担っております。リスク管理会議は、原則として年2回(年1回のリスク評価、年1回のモニタリング評価)開催されており、新規事業が発生する場合や既存事業に変更がある場合には都度開催されます。リスク管理会議で協議された重要なリスクに関する事項については、リスク・コンプライアンス委員会に諮問し、議論及び調整等を行っております。

f. リスク・コンプライアンス委員会

当社は、経営陣が自らの姿勢を顧みることや、内部統制の仕組みや企業文化を客観的に認識するため、経営陣に対する牽制機能が働く適切なガバナンス体制を構築し、「社内の常識」と「世間の常識」の乖離を防ぐための一定の体制整備として、社外取締役、弁護士、公認会計士の外部有識者3名で構成されたリスク・コンプライアンス委員会を、毎月1回開催し、利益相反、関連当事者取引、新規事業のリスク、経営管理体制、内部管理体制、リスク管理体制等のリスク、コンプライアンス、ガバナンスに関する取締役会への提言を行うほか各部門から報告された各種リスクのレビュー及び継続的なモニタリングを行っております。

g. 内部監査室

当社は、内部統制システムが有効に機能していることを監視するため、内部監査専門の部署として、内部監査室が設置されており、常勤の専任担当者を配属しております。内部監査室は、内部統制システム全般の整備・運用状況について、全社的な内部統制の評価を行った上で、業務プロセスの評価、決算財務プロセス評価のモニタリングを行い内部監査体制の整備を図っているほか、取締役会、監査等委員、経営会議、リスク・コンプライアンス委員会など重要会議体のすべてに参加しております。

また、監査等委員会及び会計監査人と随時会合を開いて意見交換や情報交換を密接に行う体制をとっております。

- b. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
取締役の職務執行に係る情報は、文書又は電磁的媒体に記録し、「文書管理規程」及び「I S M S 関連規程」に従って適切に保存・管理するとともに、取締役、監査等委員会、会計監査人が閲覧可能な状態を維持する。
- c. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
経営に影響する重要事項の決定については、法令、定款、及び社内規程等に基づき、取締役会で厳正な審査を行う。
また、経営環境や事業の変化に応じたリスクの見直し及び低減策の検討等は、月に1回開催される「リスク・コンプライアンス委員会」に諮問し答申を得るものとしています。
- d. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
経営戦略及び業務執行に係る重要な意思決定を行うために、月1回開催される定時取締役会に加え、必要に応じて臨時取締役会を開催する。
また、「取締役会規程」及び「組織及び業務分掌規程」などにより職務権限及び意思決定ルールを明確化し、取締役の職務執行が適正かつ効率的に行われる体制を確保する。
- e. 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
「社員行動基準」、「コンプライアンス指針」、「コンプライアンス規程」、「リスク管理方針」、「リスク管理規程」及び「内部通報制度規程」など、リスク及びコンプライアンスに係る諸規程を周知徹底させることにより、法令遵守、企業倫理の確保に努める。
また、リスク及びコンプライアンスに関する重要事項を審議する「リスク・コンプライアンス委員会」を設置し、月に1回開催する。
- f. 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制及びその使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く）からの独立性に関する事項並びにその使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めたときは、取締役（監査等委員である取締役を除く）の指揮から独立した使用人を置くことができるものとし、監査等委員会より監査業務に必要な指揮命令を受けた場合はその指揮命令に関し、取締役（監査等委員である取締役を除く）の指揮命令を受けないものとする。
- g. 取締役（監査等委員である取締役を除く）及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制、その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
取締役（監査等委員である取締役を除く）及び使用人は、職務執行に関して重大な法令・定款違反、不正行為の事実又は会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を知ったときは、遅滞なく監査等委員会に報告するものとする。
監査等委員である取締役は重要な意思決定のプロセスや業務の執行状況を把握するため、取締役会等重要会議に出席するとともに、決裁書類等業務執行に係る重要な文書を閲覧し、取締役（監査等委員である取締役を除く）及び使用人に説明を求めることができる。
また、監査等委員会は内部監査室と緊密な連携を保つとともに、必要に応じ内部監査室に調査を求めることができる。
- h. 監査等委員会へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
「コンプライアンス規程」では、「内部通報制度」についても規定し、取締役（監査等委員である取締役を除く）、使用人等のコンプライアンス違反を認識した場合には、「リスク・コンプライアンス委員会」に通報しなければならないと定めており、通報者が不利益を被らないように保護規定を設けている。
- i. 監査等委員である取締役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
監査等委員である取締役は、監査の実施にあたり独自の意見形成を行うため、必要に応じて会社の費用で法律・会計等の専門機関を活用することができる。

ロ 子会社の業務の適正を確保するための体制整備の状況

現在、当社に子会社はありませんが、子会社の管理を行う体制を以下のとおり整備しております。

a. 子会社の取締役の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

子会社の主要な日常業務については、稟議・決裁権限及び会計に関する手続において当社に準じた運用を行なう。その他の子会社業務についても適宜報告を求める体制をとるとともに、子会社の重要な事業運営に関する事項については、当社において取締役会への報告並びに付議を行う。

b. 子会社の損失の危機に関する規定その他の体制

子会社の経営に重大な影響を与える事態を把握した場合には、「リスク管理規程」に基づき適時適切に対応することにより、子会社の損害の拡大を防止し、これを最小限に抑える。

c. 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

連結子会社を有する場合には連結ベースにて経営計画を策定し、当該経営計画の達成のため子会社の経営指導にあたりるとともに、当社よりグループファイナンス等の機能の提供を通じた支援を実施する。

d. 子会社の取締役及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

法令及び定款に基づき、適正に会社運営を行うため、社員行動基準の他、「組織及び業務分掌規程」、「職務権限規程」、その他諸管理規程等の規程類を定め、子会社の取締役及び使用人はこれらの規程類に則り職務を遂行する。

e. 子会社の取締役及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制、その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

子会社の取締役及び使用人は、職務執行に関して重大な法令・定款違反、不正行為の事実又は会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を知ったときは、遅滞なく監査等委員会に報告するものとする。

監査等委員は重要な意思決定のプロセスや業務の執行状況を把握するため、子会社の取締役会等重要会議に出席するとともに、決裁書類等業務執行に係る重要な文書を閲覧し、子会社の取締役及び使用人に説明を求めることができる。

また、監査等委員会は内部監査室と緊密な連携を保つとともに、必要に応じ内部監査室に調査を求めることができる。

f. 子会社における業務の適正を確保するためのその他の体制

企業の独立性を保持しつつも、当社の企業集団に属する立場から、法令等の遵守に関する子会社の規程だけではなく、当社の規程にも沿った内部統制システムを構築し、業務を執行する

ハ 定款における取締役の定数や選任の決議要件

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く）は7名以内、監査等委員である取締役は4名以内とする旨を定款に定めております。

当社は、取締役の選任決議について、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって決める旨を定款に定めております。また、取締役の選任決議は累積投票によらない旨も定款に定めております。

二 株主総会決議事項を取締役会で決議することができる事項

a. 当社は、自己の株式の取得について、経済環境の変化に対応した機動的な資本政策を遂行するため、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる旨を定款に定めております。

b. 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役（取締役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の行為に関する責任を法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる旨を定款に定めております。

- c. 当社は、取締役会の決議によって、機動的な配当政策を実現するため毎年3月31日を基準日として中間配当をすることができる旨を定款に定めております。

ホ 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項及び定款の規定に基づき、社外取締役との間において、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令で定める額としております。なお、責任限定が認められるのは、社外取締役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

へ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、保険会社との間で、取締役、執行役員及びその他会社法上の重要な使用人を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しております。保険料は全額当社が負担しております。当該保険契約により被保険者の職務の執行に関し保険期間中に提起された損害賠償請求（株主代表訴訟を含む。）等に起因して、被保険者が被る損害賠償額が填補されることとなります。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、被保険者の故意による法令違反などの場合には填補の対象としないこととしております。

ト 株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。これは株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行なうことを目的とするものであります。

取締役会の活動状況

取締役会は、定時取締役会を原則月1回開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。最近事業年度においては、合計22回開催しており、個々の取締役の出席状況については次のとおりであります。

氏名	開催回数	出席回数
川倉 歩	22	22
武井 保人 (注) 1、2	18	18
中川 宏 (注) 2	22	21
三橋 信一郎 (注) 2	22	21
市橋 卓	22	22
川眞田 啓介 (注) 1、2	18	18
杉原 悠介 (注) 1	18	18

(注) 1 . 2023年12月26日開催の第40回定時株主総会において選任され、出席状況は就任後の回数を記載しております。

2 . 2024年12月24日開催の第41回定時株主総会終結の時をもって退任しております。

また、最近事業年度終了後、本届出書提出日までにおいては合計13回開催しており、個々の取締役の出席状況については次のとおりであります。

氏名	開催回数	出席回数
川倉 歩	19	19
武井 保人 (注) 2	6	6
中川 宏 (注) 2	6	5
三橋 信一郎 (注) 2	6	5
佐藤 立哉 (注) 1	13	13
横山 恵一 (注) 3	6	6
市橋 卓	19	19
川真田 啓介 (注) 2	6	6
杉原 悠介	19	18
大原 多鶴 (注) 1	13	13

- (注) 1. 2024年12月24日開催の第41回定時株主総会において選任され、出席状況は就任後の回数を記載しております。
2. 2024年12月24日開催の第41回定時株主総会終結の時をもって退任しております。
3. 2025年4月16日開催の臨時株主総会において選任され、出席状況は就任後の回数を記載しております。

取締役会における具体的な検討内容として、代表取締役の選定、執行役員の選任、経営戦略に関する事項、事業報告及び計算書類の承認、株主総会の招集、組織・人事に関する事項、サステナビリティに関する事項、その他会社法及び取締役会規程にて定める決議・報告事項について、決議、報告及び審議を実施しました。

指名委員会

最近事業年度において当社は指名委員会を2回開催しており、個々の指名委員の出席状況については、次のとおりであります。

氏名	開催回数	出席回数
市橋 卓	2	2
三橋 信一郎	2	2
川真田 啓介	2	2
杉原 悠介	2	2

また、最近事業年度終了後、本届出書提出日までにおいては指名委員会を3回開催しており、個々の指名委員の出席状況については、次のとおりであります。

氏名	開催回数	出席回数
市橋 卓	3	3
杉原 悠介	3	3
佐藤 立哉 (注) 1	3	3
大原 多鶴 (注) 1	3	3

- (注) 1. 2024年12月24日開催の第41回定時株主総会後に開催された臨時取締役会において選任され、出席状況は就任後の回数を記載しております。

指名委員会における具体的な検討内容として、取締役選任議案の原案の審議を行いました。

(2) 【役員の状況】

役員一覧

男性4名 女性1名（役員のうち女性の比率20.0%）

役職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (株)
代表取締役社長	川 倉 歩	1969年3月1日生	1994年4月 2008年4月 2013年2月 2018年12月 2023年9月	株式会社因幡電機製作所入社 株式会社Golden Spoon Japan入社 株式会社ジェンス代表取締役 当社取締役 当社代表取締役社長（現任）	(注) 2	8,718
取締役	佐 藤 立 哉	1961年4月5日生	1986年4月 2001年4月 2006年8月 2007年4月 2009年3月 2010年4月 2010年9月 2011年4月 2018年4月 2020年4月 2021年4月 2022年7月 2024年12月	三菱重工株式会社入社 Mitsubishi Power Systems America 米国 フロリダ州オーランド 三菱重工株式会社原動機事業本部 原動機輸出部輸出一課課長 同社原動機事業本部太陽光発電事業部営業 課長 シャープ株式会社入社 同社ソーラー事業部海外電力事業部部長 同社ソーラー事業部システム統括部統括 部長 同社ソーラー事業部副本部長兼システム 事業統括 シャープエネルギーソリューション株式会 社専務兼プロジェクト統括部長 同社取締役専務 同社取締役副社長 エスグランデ株式会社代表取締役（現任） 当社取締役（現任）	(注) 2	
取締役 (監査等委員)	市 橋 卓	1983年6月28日生	2012年12月 2013年10月 2018年8月 2019年2月 2019年12月	弁護士登録 小出剛司法律事務所入所 シティユーワ法律事務所入所 OMM法律事務所参画（現任） 当社仮取締役（監査等委員） 当社取締役（監査等委員）（現任）	(注) 3	100
取締役 (監査等委員)	杉 原 悠 介	1977年9月9日生	2001年4月 2005年10月 2007年9月 2007年9月 2017年6月 2023年10月 2023年12月	北陸電力株式会社入社 検察官任官 弁護士登録 シティユーワ法律事務所入所 米国ニューヨーク州弁護士登録 弁護士法人グレイス入所（現任） 当社取締役（監査等委員）（現任）	(注) 3	
取締役 (監査等委員)	大 原 多 鶴	1974年8月17日生	2000年10月 2004年4月 2006年2月 2019年3月 2023年3月 2024年12月	監査法人太田昭和センチュリー（現、EY新 日本有限責任監査法人）入所 公認会計士登録 リソース・グローバル・プロフェッショナ ル・ジャパン(株)入社 東陽監査法人入所 株式会社GIG監査役（現任） 当社取締役（監査等委員）（現任）	(注) 4	
計						7,404

- (注) 1 取締役佐藤立哉、監査等委員である取締役市橋卓、杉原悠介、大原多鶴は社外取締役であります。
2 2024年9月期に係る定時株主総会終結の時から2025年9月期に係る定時株主総会の時までであります。
3 2023年9月期に係る定時株主総会終結の時から2025年9月期に係る定時株主総会の時までであります。
4 2024年9月期に係る定時株主総会終結の時から2025年9月期に係る定時株主総会の時までであります。
5 監査等委員会の体制は、次のとおりであります。
委員長 市橋卓 委員 杉原悠介 委員 大原多鶴
6 「所有株式数」については、役員持株会及び従業員持株会における持分を含めております。

社外役員の状況

当社は、経営監視監督機能を働かせて経営規律を維持することを基本方針としており、社外取締役1名、監査等委員である社外取締役3名を選任することにより、公正かつ専門的な監査・監督を行う体制を整備しております。

経営の透明性と公正な意思決定を確保するために、特定の利害関係から独立した社外取締役を選任しております。なお、社外取締役を選任するための独立性に関する基準及び方針は定めていませんが、選任にあたっては証券取引所の独立役員の独立性に関する基準等を参考にしております。

監査等委員である社外取締役 市橋卓は、「(2) 役員の状況 役員一覧」の所有株式数覧に記載のとおり

り当社株式を所有しておりますが、このほかに、当社との間に人的関係、資本的关系又は取引関係その他の利害関係はありません。

社外取締役の佐藤立哉、監査等委員である取締役の杉原悠介及び大原多鶴と当社との間に人的関係、資本的关系又は取引関係その他の利害関係はありません。

社外取締役 佐藤立哉は、世界的に事業を展開するメーカーを含め、複数企業の要職を歴任された経験、また、企業経営者としての豊富な経験と多岐にわたり高い見識を有しております。同氏の豊富な知識・経験は当社において、取締役会等の重要な会議での助言や業務執行に対して適切な監視を行えるものと判断し、経営全般の監視と有効な助言を期待できることから選任しております。

監査等委員である社外取締役 市橋卓は、弁護士の資格を有しており、専門的見地からの知識及び経験を有するものであり、客観的かつ公正な立場に立って経営の監督を行う役割を期待し、監査等委員である社外取締役に選任しております。

監査等委員である社外取締役 杉原悠介は、弁護士の資格を有しており、専門的見地からの知識及び経験を有するものであり、客観的かつ公正な立場に立って経営の監督を行う役割を期待し、監査等委員である社外取締役に選任しております。

監査等委員である社外取締役 大原多鶴は、公認会計士として財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであり、経営全般の監視と有効な助言をいただくことを期待し、監査等委員である社外取締役に選任しております。

社外取締役による監督又は監査と内部監査、監査等委員会監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

当社の社外取締役は現在4名のうち3名が監査等委員であり、監査等委員でない社外取締役は、取締役会等を通じ、内部監査や会計監査の状況を把握し、必要に応じて内部監査人や会計監査人と意見交換を行うなど相互連携を図っております。

監査等委員である社外取締役は、取締役会において、内部監査、監査等委員会監査及び会計監査の結果、並びにコンプライアンス及び内部統制の状況についての報告を受けて、それらを踏まえて取締役の業務執行の監督を行っております。また、内部監査人及び会計監査人と随時会合を開いて意見交換や情報交換を密接に行う体制をとっており、監査等委員会監査の機能強化に役立てております。さらに、内部統制部門とも、監査等委員会監査の実効性を高めるために情報交換及び連携を行っております。

(3) 【監査の状況】

監査等委員会監査の状況

当社の監査等委員会は3名で構成され、3名全員が社外取締役であります。監査等委員は監査等委員会で定められた監査方針、監査計画に基づいて、取締役会及び重要な会議への出席を通じ、取締役や執行役員等から業務執行の報告を受け、職務執行の適正や効率性の監査を行っております。内部監査委員会が行った監査の報告を定期的に受けるほか、会計監査人とは、四半期毎に会計監査の報告を受け、適宜意見交換を行っております。

最近事業年度において当社は監査等委員会を月1回開催しており、個々の監査等委員の出席状況については次のとおりであります。

氏名	開催回数	出席回数
市橋 卓	12	12
平 善昭 (注) 1	2	2
岡山 愛 (注) 1	2	2
川真田 啓介 (注) 2、3	10	10
杉原 悠介 (注) 2	10	10

(注) 1．2023年12月26日開催の第40回定時株主総会終結の時をもって退任しております。

2．2023年12月26日開催の第40回定時株主総会において選任され、出席状況は就任後の回数を記載しております。

3．2024年12月24日開催の第41回定時株主総会終結の時をもって退任しております。

また、最近事業年度終了後、本届出書提出日までにおいては合計8回開催しており、個々の監査等委員の出席状況については次のとおりであります。

氏名	開催回数	出席回数
市橋 卓	8	8
川真田 啓介 (注) 1、2	2	2
杉原 悠介 (注) 1	8	8
大原 多鶴 (注) 3	6	6

(注) 1．2023年12月26日開催の第40回定時株主総会において選任され、出席状況は就任後の回数を記載しております。

2．2024年12月24日開催の第41回定時株主総会終結の時をもって退任しております。

3．2024年12月24日開催の第41回定時株主総会後に開催された臨時取締役会において選任され、出席状況は就任後の回数を記載しております。

監査等委員会の具体的な主な検討事項は、監査方針や監査計画の策定、会計監査人の監査の方法及び結果の相当性、会計監査人の評価及び再任可否、決算の監査等であります。また、監査等委員の活動として、日常業務の監査及び取締役会に加え、重要な決裁書類等の閲覧等により、取締役による意思決定に至るプロセスや決定内容の適法性、適正性、妥当性及び合理性について監査いたしました。監査等委員の知見に関しましては、監査等委員である取締役 市橋卓は、弁護士の資格を有しており、専門的見地からの知識及び経験を有するものであります。監査等委員である取締役 川真田啓介は、公認会計士及び税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当の知見を有するものであります。監査等委員である取締役 杉原悠介は、弁護士の資格を有しており、専門的見地からの知識及び経験を有するものであります。監査等委員である社外取締役 大原多鶴は、公認会計士として財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

内部監査の状況

当社は、内部監査専門の部署として、内部監査室を設置しており常勤の専任担当者が年間の計画に基づいて、内部監査を実施する体制をとっております。会計・業務・事業リスク・コンプライアンス等の内部監査を実施し、被監査部門に対し助言及び改善状況の確認を行っております。監査結果は、代表取締役、取締役会、監査等委員会、経営会議、リスク・コンプライアンス委員会に報告しております。また、内部監査及び内部統制の実効性を高め、かつ全体としての内部監査及び内部統制の質的向上と連携及び相互補完を図るため、内部監査室、監査等委員会、会計監査人のそれぞれが定期的に打ち合わせを行い、相互の連携強化に努めております。

会計監査の状況

a. 監査法人の名称

フロンティア監査法人

b. 継続監査期間

2018年9月期以降

c. 業務を執行した公認会計士

藤井 幸雄

酒井 俊輔

d. 監査業務に係る補助者の構成

公認会計士4名、その他3名

e. 監査法人の選定方針と理由

当社は、会計監査人の選定方針は定めていませんが、監査日数、人員配置並びに前事業年度の監査実績の検証及び評価等を実施した上で決定しています。

選任した理由は、長年にわたる企業会計監査の実績を有し、会計監査人として必要な専門性と独立性、並びに職業的専門家としての適時適切な監査判断を可能とする体制を整えていると判断したためであります。

会計監査人に会社法第340条第1項各号（下記）のいずれかに該当する事由が認められる場合は、監査等委員会が監査等委員全員の同意により会計監査人を解任いたします。また、監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき当該議案を株主総会に提案することといたします。

会社法第340条第1項各号

1.職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき

2.会計監査人としてふさわしくない非行があったとき

3.心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき

f. 監査等委員及び監査等委員会による監査法人の評価

監査等委員会は、監査法人との意見交換を通じて、専門性、独立性、品質管理体制について総合的に評価検証を行っております。監査計画から監査の手続きの内容について評価した結果、フロンティア監査法人が当社の会計監査人として選任することが適当であると判断しております。

監査報酬の内容等

a. 監査公認会計士等に対する報酬

区 分	最近事業年度の前連結会計年度	
	監査証明業務に 基づく報酬(千円)	非監査業務に 基づく報酬(千円)
提出会社	24,000	
連結子会社		
計	24,000	

区 分	最近事業年度	
	監査証明業務に 基づく報酬(千円)	非監査業務に 基づく報酬(千円)
提出会社	50,000	

(注)最近事業年度の監査証明業務に基づく報酬には、当社の過年度訂正に係る監査業務に対する報酬24,000千円を含んでおります。

b. 監査公認会計士等と同一のネットワークに対する報酬（a.を除く）

該当事項はありません。

c. その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

該当事項はありません。

d. 監査報酬の決定方針

会計監査人の報酬は、会社法第399条第1項に基づき取締役会が監査等委員会の同意を得て決定しております。

e. 監査等委員会が会計監査人の報酬等に同意した理由

取締役会が提案した会計監査人に対する報酬等に対して、監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務執行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切かどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について検討した結果、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(4) 【役員の報酬等】

役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

当社は、2021年10月27日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。

取締役の報酬等の額については、取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び監査等委員である取締役で区分し、それぞれ株主総会において承認された報酬総額の限度額内で、各取締役の果たすべき責務の評価・業績を勘案しながら取締役の報酬等の額及びその算定方法の決定に関する方針について原案を代表取締役が作成しております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりです。

a. 報酬に関する基本方針

当社取締役の報酬は企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして機能することを目的とした報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とします。具体的には、固定報酬としての基本報酬及び株式報酬によって構成する。

b. 基本報酬（金銭報酬）に関する方針

当社の取締役の基本報酬は固定報酬とし、役位、職責、在任年数に応じて、会社業績との連動性を確保し、職責と成果を反映して総合的に決定する。

c. 業績連動報酬の内容及び額または数の算定方法の決定に関する方針

該当事項はありません。

d. 非金銭報酬等に関する方針

当社の中長期的な企業価値及び株主価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与するため、非金銭報酬として譲渡制限株式を付与するものとし、付与数は役位に応じて決定する。

e. 金銭報酬及び非金銭報酬等の割合の決定に関する方針

取締役報酬の構成割合については、当社と同程度の事業規模や関連業種・業態の報酬水準を踏まえ、株主と経営者の利害を共有し、企業価値の持続的な向上に寄与するために、最適な支給割合となることを方針とする。

f. 報酬等の付与時期や条件に関する方針

金銭報酬の支給時期等については、決定された報酬額は年俸とし、その支給時期は株主総会において選任された日の翌月から任期満了の月まで、12カ月にわたって定期同額で月額報酬として支給する。一方、非金銭報酬の支給時期等については、取締役会の決定によるものとする。

g. 決定の全部または一部の第三者への委任に関する事項

個人別の報酬額については、取締役会決議に基づき代表取締役にその具体的内容の決定を委任するものとし、代表取締役は、当社の業績等も踏まえ、株主総会で承認された報酬等の総額の範囲内において、各取締役の役位、職責、実績等に応じて決定する。また、決定した個人別の報酬額については、代表取締役が監査等委員である取締役へ説明を行うものとする。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬限度額は、2023年12月26日開催の第40回定時株主総会において、年額60百万円以内（うち、社外取締役分を年額10百万円以内。ただし、使用人分給とは含まない。）と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は4名（監査等委員である取締役を除く。）です。また、取締役に当社の企業価値の持続的な向上をはかるインセンティブを与えるとともに、取締役と株主の皆様との一層の価値共有をはかることを目的として、2019年12月23日開催の第36回定時株主総会において、上記の報酬枠とは別枠で、年額30百万円の範囲内で譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給する譲渡制限付株式報酬制度の導入について承認をいただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は4名（監査等委員である取締役を除く）です。

監査等委員である取締役の報酬限度額は、2017年12月20日開催の第34回定時株主総会において、年額20百万円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は3名です。

最近事業年度の報酬等の額につきましては、2024年12月24日開催の取締役会の委任決議に基づき、代表取締役社長の川倉歩が取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の固定報酬の額を2024年12月24日開催の指名委員会から答申を受けた後に決定しております。

これらの権限を委任した理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の実績評価を行うには代表取締役

が最も適しているためであります。代表取締役は当該権限を適切に行使するために指名委員会に諮問し、答申を受けた上で個人別の報酬額を決定しております。

また、取締役会は、最近事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることを当該委任決議が行われた取締役会の決議後、その場で確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)				対象となる 役員の員数 (名)
		固定報酬	業績連動 報酬	非金銭 報酬等	退職慰労金	
取締役 (監査等委員及び社外取 締役を除く。)	38,754	38,730		24		6
取締役(監査等委員) (社外取締役を除く。)						
社外役員	15,525	15,525				6

- (注) 1 報酬等の額には、2023年12月26日開催の第40回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役(監査等委員である取締役を除く。)3名及び監査等委員である取締役2名に対する報酬等の額を含めております。
- 2 非金銭報酬等は、譲渡制限付株式報酬制度に基づく最近事業年度における費用計上額を記載してありません。

役員ごとの連結報酬等の総額等

報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載してありません。

使用人兼務役員の使用人給与

該当事項はありません。

(5) 【株式の保有状況】

投資株式の区分の基準及び考え方

当社は専ら株式の価値の変動または株式にかかる配当によって利益を受けることを目的として保有する場合には純投資目的である投資株式として区分し、それ以外を純投資目的以外の目的である投資株式として区分しております。

保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

a. 保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容

株式の政策保有は、当該株式が成長戦略に則った業務提携関係の維持・強化に繋がり、当社の中長期的な企業価値の向上に資すると判断した場合について、保有していく方針です。保有先企業の財政状態、経営成績及び株価、配当等の状況を確認し、政策保有の継続の可否について定期的に検討を行い、取締役会が保有の是非を決定しております。

b. 銘柄数及び貸借対照表計上額

	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額(千円)
非上場株式	3	1,772
非上場株式以外の株式		

(最近事業年度において株式数が増加した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の増加に係る取得 価額の合計額(千円)	株式数の増加の理由
非上場株式			
非上場株式以外の株式			

(最近事業年度において株式数が減少した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の減少に係る売却 価額の合計額(千円)
非上場株式		
非上場株式以外の株式		

c. 特定投資株式及びみなし保有株式の銘柄ごとの株式数、貸借対照表計上額等に関する情報

特定投資株式

該当事項はありません。

みなし保有株式

該当事項はありません。

保有目的が純投資目的である投資株式

該当事項はありません。

最近事業年度中に投資株式の保有目的を純投資目的から純投資目的以外の目的に変更したもの

該当事項はありません。

最近事業年度中に投資株式の保有目的を純投資目的以外の目的から純投資目的に変更したもの

該当事項はありません。

第5 【経理の状況】

1 財務諸表の作成方法について

当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)に基づいて作成しております。

なお、当社は前事業年度(2022年10月1日から2023年9月30日まで)は連結財務諸表を作成しており、キャッシュ・フロー計算書を作成していないため、キャッシュ・フロー計算書に係る比較情報は記載しておりません。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、事業年度(2023年10月1日から2024年9月30日まで)の財務諸表について、フロンティア監査法人による監査を受けております。

3 連結財務諸表について

2024年8月19日付で子会社であった株式会社ワン・サンエンスを清算終了したことに伴い、当社は子会社がありませんので、連結財務諸表は作成しておりません。

4 財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、会計基準等の変更等についての確に対応することができる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入しております。

5 中間財務諸表の作成方法について

当社の中間財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。

また、当社は、金融商品取引法第24条の5第1項の表の第1号の上欄に掲げる会社に該当し、財務諸表等規則第1編及び第3編の規定により第1種中間財務諸表を作成しております。

なお、当社は当中間会計期間より中間財務諸表を作成しているため、中間損益計算書及び中間キャッシュ・フロー計算書に係る比較情報を記載しておりません。

6 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、中間会計期間(2024年10月1日から2025年3月31日まで)に係る中間財務諸表について、フロンティア監査法人による期中レビューを受けております。

7 中間連結財務諸表について

当社は、子会社がありませんので、中間連結財務諸表を作成しておりません。

1 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2023年9月30日)	当事業年度 (2024年9月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	873,062	553,823
受取手形	217	
売掛金	138,749	68,724
商品	42,483	35,173
仕掛品	35,986	50,867
貯蔵品	747	710
販売用不動産	26,460	17,352
仕掛販売用不動産	578,000	
未収消費税等		119,515
未収還付法人税等	30	
前渡金	245,916	16,647
仮払金	³ 302,613	³ 399,999
前払費用	28,160	28,120
その他	² 4,116	21
貸倒引当金	15,662	2,536
流動資産合計	2,260,882	1,288,419
固定資産		
有形固定資産		
建物（純額）	⁵ 0	⁵ 0
機械及び装置（純額）	⁵ 0	⁵ 0
工具、器具及び備品（純額）	⁵ 0	⁵ 0
土地	103,944	
その他（純額）	⁵ 61	⁵ 0
有形固定資産合計	104,006	0
無形固定資産		
ソフトウェア	13,027	6,366
その他	7,928	0
無形固定資産合計	20,955	6,366
投資その他の資産		
長期前払費用	10,808	7,483
投資有価証券	1,772	213,491
関係会社株式	0	0
長期預け金	238,885	22,414
長期滞留債権	² 286,597	² 210,145
その他	30,594	31,056
貸倒引当金	286,597	210,145
投資その他の資産合計	282,061	274,447
固定資産合計	407,023	280,813
資産合計	2,667,906	1,569,233

(単位:千円)

	前事業年度 (2023年9月30日)	当事業年度 (2024年9月30日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	74,245	51,735
1年内返済予定の長期借入金	13,075	10,080
未払金	² 283,432	75,119
未払費用	16,290	12,193
未払法人税等	19,405	16,049
製品保証引当金	4,255	1,503
前受金	¹ 12,625	¹ 18,829
預り金	7,126	3,065
仮受金	³ 434,795	³ 607,879
賞与引当金	21,056	19,376
その他	112,758	9,395
流動負債合計	999,067	825,228
固定負債		
長期借入金	16,240	6,160
退職給付引当金	4,038	2,141
その他		166
固定負債合計	20,278	8,468
負債合計	1,019,346	833,696
純資産の部		
株主資本		
資本金	2,777,882	2,777,882
資本剰余金		
資本準備金	1,390,548	1,390,548
資本剰余金合計	1,390,548	1,390,548
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	2,431,668	3,321,293
利益剰余金合計	2,431,668	3,321,293
自己株式	111,977	111,977
株主資本合計	1,624,784	735,159
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		378
評価・換算差額等合計		378
新株予約権	23,775	
純資産合計	1,648,559	735,537
負債純資産合計	2,667,906	1,569,233

【中間貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2024年9月30日)	当中間会計期間 (2025年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	553,823	291,593
受取手形及び売掛金	68,724	159,068
商品	35,173	24,348
仕掛品	50,867	21,676
貯蔵品	710	710
販売用不動産	17,352	16,704
未収消費税等	119,515	
前渡金	16,647	14,471
仮払金	¹ 399,999	¹ 374,329
前払費用	28,120	32,248
その他	21	182
貸倒引当金	2,536	7,176
流動資産合計	1,288,419	928,158
固定資産		
有形固定資産	0	0
無形固定資産	6,366	4,300
投資その他の資産		
長期前払費用	7,483	6,035
投資有価証券	213,491	287,973
長期預け金	22,414	
長期滞留債権	210,145	205,207
その他	31,056	29,036
貸倒引当金	210,145	205,207
投資その他の資産合計	274,447	323,044
固定資産合計	280,813	327,344
資産合計	1,569,233	1,255,503

(単位:千円)

	前事業年度 (2024年9月30日)	当中間会計期間 (2025年3月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	51,735	31,527
1年内返済予定の長期借入金	10,080	10,080
未払金	75,119	85,896
未払費用	12,193	8,880
未払法人税等	16,049	13,048
製品保証引当金	1,503	4,408
前受金	18,829	15,410
預り金	3,065	2,801
仮受金	1 607,879	1 565,367
賞与引当金	19,376	13,267
その他	9,395	6,456
流動負債合計	825,228	757,145
固定負債		
長期借入金	6,160	1,120
退職給付引当金	2,141	1,853
その他	166	2,829
固定負債合計	8,468	5,803
負債合計	833,696	762,949
純資産の部		
株主資本		
資本金	2,777,882	2,777,882
資本剰余金	1,390,548	1,390,548
利益剰余金	3,321,293	3,570,311
自己株式	111,977	111,977
株主資本合計	735,159	486,142
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	378	6,411
評価・換算差額等合計	378	6,411
純資産合計	735,537	492,554
負債純資産合計	1,569,233	1,255,503

【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2022年10月1日 至 2023年9月30日)		当事業年度 (自 2023年10月1日 至 2024年9月30日)	
売上高	1,2	2,969,509	1,2	1,563,081
売上原価	2,3	2,632,409	2,3	1,678,982
売上総利益又は売上総損失()		337,099		115,901
販売費及び一般管理費	2,4	998,882	2,4	728,913
営業損失()		661,782		844,815
営業外収益				
受取利息		4,466		3,508
受取配当金		150		75
受取手数料		2,400		6,334
債務免除益		20,964		
受取遅延損害金				4,165
その他	2	7,040	2	2,862
営業外収益合計		35,020		16,945
営業外費用				
支払利息		945		379
支払手数料		11,413		11,751
投資事業組合運用損				11,640
株式交付費		48		
新株予約権発行費		192		
貸倒引当金繰入額		33,413		3,142
匿名組合投資損失		5,410		
消費税差額		10,280		9,157
その他		1,220		1,824
営業外費用合計		62,923		37,895
経常損失()		689,685		865,765

(単位:千円)

	前事業年度 (自 2022年10月1日 至 2023年9月30日)	当事業年度 (自 2023年10月1日 至 2024年9月30日)
特別利益		
固定資産売却益	5 3,548	5 66,105
工事負担金等受入額	6 34,849	
受取保険金		7 54,133
契約解約益		8 140,619
関係会社出資金売却益	9 89,700	
関係会社清算益		1,512
特別利益合計	128,098	262,371
特別損失		
減損損失	10 40,523	10 30,961
固定資産除却損	11 2,500	11 0
関係会社株式評価損	45,299	
事務所移転費用	12 1,068	
事務所閉鎖費用	13 1,106	
システム解約損失		14 20,700
特別調査費用		15 95,673
過年度決算修正対応費用		16 39,337
契約解約損		17 95,082
特別損失合計	90,499	281,755
税引前当期純損失()	652,086	885,149
法人税、住民税及び事業税	7,044	4,476
法人税等合計	7,044	4,476
当期純損失()	659,130	889,625

【売上原価明細書】

区分	注記 番号	前事業年度 (自 2022年10月1日 至 2023年9月30日)		当事業年度 (自 2023年10月1日 至 2024年9月30日)	
		金額 (千円)	構成比 (%)	金額 (千円)	構成比 (%)
材料費		2,471,445	94.1	804,731	88.9
労務費		46,377	1.8	30,737	3.4
外注費		37,094	1.4	38,350	4.2
経費		72,237	2.7	31,790	3.5
当期総製造費用		2,627,154	100.0	905,610	100.0
期首仕掛品棚卸高		125,881		35,986	
期首仕掛販売用不動産棚卸高		134,649		578,000	
合計		2,887,686		1,519,597	
期末仕掛品棚卸高		35,986		50,867	
期末仕掛販売用不動産棚卸高		578,000			
当期製品製造原価		2,273,699		1,468,730	
期首商品棚卸高		334,303		42,483	
期首販売用不動産棚卸高				26,460	
当期商品仕入高		67,224		195,635	
他勘定受入高	1	26,460			
合計		2,701,686		1,733,308	
他勘定振替高	2	333		1,800	
期末商品棚卸高	3	42,483		35,173	
期末販売用不動産棚卸高		26,460		17,352	
当期売上原価		2,632,409		1,678,982	

1 他勘定受入高の内容は、次のとおりであります。

項目	前事業年度(千円)	当事業年度(千円)
有形固定資産からの受入高	26,460	
計	26,460	

2 他勘定振替高の内容は、次のとおりであります。

項目	前事業年度(千円)	当事業年度(千円)
有形固定資産への振替高		1,800
販売費及び一般管理費への振替高	333	
計	333	1,800

3 商品期末棚卸高は収益性の低下に伴う簿価切り下げ後の金額であり、売上原価には以下のものが含まれておりません。

項目	前事業年度(千円)	当事業年度(千円)
商品評価損	189,857	346,004
商品破棄損	0	
商品減耗費		

(原価計算の方法)

当社の原価計算は、個別原価計算であります。

【中間損益計算書】

(単位：千円)

当中間会計期間
(自 2024年10月1日
至 2025年3月31日)

売上高	590,687
売上原価	426,455
売上総利益	164,232
販売費及び一般管理費	1 324,364
営業損失()	160,132
営業外収益	
受取利息	1,071
受取配当金	75
投資事業組合運用益	1,663
受取手数料	365
雑収入	1,528
その他	19
営業外収益合計	4,722
営業外費用	
支払利息	119
支払手数料	5,550
貸倒引当金繰入額	1,062
営業外費用合計	6,731
経常損失()	162,141
特別利益	
契約解約益	2 42,504
特別利益合計	42,504
特別損失	
減損損失	3 14,196
特別調査費用	4 5,361
過年度決算修正対応費用	5 17,103
契約解約損	6 25,410
課徴金	7 65,070
特別損失合計	127,141
税引前中間純損失()	246,779
法人税、住民税及び事業税	2,238
法人税等合計	2,238
中間純損失()	249,017

【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 2022年10月1日 至 2023年9月30日)

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金		利益剰余金	
		資本準備金	資本剰余金合計	その他 利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計
当期首残高	2,777,882	1,390,548	1,390,548	1,772,538	1,772,538
当期変動額					
当期純損失()				659,130	659,130
株主資本以外の項目 の当期変動額(純 額)					
当期変動額合計				659,130	659,130
当期末残高	2,777,882	1,390,548	1,390,548	2,431,668	2,431,668

	株主資本		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計		
当期首残高	111,977	2,283,915	23,775	2,307,690
当期変動額				
当期純損失()		659,130		659,130
株主資本以外の項目 の当期変動額(純 額)				
当期変動額合計		659,130		659,130
当期末残高	111,977	1,624,784	23,775	1,648,559

当事業年度(自 2023年10月1日 至 2024年9月30日)

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金		利益剰余金	
		資本準備金	資本剰余金合計	その他 利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計
当期首残高	2,777,882	1,390,548	1,390,548	2,431,668	2,431,668
当期変動額					
当期純損失()				889,625	889,625
新株予約権の失効					
株主資本以外の項目 の当期変動額(純 額)					
当期変動額合計				889,625	889,625
当期末残高	2,777,882	1,390,548	1,390,548	3,321,293	3,321,293

	株主資本		評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評 価差額金	評価・換算差額等 合計		
当期首残高	111,977	1,624,784			23,775	1,648,559
当期変動額						
当期純損失()		889,625				889,625
新株予約権の失効					23,775	23,775
株主資本以外の項目 の当期変動額(純 額)			378	378		378
当期変動額合計		889,625	378	378	23,775	913,022
当期末残高	111,977	735,159	378	378		735,537

【キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

当事業年度
(自 2023年10月1日
至 2024年9月30日)

営業活動によるキャッシュ・フロー	
税引前当期純損失（ ）	885,149
減価償却費	8,671
減損損失	30,961
貸倒引当金の増減額（ は減少）	9,983
受取利息及び受取配当金	3,583
支払利息	379
固定資産除却損	0
固定資産売却損益（ は益）	66,105
売上債権の増減額（ は増加）	70,243
棚卸資産の増減額（ は増加）	7,533
販売用不動産の増減額（ は増加）	7,575
仕掛販売用不動産の増減額（ は増加）	578,000
仕入債務の増減額（ は減少）	22,509
賞与引当金の増減額（ は減少）	1,679
製品保証引当金の増減額（ は減少）	2,751
退職給付引当金の増減額（ は減少）	1,897
前受金の増減額（ は減少）	6,203
前渡金の増減額（ は増加）	229,268
未収消費税等の増減額（ は増加）	119,515
未収入金の増減額（ は増加）	353
未払金の増減額（ は減少）	8,158
未払消費税等の増減額（ は減少）	103,363
投資事業組合運用損益（ は益）	11,640
特別調査費用	95,673
過年度決算修正対応費用	39,337
契約解約益	140,619
契約解約損	95,082
関係会社清算損益（ は益）	1,512
その他	1,792
小計	186,447
利息及び配当金の受取額	441
利息の支払額	364
法人税等の支払額又は還付額（ は支払）	7,028
仮受金の受取額	121,185
特別調査費用の支払額	95,673
過年度決算修正対応費用の支払額	39,337
営業活動によるキャッシュ・フロー	207,224

(単位：千円)

当事業年度
(自 2023年10月1日
至 2024年9月30日)

投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	5,686
有形固定資産の売却による収入	170,050
投資有価証券の取得による支出	222,814
無形固定資産の取得による支出	17,763
定期預金の払戻による収入	50,000
保証金の差入による支出	492
保証金の回収による収入	29
短期貸付けによる支出	10,000
短期貸付金の回収による収入	10,000
関係会社の清算による収入	1,512
投資活動によるキャッシュ・フロー	25,164
財務活動によるキャッシュ・フロー	
長期借入金の返済による支出	13,075
自己新株予約権の取得による支出	23,775
財務活動によるキャッシュ・フロー	36,850
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	269,239
現金及び現金同等物の期首残高	823,062
現金及び現金同等物の期末残高	1 553,823

【中間キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

当中間会計期間
(自 2024年10月1日
至 2025年3月31日)

営業活動によるキャッシュ・フロー	
税引前中間純損失()	246,779
減価償却費	2,714
減損損失	14,196
貸倒引当金の増減額(は減少)	297
受取利息及び受取配当金	1,146
支払利息	119
売上債権の増減額(は増加)	90,344
棚卸資産の増減額(は増加)	40,014
仕入債務の増減額(は減少)	20,208
賞与引当金の増減額(は減少)	6,108
製品保証引当金の増減額(は減少)	2,904
退職給付引当金の増減額(は減少)	287
前受金の増減額(は減少)	3,418
前渡金の増減額(は増加)	2,175
未収消費税等の増減額(は増加)	119,515
未収入金の増減額(は増加)	160
未払金の増減額(は減少)	33,190
未払消費税等の増減額(は減少)	2,938
投資事業組合運用損益(は益)	1,663
特別調査費用	5,361
過年度決算修正対応費用	17,103
契約解約益	42,504
契約解約損	25,410
その他	789
小計	153,939
利息及び配当金の受取額	84
利息の支払額	112
法人税等の支払額又は還付額(は支払)	4,460
特別調査費用の支払額	5,361
過年度決算修正対応費用の支払額	17,103
営業活動によるキャッシュ・フロー	180,892

(単位:千円)

当中間会計期間
(自 2024年10月1日
至 2025年3月31日)

投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	1,472
投資有価証券の取得による支出	64,121
無形固定資産の取得による支出	9,480
保証金の差入による支出	1,224
投資活動によるキャッシュ・フロー	76,297
財務活動によるキャッシュ・フロー	
長期借入金の返済による支出	5,040
財務活動によるキャッシュ・フロー	5,040
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	262,229
現金及び現金同等物の期首残高	553,823
現金及び現金同等物の中間期末残高	¹ 291,593

【注記事項】

第41期事業年度（自 2023年10月1日 至 2024年9月30日）

（重要な会計方針）

資産の評価基準及び評価方法

1 有価証券の評価基準及び評価方法

関連会社株式

移動平均法による原価法

その他の関係会社有価証券

投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

その他有価証券

市場価格のない株式等 移動平均法による原価法

2 棚卸資産の評価基準及び評価方法

評価基準は原価法（貸借対照表価額は、収益性低下に基づく簿価切り下げの方法）により算定。

商品 移動平均法による原価法

仕掛品 個別法による原価法

貯蔵品 最終仕入原価法による原価法

販売用不動産 個別法による原価法

仕掛販売用不動産 個別法による原価法

3 固定資産の減価償却の方法

(1)有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっております。ただし、2016年4月以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

また、太陽光発電設備に係る機械装置については定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 8年～15年

機械及び装置 17年

工具、器具及び備品 4年～15年

(2)無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

ソフトウェア

市場販売目的のソフトウェアについては、3年以内の定額法としております。

自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法としております。

(3)リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

4 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

5 引当金の計上基準

- (1)貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
- (2)退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、簡便法により計上しております。
- (3)製品保証引当金 契約に基づき保証期間内の製品を無償で修理・交換する費用の支出に備えるため、過去の実績を基礎として算出した修理・交換費用の見積額を製品の販売時に計上しております。
- (4)賞与引当金 従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。

6 収益及び費用の計上基準

当社は顧客との契約から生じる収益として、ヘルスケアソリューション事業、地球環境ソリューション事業を行っており、これらの事業から生じる収益は顧客との契約に従い計上しております。

イ．ヘルスケアソリューション事業

ヘルスケアソリューション事業は、主にメディカルシステム分野、メディカルサプライ分野を展開しており、メディカルシステム分野においては「PACS」関連の販売等、メディカルサプライ分野においては医療商材の販売等から構成されており、主な収益ごとに以下のとおり収益を認識しております。

(メディカルシステム分野)

メディカルシステム分野は、主に「PACS」の製造販売及び保守等を行う事業であり、顧客との販売契約に基づき、当該商品又は製品の引き渡しを行う義務を負っております。「PACS」の販売における履行義務は、当該商品又は製品が引き渡される一時点で充足されるものであり、当該引き渡し時点において収益を計上しております。また、保守運用につきましては、当該サービスの提供を通じて一定の期間にわたり収益認識を行っております。

(メディカルサプライ分野)

メディカルサプライ分野は、主に医療商材の仕入販売等を行う事業であり、顧客との契約に基づいて、商品又は製品を引き渡す履行義務を負っており、商品又は製品を顧客が検収した時点で顧客に支配が移転し履行義務が充足されることから、検収時に収益を認識しております。なお、「収益認識に関する会計基準の適用指針」第98項に定める代替的な取扱いを適用し、商品又は製品の国内の販売において、出荷時から当該商品又は製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間である場合には、出荷時に収益を認識しております。

ロ．地球環境ソリューション事業

地球環境ソリューション事業は、主にエネルギー分野、GEOソリューション分野、ESG分野を展開しており、エネルギー分野においては太陽光発電所の仕入販売等、GEOソリューション分野においては三次元画像処理ソフトウェアの販売等、ESG分野においては再生バッテリーのレンタル等から構成されており、主な収益ごとに以下のとおり収益を認識しております。

(エネルギー分野)

エネルギー分野は、主に太陽光発電所の仕入販売等を行う事業であり、顧客との販売もしくは譲渡契約に基づき、当該物件の引き渡しを行う義務を負っております。当該履行義務は物件が引き渡される一時点で充足されるものであり、当該引き渡し時点において収益を計上しております。

(GEOソリューション分野)

GEOソリューション分野は、主に三次元画像処理ソフトウェアの販売等を行う事業であり、顧客との契約に基づいて、商品又は製品を引き渡す履行義務を負っており、商品又は製品を顧客が検収した時点で顧客に支配が移転し履行義務が充足されることから、検収時に収益を認識しております。

(ESG分野)

ESG分野は、主に空気清浄機の販売、レンタル等を行う事業であり、レンタルについては、契約に定められた期間にわたり顧客に役務を提供する義務を負っており、当該履行義務は時の経過につれて充足されることから、当該契約期間に応じて収益を認識しております。

7 キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期的な投資からなっております。

8 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

控除対象外消費税等は、発生事業年度の期間費用としております。

(重要な会計上の見積り)

1. 有形固定資産及び無形固定資産の減損

(1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

(千円)

	前事業年度	当事業年度
有形固定資産	8,203	5,743
無形固定資産	32,320	25,218
投資その他の資産		
減損損失	40,523	30,961

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社は、事業区分をもとに概ね独立したキャッシュ・フローを生み出す最小の単位によって資産のグルーピングを行っております。遊休資産については、個別物件ごとにグルーピングを行っております。

当社は、固定資産のうち減損の兆候がある資産又は資産グループについて、当該資産又は資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回る場合には、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しております。

当事業年度においては、将来の使用が見込まれていない遊休資産について、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

また、固定資産の減損の要否の判定において、将来キャッシュ・フロー及び中期成長率等について一定の仮定を設定しております。具体的には、以下のような基準を設けております。

営業活動から生ずる損益が、前期実績、当期実績および業績見込みにおいて継続してマイナスとなっている場合、減損の兆候があるものと判断します。次に、減損の兆候が認められた場合には、当該資産の帳簿価格と将来キャッシュ・フローの見積額を比較し、帳簿価格が回収可能額を上回る場合には、回収可能額まで減額を行います。将来キャッシュ・フローの見積りに際しては、各事業部の予算決議を基に、売上の動向や主要コストの変動、設備の稼働状況などを総合的に考慮し、合理的な仮定を設定します。さらに、資産グループごとおよび全社単位で減損損失の判定及び測定を実施しております。

なお、これらの仮定は、将来の不確実な経済状況及び会社の経営状況等の影響を受け、翌事業年度以降の財務諸表に重要な影響を与える可能性があります。

2. 貸倒引当金

(1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

(千円)

	前事業年度	当事業年度
貸倒引当金（流動）	15,662	2,536
貸倒引当金（固定）	286,597	210,145

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社は、債権の貸倒れによる損失に備えるため、損失の見積額について、貸倒引当金を計上しております。

一般債権は、貸倒実績率法により、貸倒懸念債権及び破産更生債権は、債権額から回収見込額を減額し、その残額について債務者の財政状態及び経営成績を考慮して貸倒見積額を算定する財務内容評価法に基づきそれぞれ引当金を計上しております。

損益が継続して赤字となっている創イノベーション株式会社に対する長期滞留債権の貸倒引当金(固定)につきましては、前事業年度において当該会社に対する長期滞留債権全額の146,319千円、当事業年度においては長期滞留債権全額の148,455千円を計上しております。同じく、医療法人拓生会奈良西部病院に対して前事業年度48,588千円を計上、医療法人社団昌医会に対して前事業年度36,755千円、当事業年度36,755千円を計上、医療法人社団良弘会に対して前事業年度8,184千円、当事業年度8,184千円を計上、株式会社イノベーションに対して前事業年度5,470千円、当事業年度5,470千円を計上、株式会社ワン・サイエンスに対して前事業年度30,112千円を

計上しております。

なお、相手先の財政状況が悪化した場合、翌事業年度以降の財務諸表に重要な影響を与える可能性があります。

(表示方法の変更)

(特例財務諸表提出会社に該当しなくなったことによる表示方法の変更)

前事業年度において、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、有形固定資産等明細表、引当金明細表については、財務諸表等規則第127条第1項に定める様式に基づいて作成しておりましたが、当事業年度より、特例財務諸表提出会社に該当しなくなったため、表示方法の変更をしております。

(貸借対照表関係)

前事業年度において、流動資産の「その他」に含めておりました「前払費用」、投資その他の資産の「その他」に含めておりました「投資有価証券」及び流動負債の「その他」に含めておりました「前受金」は、金額的重要性が増したため、当事業年度より独立掲記することとしました。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替を行っております。

この結果、前事業年度の貸借対照表において、流動資産の「その他」に表示していた32,227千円は、「前払費用」28,160千円、「その他」4,116千円として、投資その他の資産の「その他」に表示していた32,227千円は、「投資有価証券」1,772千円として、流動負債の「その他」に表示していた148,801千円は、「前受金」12,625千円、「その他」136,175千円として組替しております。

前事業年度において、独立掲記しておりました「投資その他の資産」の「差入保証金」は、金額的重要性が乏しくなったため、当事業年度より「その他」に含めて表示しております。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替を行っております。

この結果、前事業年度の貸借対照表において、「投資その他の資産」に表示していた「差入保証金」30,584千円、「その他」30,584千円は、「その他」30,594千円として組み替えております。

(損益計算書関係)

前事業年度において、営業外収益の「その他」に含めておりました「受取手数料」は、金額的重要性が増したため、当事業年度より独立掲記することとしました。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替を行っております。

この結果、前事業年度の損益計算書において、営業外収益の「その他」に表示していた9,440千円は、「受取手数料」2,400千円、「その他」7,040千円として組替しております。

(追加情報)

1. (アリストゴラVCイスラエル・テクノロジーL.P.(ファンド)への出資)

当社が出資するアリストゴラVCイスラエル・テクノロジーL.P.(ファンド)(以下、「本ファンド」)は主としてイスラエルのスタートアップ企業と日本企業との連携ニーズ拡大を背景に、イスラエルの先端テクノロジーに投資を行うケイマン籍のリミテッドパートナーシップ形態のファンドです。

本ファンドはキャピタルコール方式をとっており、当社の出資コミットは3,000,000米ドルであります。

本ファンドは当社に対し1,717,042米ドルのキャピタルコールを行っており、当社は1,560,000米ドルを既に出資し固定資産の投資その他の資産の投資有価証券に211,719千円を計上しております。残りの157,042米ドルに関しては、固定資産の投資その他の資産の長期預け金に22,414千円、流動負債の未払金に22,414千円を計上しております。

なお、本ファンドはキャピタルコール方式をとっていることから、当社に対しキャピタルコールの未実行額1,282,958米ドルが存在し、当該キャピタルコール未実行額の実行時期については未定であります。

本ファンドに出資することで、本ファンドの出資先・出資候補先だけでなく、本ファンドのジェネラル・パートナーが接した全ての企業の情報を効率的に得られることとなります。

さらにその中から当社の事業領域であるヘルスケア事業において、適合する優良な企業との協業検討が可能になります。

2.(係争事件の発生)

- (1) 当社は、以下のとおり2024年9月6日に訴訟を提起され、2024年9月27日に訴状の送達を受けました。

訴訟の概要

今回提起された訴訟は、株式会社プロスパーアセットが、当社に対して、主位的請求としてバッテリーモジュールの引き渡し並びにレンタル料相当損害金及びレンタル料の支払、予備的請求としてバッテリーモジュールが返還不能の場合におけるバッテリーモジュールの買取代金及びレンタル料の支払を求めて動産引渡等請求訴訟が提起されました。

訴訟を提起した者の概要

名称：株式会社プロスパーアセット
所在地：東京都港区北青山二丁目7番26号
代表者の役職・氏名：代表取締役 齋藤栄大
損害賠償請求金額(遅延損害金を除く)
1,622万円

今後の見通し

当社といたしましては、相手方の主張及びその根拠を精査した上で適切に対応してまいります。当社の責任が否定されるよう法的正当性を主張・立証していくとともに、当社の取り得る法的な手段等を検討し、対処してまいります。

なお、本件訴訟に関し、今後開示すべき事項が発生した場合には、速やかにお知らせいたします。

- (2) 当社は、以下のとおり2024年9月12日に訴訟を提起され、2024年9月25日に訴状の送達を受けました。

訴訟の概要

今回提起された訴訟は、株式会社ワンダーランドが、バッテリーモジュールの販売業者及び当社を共同被告として、バッテリーモジュールの売買契約及びレンタル契約の締結に関連する損害賠償を求めて損害賠償等請求訴訟が提起されました。

訴訟を提起した者の概要

名称：株式会社ワンダーランド
所在地：神奈川県川崎市川崎区千鳥町7番1号No.3 2
代表者の役職・氏名：代表取締役 村上和彦
損害賠償請求金額(遅延損害金を除く)
2,068万円

今後の見通し

株式会社ワンダーランドが東京地方裁判所に提出した2024年9月12日付け訴状からでは、その主張の詳細は判然といたしませんので、当方といたしましては、今後、株式会社ワンダーランドの主張を精査して適切に対応してまいります。当社はあくまでも本蓄電池取引において、株式会社ワンダーランドからバッテリーモジュールのレンタルを受けた立場であり、当社の責任が否定されるよう法的正当性を主張・立証していくとともに、当社の取り得る法的な手段等を検討し、対処してまいります。

なお、本件訴訟に関し、今後開示すべき事項が発生した場合には、速やかにお知らせいたします。

- (3) 当社は、以下のとおり2024年10月21日に訴訟を提起され、2024年10月28日に訴状の送達を受けました。

訴訟の概要

今回提起された訴訟は、株式会社ケイ・アイ・シーが、バッテリーモジュールの販売業者、蓄電池取引に関与した業者及び当社、並びに取引時点において販売業者の代表取締役であった個人及び当該時点において当社の代表取締役(当時)であった個人を共同被告として、バッテリーモジュールの売買契約及びレンタル契約の締結に関連する損害賠償を求めて損害賠償等請求訴訟が提起されました。

訴訟を提起した者の概要

名称：株式会社ケイ・アイ・シー
所在地：東京都中央区東日本橋2丁目4番1号
代表者の役職・氏名：代表取締役 井上浩二
損害賠償請求金額(遅延損害金を除く)
4,985万円

今後の見通し

当社といたしましては、今後、相手方の主張及びその根拠を精査した上で適切に対応してまいりますが、
当社はあくまでも本蓄電池取引において、株式会社ケイ・アイ・シーからバッテリーモジュールのレンタル
を受けた立場であり、当社の責任が否定されるよう法的正当性を主張・立証していくとともに、当社の取り
得る法的な手段等を検討し、対処してまいる所存です。

なお、本件訴訟に関し、今後開示すべき事項が発生した場合には、速やかにお知らせいたします。

(貸借対照表関係)

1 顧客との契約から生じた契約負債の残高

顧客との契約から生じた契約負債は「前受金」に含まれております。契約負債の金額は、財務諸表「注記事項（収益認識関係）3.（1）契約負債の残高等」に記載しております。

2 関係会社に対する金銭債権及び金銭負債（区分表示したものを除く）

	前事業年度 (2023年9月30日)	当事業年度 (2024年9月30日)
立替金	2千円	千円
未収入金	110千円	千円
長期貸付金	172,000千円	142,000千円
長期営業外未収入金	4,319千円	6,455千円
未払金	75千円	千円

3 偶発債務

当社は、2024年1月15日に受領した第三者委員会の調査報告書における調査結果を踏まえ、売上及び売上原価の取消を行っております。これに伴い当該業務に関連して当社が当該取引先から受領した代金を仮受金に計上するとともに当該事業に関連して当社が取引先へ支払った代金を仮払金として計上しております。

流動資産の「仮払金」に含まれる当該取引に係る残高及び流動負債の「仮受金」に含まれる当該取引に係る残高はそれぞれ次のとおりであります。

	前事業年度 (2023年9月30日)	当事業年度 (2024年9月30日)
仮払金	302,313千円	399,739千円
仮受金	434,795千円	607,871千円

当社は、当該業務に関して株式会社プロスパーアセット（提訴日：2024年9月6日、請求金額：16,220千円）、株式会社ワンダーランド（提訴日：2024年9月12日、請求金額：20,680千円）及び株式会社ケイ・アイ・シー（提訴日：2024年10月21日、請求金額：49,852千円）より金員支払請求を求める訴訟を提訴されております。各訴訟の対応については、「(追加情報) (係争事件の発生)」をご確認ください。

上記の訴訟事案を除く、その他の当該業務に関する取引についても第三者委員会による調査報告書の内容及び訴訟事案への対応も踏まえ、当該取引先等と協議を行っていく予定です。

当該業務全般を対象とした今後の協議結果によって、上記の仮受金と仮払金との差額を超える負担が生じることや訴訟結果により当社の経営成績に影響を及ぼす可能性があります。現時点でその影響額を合理的に見積もることは困難であります。

4 偶発債務

前事業年度（2023年9月30日）

開示記載違反に係る課徴金の発生

当社は、再生バッテリーを事業用ポータルバッテリーとしてリユースレンタルする環境配慮型の事業に関する取引での売上処理等に不適切な会計処理について、第三者委員会の調査報告書における調査結果を踏まえ、2024年1月31日付で過年度における有価証券報告書等を訂正いたしました。このため、今後、当社は金融庁から開示規制違反に係る課徴金の納付命令を受ける可能性があります。

当事業年度（2024年9月30日）

開示記載違反に係る課徴金の発生

当社は、再生バッテリーを事業用ポータルバッテリーとしてリユースレンタルする環境配慮型の事業に関する取引での売上処理等に不適切な会計処理について、第三者委員会の調査報告書における調査結果を踏まえ、2024年1月31日付で過年度における有価証券報告書等を訂正いたしました。このため、今後、当社は金融庁から開示規制違反に係る課徴金の納付命令を受ける可能性があります。

5 有形固定資産の減価償却累計額

	前事業年度 (2023年9月30日)	当事業年度 (2024年9月30日)
有形固定資産の減価償却累計額	3,265千円	3,211千円

(損益計算書関係)

1 顧客との契約から生じる収益

売上高については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して掲載しておりません。顧客との契約から生じる収益の金額は、財務諸表「注記事項（収益認識関係）1.顧客との契約から生じる収益を分解した情報」に記載しております。

2 関係会社との取引高

	前事業年度 (自 2022年10月1日 至 2023年9月30日)	当事業年度 (自 2023年10月1日 至 2024年9月30日)
営業取引以外の取引による取引高	13,109千円	2,487千円

3 通常の販売目的で保有する棚卸資産の収益性の低下による簿価切下額は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2022年10月1日 至 2023年9月30日)	当事業年度 (自 2023年10月1日 至 2024年9月30日)
商品評価損	189,857千円	237,519千円

4 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額並びにおおよその割合は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2022年10月1日 至 2023年9月30日)	当事業年度 (自 2023年10月1日 至 2024年9月30日)
給料及び手当	259,916千円	241,730千円
退職給付費用	8,322千円	4,891千円
法定福利費	46,917千円	42,667千円
賞与引当金繰入額	27,841千円	18,710千円
減価償却費	13,425千円	千円
販売手数料	49,281千円	3,771千円
外注費	126,262千円	82,422千円
地代家賃	61,808千円	57,566千円
貸倒引当金繰入額	65,895千円	18,279千円

おおよその割合

販売費	17.8%	13.9%
一般管理費	82.2 "	86.1 "

5 固定資産売却益の内訳は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2022年10月1日 至 2023年9月30日)	当事業年度 (自 2023年10月1日 至 2024年9月30日)
建物	936千円	千円
機械及び装置	2,454千円	千円
工具、器具及び備品	156千円	49千円
土地	千円	66,055千円
計	3,548千円	66,105千円

6 工事負担金等受入額

前事業年度(自 2022年10月1日 至 2023年9月30日)

工事負担金等受入額については、鹿児島県南九州市における川辺風力発電事業の撤退に伴い、九州電力送配電株式会社に支払った工事負担金の還付を受けたものであります。

当事業年度(自 2023年10月1日 至 2024年9月30日)

該当事項はありません。

7 受取保険金

前事業年度(自 2022年10月1日 至 2023年9月30日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 2023年10月1日 至 2024年9月30日)

当事業年度において特別損失に計上しております第三者委員会の調査費用及び、改善報告書等作成費用に対し、2024年4月1日及び2024年4月11日に当社が加入しております会社役員賠償責任保険の補償額が確定したため、54,133千円を特別利益の計上しております。

8 契約解約益

前事業年度(自 2022年10月1日 至 2023年9月30日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 2023年10月1日 至 2024年9月30日)

再生バッテリーを事業用ポータルバッテリーとしてリユースレンタルする取引について、当社が取引先から受領した代金を仮受金に計上しておりますが、各契約の見直しを行い、契約の一部を解約したことにより仮受金を取崩し、140,619千円を特別利益に計上しております。

9 関係会社出資金売却益

前事業年度(自 2022年10月1日 至 2023年9月30日)

関係会社出資金売却益については、持分法適用関連会社であった会津若松みなと風力発電合同会社における当社の全持分を譲渡したことによる売却益であります。

当事業年度(自 2023年10月1日 至 2024年9月30日)

該当事項はありません。

10 減損損失

前事業年度(自 2022年10月1日 至 2023年9月30日)

前事業年度において、当社は以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

用途	場所	種類	減損損失(千円)
事業用	東京都品川区	建物	3,729
事業用	東京都品川区	工具、器具及び備品	3,259
事業用	東京都品川区	無形固定資産(ソフトウェア)	31,345
事業用	愛知県名古屋市	建物	959
事業用	愛知県名古屋市	工具、器具及び備品	254
事業用	愛知県名古屋市	差入保証金	974
合計			40,523

当社は、継続的に損益を把握している管理会計に準じた単位をもとに、資産のグルーピングをおこなっております。なお、本社資産については共用資産としてグルーピングしております。

当社の回収可能価額は使用価値を使用しております。当社のヘルスケアソリューション事業及び地球環境ソリューション事業において、事業計画を見直した結果、当該事業の固定資産の帳簿価額が将来キャッシュ・フローを下回っているため、建物、工具、器具及び備品、及び無形固定資産（ソフトウェア）の未償却残高を減損損失として特別損失に計上しております。

当事業年度(自 2023年10月1日 至 2024年9月30日)

当事業年度において、当社は以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

用途	場所	種類	減損損失(千円)
事業用	東京都品川区	工具、器具及び備品	3,112
事業用	東京都品川区	ソフトウェア	11,863
事業用	東京都品川区	ソフトウェア仮勘定	4,620
事業用	東京都品川区	レンタル資産	3,130
事業用	東京都品川区	商標権	1,155
事業用	東京都品川区	電話加入権	2,079
事業用	東京都品川区	仮専用実施権	5,000
合計			30,961

当社は、継続的に損益を把握している管理会計に準じた単位をもとに、資産のグルーピングをおこなっております。なお、本社資産については共用資産としてグルーピングしております。

当社の回収可能価額は使用価値を使用しております。当社のヘルスケアソリューション事業及び地球環境ソリューション事業において、事業計画を見直した結果、当該事業の固定資産の帳簿価額が将来キャッシュ・フローを下回っているため、工具、器具及び備品、土地、及び無形固定資産（ソフトウェア、ソフトウェア仮勘定、レンタル資産、商標権、電話加入権、仮専用実施権、差入保証金）の未償却残高を減損損失として特別損失に計上しております。

11 固定資産除却損の内訳は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2022年10月1日 至 2023年9月30日)	当事業年度 (自 2023年10月1日 至 2024年9月30日)
機械及び装置	2,500千円	千円
工具、器具及び備品	千円	0千円
計	2,500千円	0千円

12 事務所移転費用

前事業年度(自 2022年10月1日 至 2023年9月30日)

事務所移転費用については、2023年7月の名古屋営業所移転に伴うものであり、主な内容は、新名古屋営業所への移転費用及び旧名古屋営業所の設備の除却等であります。

当事業年度(自 2023年10月1日 至 2024年9月30日)

該当事項はありません。

13 事務所閉鎖費用

事務所閉鎖費用については、北海道営業所、東北営業所の閉鎖に伴うものであり、内容は以下のとおりであります。

場所	閉鎖日	種類	前事業年度 (自 2022年10月1日 至 2023年9月30日)	当事業年度 (自 2023年10月1日 至 2024年9月30日)
北海道営業所 (北海道札幌市)	2023年3月	建物固定資産除却損	936千円	千円
東北営業所 (宮城県仙台市)	2023年6月	原状回復費用、 事務備品等搬出費用	170千円	千円
	合計		1,106千円	千円

14 システム解約損失

前事業年度(自 2022年10月1日 至 2023年9月30日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 2023年10月1日 至 2024年9月30日)

社内システム導入見送りに要する費用20,700千円を特別損失に計上しております。これは、当該システムの見直しを行った結果、在庫管理システム機能の必要性が低下し、さらに導入後の業務効率化も見込めないと判断したためとなります。

15 特別調査費用

前事業年度(自 2022年10月1日 至 2023年9月30日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 2023年10月1日 至 2024年9月30日)

第三者委員会調査に要する費用95,673千円を特別損失に計上しております。

16 過年度決算修正対応費用

前事業年度(自 2022年10月1日 至 2023年9月30日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 2023年10月1日 至 2024年9月30日)

過年度の決算修正に要する費用39,337千円を特別損失に計上しております。

17 契約解約損

前事業年度(自 2022年10月1日 至 2023年9月30日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 2023年10月1日 至 2024年9月30日)

再生バッテリーを事業用ポータルバッテリーとしてリースレンタルする取引について、当社が取引先へ支払った代金を仮払金に計上しておりますが、各契約の見直しを行い、契約の一部を解約したことにより仮払金を取崩し、95,082千円を特別損失に計上しております。

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度（自 2022年10月1日 至 2023年9月30日）

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	10,803,600			10,803,600

2 自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	74,538			74,538

3 新株予約権等に関する事項

会社名	内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(株)				当事業年度末残高(百万円)
			当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末	
提出会社	第11回新株予約権(2022年9月12日発行)	普通株式	1,500,000			1,500,000	11,475
	第12回新株予約権(行使価額修正条項付)(2022年9月12日発行)	普通株式	1,500,000			1,500,000	12,300
合計			3,000,000			3,000,000	23,775

(注) 目的となる株式の数は、権利行使可能数を記載しております。

4 配当に関する事項

該当事項はありません。

当事業年度（自 2023年10月1日 至 2024年9月30日）

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	10,803,600			10,803,600

2 自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	74,538			74,538

3 新株予約権等に関する事項

会社名	内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(株)				当事業年度末残高(百万円)
			当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末	
提出会社	第11回新株予約権(2022年9月12日発行)	普通株式	1,500,000		1,500,000		
	第12回新株予約権(行使価額修正条項付)(2022年9月12日発行)	普通株式	1,500,000		1,500,000		
合計			3,000,000		3,000,000		

(注) 1. 目的となる株式の数は、権利行使可能数を記載しております。

2. 新株予約権の減少は、自己新株予約権の取得によるものであります。

4 配当に関する事項

該当事項はありません。

(キャッシュ・フロー計算書関係)

前事業年度は連結財務諸表を作成していましたが、当事業年度は個別財務諸表のみを作成しております。そのため、前事業年度の記載はしていません。

- 1 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	当事業年度 (自 2023年10月1日 至 2024年9月30日)
現金及び預金	553,823千円
現金及び現金同等物	553,823千円

(リース取引関係)

1. ファイナンス・リース取引

(借主側)

所有権移転外ファイナンス・リース取引

リース資産の内容

有形固定資産

ヘルスケアソリューション事業で使用しているサーバー等であります。

リース資産の減価償却の方法

リース期間を耐用年数とし、残存価格を零とする定額法によっております。

2. オペレーティング・リース取引

(借主側)

	前事業年度 (2023年9月30日)	当事業年度 (2024年9月30日)
1年内	49,056千円	16,352千円
1年超	16,352千円	千円
合計	65,408千円	16,352千円

(金融商品関係)

前事業年度は連結財務諸表を作成していましたが、当事業年度は個別財務諸表のみを作成しております。そのため、前事業年度の記載はしていません。

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、運転資金については原則として金融機関からの借入による調達を行っております。設備資金につきましては案件ごとに手許資金で賄えるか不足するかについての検討を行い、不足が生じる場合は金融機関からの借入金等による調達を行っております。資金に余剰が生じた場合には、借入金の返済によって資金効率の向上に努めることを基本方針としておりますが、一時的な余剰資金である場合においては定期預金を中心に保全を最優先した運用を行うこととしております。

また、アリストゴラVCイスラエル・テクノロジーL.P.(ファンド)(以下、「本ファンド」)に対しての出資については、本ファンドの出資先・出資候補先だけでなく、本ファンドのジェネラル・パートナーが接した全ての企業の情報を効率的に得られること、さらにその中から当社の事業領域であるヘルスケア事業において、適合する優良な企業との協業検討が可能なことを目的に運用を行うこととしております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びに管理体制

売掛金等の営業債権は、顧客の信用リスクに晒されていますが、そのほとんどが1年以内の回収期日です。当該リスクの管理方法に関しては、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況を把握する体制としています。

投資有価証券は、市場価格の変動リスクに晒されていますが、主に取引企業との業務等に関連する株式であり定期的に時価を把握するとともに、取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

貸付金は、貸付先の信用リスクに晒されていますが、貸付先の財務状況等を定期的に把握しており、リスク低減を図っております。

営業債務である買掛金は、全てが1年以内の支払期日です。借入金は、主に営業取引に係る資金調達であり、借入金の支払期日は最長で、1年8カ月であります。

また、営業債務や借入金は、流動性リスクに晒されていますが、当社では、資金繰計画を作成するなどの方法により管理しています。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。

(4) 信用リスクの集中

当期の貸借対照表日現在における営業債権のうち45.0%が特定の大口顧客に対するものであります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

当事業年度(2024年9月30日)

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 長期滞留債権	210,145		
貸倒引当金(4)	210,145		
(2) 長期借入金(5)	(16,240)	(16,216)	23

(1) 「現金及び預金」「売掛金」「買掛金」「短期借入金」「未払法人税等」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(2) 市場価格のない株式等は、上表には含まれておりません。当該金融商品の貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区分	前事業年度(千円)
非上場株式	1,772
投資事業有限責任組合への出資	211,719

非上場株式は、企業会計基準適用指針第19号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」第5項の取扱いを適用し、投資事業有限責任組合への出資は、企業会計基準適用指針第31号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」第24 16項の取扱いを適用し、時価開示の対象とはしておりません。

(3) 負債に計上されているものについては、()で示しております。

(4) 長期滞留債権に個別に設定している貸倒引当金を控除しております。

(5) 長期借入金には、1年内返済予定の長期化借入金を含んでおります。

(注1) 金銭債権及び満期がある有価証券の決算日後の償還予定額

当事業年度(2024年9月30日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	553,823			
売掛金	68,724			
合計	622,547			

(注2) 社債、長期借入金、リース債務及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

当事業年度(2024年9月30日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金	10,080	6,160				
合計	10,080	6,160				

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で貸借対照表に計上している金融商品

当事業年度(2024年9月30日)

該当事項はありません。

(2) 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

当事業年度(2024年9月30日)

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期滞留債権				
長期借入金（ ）		16,216		16,216

（ ）長期借入金には、1年内返済予定の長期借入金を含んでおります。

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

長期滞留債権

長期滞留債権は貸倒懸念債権であり、回収見込額等に基づいて貸倒引当金を設定しているため、時価は決算日における貸借対照表計上額から当該貸倒引当金を控除した金額に近似していることから、当該価額をもって時価としておりレベル2の時価に分類しております。

長期借入金

元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しておりレベル2の時価に分類しております。

<基準> 3カ月以内に借入がある場合・・・借入時利率を利用

1年以内に借入がある場合・・・会社や国内の状況に特別な変化がない場合、借入時利率を利用

1年以上借入がない場合・・・国債の金利変動をみて調整する

（有価証券関係）

1. その他有価証券

前事業年度（2023年9月30日）

その他の有価証券については、市場価格のない株式等のため、記載しておりません。

なお、市場価格のない株式等の投資有価証券、関係会社株式の貸借対照表計上額は次の通りです。

区分	前事業年度 （千円）
投資有価証券	1,772
関係会社株式	0
計	1,772

当事業年度（2024年9月30日）

その他の有価証券については、市場価格のない株式等のため、記載しておりません。

なお、市場価格のない株式等の投資有価証券、関係会社株式の貸借対照表計上額は次の通りです。

区分	当事業年度 （千円）
投資有価証券	213,491
関係会社株式	0
計	213,491

2. 保有目的を変更した有価証券

前事業年度（2023年9月30日）

該当事項はありません。

当事業年度（2024年9月30日）

該当事項はありません。

3. 減損処理を行った有価証券

前事業年度（自 2022年10月1日 至 2023年9月30日）

前事業年度において、関係会社株式について29,700千円減損処理を行っております。なお、時価のない株式のため、発行会社の財政状態の著しい悪化等により、著しく下落したと判断しております。

当事業年度（自 2023年10月1日 至 2024年9月30日）

該当事項はありません。

（デリバティブ取引関係）

該当事項はありません。

(退職給付関係)

前事業年度は連結財務諸表を作成していましたが、当事業年度は個別財務諸表のみを作成しております。そのため、前事業年度の記載はしていません。

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として退職一時金制度を採用しており、給付額の一部を中小企業退職金共済制度からの給付額で充当しております。

なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法（中小企業退職金共済制度により支給される部分を除く）を用いた簡便法を適用しております。

2. 簡便法を適用した確定給付制度

(1) 簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

(千円)	
	当事業年度 (自 2023年10月1日 至 2024年9月30日)
退職給付引当金の期首残高	4,038
退職給付費用	5,413
退職給付の支払額	2,150
制度への拠出額	5,160
退職給付引当金の期末残高	2,141

(2) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

(千円)	
	当事業年度 (2024年9月30日)
非積立型制度の退職給付債務	22,741
中小企業退職金共済制度による支給見込額	20,599
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	2,141
退職給付引当金	2,141
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	2,141

(3) 退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用	当事業年度	5,413千円
----------------	-------	---------

(ストック・オプション等関係)

該当事項はありません。

(税効果会計関係)

1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2023年9月30日)	当事業年度 (2024年9月30日)
繰延税金資産		
商品評価損	62,489千円	120,109千円
製品保証引当金	1,302千円	460千円
賞与引当金	6,447千円	5,933千円
減損損失	108,286千円	55,511千円
関係会社株式評価損	34,600千円	28,476千円
減価償却超過額	33,600千円	33,169千円
仮受金	46,828千円	63,729千円
税務上の繰越欠損金(注2)	533,305千円	760,866千円
その他	158,615千円	141,703千円
繰延税金資産小計	985,476千円	1,209,960千円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	533,305千円	760,866千円
将来減算一時差異の合計に係る評価性引当額	452,171千円	449,093千円
評価性引当額小計(注1)	985,476千円	1,209,960千円
繰延税金資産合計	千円	千円
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	千円	166千円
繰延税金負債合計	千円	166千円
繰延税金負債の純額	千円	166千円

(注1) 評価性引当額が244,483千円増加しております。この増加の主な内容は、税務上の繰越欠損金の増加に伴う評価性引当額の増加によるものであります。

(注2) 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額
前事業年度(2023年9月30日)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
税務上の繰越欠損金(a)	45,904		32,018			455,382	533,305千円
評価性引当額	45,904		32,018			455,382	533,305千円
繰延税金資産							千円

(a) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

当事業年度(2024年9月30日)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
税務上の繰越欠損金(a)		32,018				728,847	760,866千円
評価性引当額		32,018				728,847	760,866千円
繰延税金資産							千円

(a) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳
前事業年度及び当事業年度については、税引前当期純損失であるため記載を省略しております。

(企業結合等関係)

該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(賃貸等不動産関係)

該当事項はありません。

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

前事業年度（自 2022年10月1日 至 2023年9月30日）

(単位：千円)

	報告セグメント		合計
	ヘルスケアソリューション事業	地球環境ソリューション事業	
メディカルシステム分野	442,215		442,215
メディカルサプライ分野	687,478		687,478
エネルギー分野		1,453,857	1,453,857
GE0ソリューション分野		150,770	150,770
ESG分野		15,000	15,000
その他	206,036	14,149	220,186
顧客との契約から生じる収益	1,335,731	1,633,778	2,969,509
その他の収益			
外部顧客への売上高	1,335,731	1,633,778	2,969,509

当事業年度（自 2023年10月1日 至 2024年9月30日）

(単位：千円)

	報告セグメント		合計
	ヘルスケアソリューション事業	地球環境ソリューション事業	
メディカルシステム分野	223,186		223,186
メディカルサプライ分野	137,848		137,848
エネルギー分野		869,985	869,985
GE0ソリューション分野		204,165	204,165
ESG分野		114	114
その他	120,768	7,012	127,781
顧客との契約から生じる収益	481,803	1,081,278	1,563,081
その他の収益			
外部顧客への売上高	481,803	1,081,278	1,563,081

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「(重要な会計方針)7 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

3. 当事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報

(1) 契約負債の残高等

(単位：千円)

	当事業年度
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	138,749
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	68,724
契約負債（期首残高）	12,625
契約負債（期末残高）	18,829

契約負債は、主にソフトウェアのライセンス料等に係る顧客からの前受金及び医療システムに係る保守サービス契約を顧客と締結した時点に一括で受領した保守サービス代金のうち、保守期間が経過していない前受金に関するものであります。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。

当事業年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、10,238千円であります。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

残存履行義務に配分した取引価格の総額及び収益の認識が見込まれる期間は、以下のとおりであります。

(単位：千円)

	当事業年度
1年以内	17,663
1年超2年以内	1,166
2年超3年以内	
3年超	
合計	18,829

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前連結会計年度の数値は連結財務諸表に基づくものであり、当事業年度より単体財務諸表に移行しております。なお、この移行による影響は軽微であります。

1 報告セグメントの概要

(1) 報告セグメントの決定方法

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。当社は事業本部を基礎とした製品・サービス別のセグメントから構成されており、「ヘルスケアソリューション事業」及び「地球環境ソリューション事業」の2つを報告セグメントとしております。

(2) 各報告セグメントに属する製品及びサービスの種類

「ヘルスケアソリューション事業」は、医療画像保管・配信・表示システム、超音波画像レポートシステム、クラウド型電子カルテシステム、核医学線量管理システム、医療用グローブ、PCR検出試薬、抗原検査キット等の販売及び、遠隔画像診断等の事業をしております。

「地球環境ソリューション事業」は、UAV撮影画像等の自動オルソモザイク&3D処理ソフトウェアの販売及び、太陽光風力発電設備等の販売及び売電等の事業をしております。

2 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「重要な会計方針」における記載と概ね同一であります。報告セグメントの損失は、営業損失ベースの数値であります。

3 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

前連結会計年度(自 2022年10月1日 至 2023年9月30日)

(単位：千円)

	報告セグメント			調整額 (注) 1	連結財務諸表 計上額 (注) 2
	ヘルスケアソ リューション事 業	地球環境ソ リューション事 業	計		
売上高					
外部顧客への売上高	1,341,545	1,633,778	2,975,323	-	2,975,323
セグメント間の内部 売上高又は振替高	-	-	-	-	-
計	1,341,545	1,633,778	2,975,323	-	2,975,323
セグメント損失()	265,072	6,567	258,504	423,478	681,982
セグメント資産	257,568	1,740,326	1,997,894	675,860	2,673,754
セグメント負債	112,512	460,914	573,426	446,755	1,020,182
その他の項目					
減価償却費	17,896	22,592	40,488	18	40,507
有形固定資産及び 無形固定資産の増加額	45,418	732	46,151	10,677	56,828

(注) 1 調整額の内容は、以下のとおりであります。

- (1) 調整額に記載されているセグメント損失には各報告セグメントに配分していない全社費用 423,478千円が含まれております。全社費用は主に報告セグメントに帰属しない一般管理費です。
- (2) 調整額に記載されているセグメント資産の額は報告セグメントに帰属しない現金及び預金、関係会社株式等です。
- (3) 調整額に記載されているセグメント負債の額は報告セグメントに帰属しない借入金等です。
- (4) 調整額に記載されている減価償却費は、報告セグメントに帰属しない資産について当事業年度に発生した額です。
- (5) 有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額10,677千円は、報告セグメントに帰属しない全社資産に係る有形固定資産及び無形固定資産の取得額です。

2 セグメント損失は、連結損益計算書の営業損失と調整を行っております。

当事業年度(自 2023年10月1日 至 2024年9月30日)

	報告セグメント			調整額 (注) 1	財務諸表 計上額 (注) 2
	ヘルスケアソ リューション事 業	地球環境ソ リューション事 業	計		
売上高					
外部顧客への売上高	481,803	1,081,278	1,563,081		1,563,081
セグメント間の内部 売上高又は振替高					
計	481,803	1,081,278	1,563,081		1,563,081
セグメント損失()	444,236	18,839	463,076	381,738	844,815
セグメント資産	137,889	623,754	761,644	807,589	1,569,233
セグメント負債	98,212	634,010	732,222	101,473	833,696
その他の項目					
減価償却費	7,127	1,538	8,665	6	8,671
有形固定資産及び 無形固定資産の増加額	12,202	3,826	16,029	2,420	18,449

(注) 1 調整額の内容は、以下のとおりであります。

- (1) 調整額に記載されているセグメント損失には各報告セグメントに配分していない全社費用 381,738千円が含まれております。全社費用は主に報告セグメントに帰属しない一般管理費です。
- (2) 調整額に記載されているセグメント資産の額は報告セグメントに帰属しない現金及び預金、関係会社株式等です。
- (3) 調整額に記載されているセグメント負債の額は報告セグメントに帰属しない借入金等です。
- (4) 調整額に記載されている減価償却費は、報告セグメントに帰属しない資産について当事業年度に発生した額です。
- (5) 有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額2,420千円は、報告セグメントに帰属しない全社資産に係る有形固定資産及び無形固定資産の取得額です。

2 セグメント損失は、損益計算書の営業損失と調整を行っております。

【関連情報】

前連結会計年度(自 2022年10月1日 至 2023年9月30日)

1 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
R Bソーラーアーク合同会社	686,092	地球環境ソリューション事業
R Bソーラーディタ合同会社	620,000	地球環境ソリューション事業

当事業年度(自 2023年10月1日 至 2024年9月30日)

1 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、該当事項はありません。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度(自 2022年10月1日 至 2023年9月30日)

(単位：千円)

	報告セグメント			全社・消去	合計
	ヘルスケアソリューション事業	地球環境ソリューション事業	計		
減損損失	33,623	686	34,310	6,212	40,523

当事業年度(自 2023年10月1日 至 2024年9月30日)

(単位：千円)

	報告セグメント			全社・消去	合計
	ヘルスケアソリューション事業	地球環境ソリューション事業	計		
減損損失	11,803	8,883	20,686	10,275	30,961

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前連結会計年度(自 2022年10月1日 至 2023年9月30日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 2023年10月1日 至 2024年9月30日)

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前連結会計年度(自 2022年10月1日 至 2023年9月30日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 2023年10月1日 至 2024年9月30日)

該当事項はありません。

(持分法損益等)

前事業年度は連結財務諸表を作成していましたが、当事業年度は個別財務諸表のみを作成しております。そのため、前事業年度の記載はしていません。

1. 関連会社に関する事項

	(単位：千円)
	当事業年度 (自 2023年10月1日 至 2024年9月30日)
関連会社に対する投資の金額	93,000
持分法を適用した場合の投資 の金額	75,159
持分法を適用した場合の投資損失 ()の金額	6,563

2. 開示対象特別目的会社に関する事項

当社は、開示対象特別目的会社を有していません。

【関連当事者情報】

前事業年度は連結財務諸表を作成していましたが、当事業年度は個別財務諸表のみを作成しております。そのため、前事業年度の記載はしていません。

1. 関連当事者との取引

(1) 財務諸表提出会社と関連当事者の取引

(ア)財務諸表提出会社の親会社及び主要株主(会社等に限る)等

当事業年度(自 2023年10月1日 至 2024年9月30日)

該当事項はありません。

(イ)財務諸表提出会社の関連会社等

当事業年度(自 2023年10月1日 至 2024年9月30日)

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金 又は 出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
子会社	株式会社 ワン・サイエ ンス (注)1	東京都 品川区	10,000	医療に関する 各種検査の受 託業務	所有 直接 100.0	資金の貸付 等 役員の兼務 あり	債権放棄 (注)1	30,000	長期 滞留債権	
関連会社	創イノベー ション株式 会社	神奈川県 横浜市 金沢区	47,330	放射能除 染、土壌・ 水浄化に関 する技術開 発	所有 直接 30.99	基本合意書 の締結 役員の兼務 あり	資金の貸付 (注)2		長期滞留債 権(注)3	142,000
							利息の受取	2,135	長期滞留債 権(注)3	6,455

(注)1 株式会社ワン・サイエンスは子会社でありましたが、2024年8月19日付で清算終了により、子会社から除外しております。なお、清算終了に伴い、同社に対する債権30,000千円を放棄いたしました。

2 取引条件及び取引条件の決定方針等

資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

3 長期滞留債権の全額に対し、貸倒引当金を計上しております。

(ウ)財務諸表提出会社の役員及び主要株主(個人の場合に限る。)等

当事業年度(自 2023年10月1日 至 2024年9月30日)

該当事項はありません。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

該当事項はありません。

(2) 重要な関連会社の要約財務情報

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

前事業年度は連結財務諸表を作成していましたが、当事業年度は個別財務諸表のみを作成しております。そのため、前事業年度の記載はしていません。

	当事業年度 (自 2023年10月1日 至 2024年9月30日)
1株当たり純資産額	68.56円
1株当たり当期純損失()	82.92円

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、1株当たり当期純損失であり、潜在株式が存在しないため記載していません。

2. 1株当たり当期純損失の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当事業年度 (自 2023年10月1日 至 2024年9月30日)
1株当たり当期純損失()	
当期純損失()(千円)	889,625
普通株主に帰属しない金額(千円)	
普通株式に係る当期純損失()(千円)	889,625
普通株式の期中平均株式数(株)	10,729,062
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	

(重要な後発事象)

(係争事件の発生)

当社は、以下のとおり2024年12月23日に訴訟を提起され、2025年1月24日に訴状の送達を受けました。

1. 訴訟の概要

当社は、再生EVバッテリーを事業用ポータルバッテリーとしてリースレンタルする環境配慮型の事業に関する取引(以下「本蓄電池取引」といいます。)を2021年11月から開始しておりますところ、2024年1月16日付「(開示事項の経過)第三者委員会の調査報告害公表に関するお知らせ」にて開示いたしましたとおり、第三者委員会から受領した調査報告書において、本蓄電池取引のバッテリーモジュールに実在性に関する指摘を受けました。この指摘を踏まえ、当社は、本蓄電池取引のバッテリーモジュールの実在性の確認及び本蓄電池取引における各契約の見直しを行ってまいりました。

このような経緯の中で、株式会社WEBLAIは、同社に対するバッテリーモジュールの販売元(以下「本件販売元」といいます。)、本件販売元の現代表取締役(当該取引時点における当時の当社代表取締役)、本件蓄電池取引に関与した法人2社、本蓄電池取引に関与した法人2社のうち1社の代表者及び当社を共同被告として、バッテリーモジュールの売買契約及びレンタル契約の締結に関連する損害賠償を求めて損害賠償等請求訴訟が提起されました。

2. 訴訟を提起した者の概要

名称: 株式会社WEBLAI

所在地: 東京都千代田区神田駿河台2丁目11番16 さいかち坂ビル202号室

代表者の役職・氏名: 代表取締役 小山大介

3. 損害賠償請求金額(遅延損害金を除く)

294,671,900円

今後の見通し

当社といたしましては、今後、相手方の主張及びその根拠を精査した上で適切に対応してまいります。当社はあくまでも本蓄電池取引において、株式会社WEBLAIからバッテリーモジュールのレンタルを受け

た立場であり、当社の責任が否定されるよう法的正当性を主張・立証していくとともに、当社の取り得る法的な手段等を検討し、適切に対処してまいり所存です。

なお、今後の業績に与える影響については、現時点では予測することは困難であります。

第42期中間会計期間(自 2024年10月1日 至 2025年3月30日)

(継続企業の前提に関する事項)

該当事項はありません。

(追加情報)

(アリスタゴラVCイスラエル・テクノロジーL.P.(ファンド)への出資)

当社が出資するアリスタゴラVCイスラエル・テクノロジーL.P.(ファンド)は主としてイスラエルのスタートアップ企業と日本企業との連携ニーズ拡大を背景に、イスラエルの先端テクノロジーに投資を行うケイマン籍のリミテッドパートナーシップ形態のファンドです。

本ファンドはキャピタルコール方式をとっており、当社の出資コミットは3,000,000米ドルであります。

本ファンドは当社に対し1,980,000米ドルのキャピタルコールを行っており、当社は1,980,000米ドルを既に出資し固定資産の投資その他の資産の投資有価証券に286,200千円を計上しております。

なお、本ファンドはキャピタルコール方式をとっていることから、当社に対しキャピタルコールの未実行額1,020,000米ドルが存在し、その実行時期については未定であります。

本ファンドに出資することで、本ファンドの出資先・出資候補先だけでなく、本ファンドのジェネラル・パートナーが接した全ての企業の情報を効率的に得られることから当社の事業領域であるヘルスケア事業において、適合する優良な企業との協業検討が可能になります。

(係争事件の発生)

(1) 当社は、以下のとおり2024年9月6日に訴訟を提起され、2024年9月27日に訴状の送達を受けました。

訴訟の概要

株式会社プロスパーアセットが、当社に対して、主位的請求としてバッテリーモジュールの引き渡し並びにレンタル料相当損害金及びレンタル料の支払、予備的請求としてバッテリーモジュールが返還不能の場合におけるバッテリーモジュールの買取代金及びレンタル料の支払を求めて動産引渡請求訴訟を提起しました。

訴訟を提起した者の概要

名称：株式会社プロスパーアセット

所在地：東京都港区北青山二丁目7番26号

代表者の役職・氏名：代表取締役 齋藤栄大

損害賠償請求金額(遅延損害金を除く)

16,229千円

今後の見通し

当社といたしましては、相手方の主張及びその根拠を精査した上で適切に対応してまいります。当社の責任が否定されるよう法的正当性を主張・立証していくとともに、当社の取り得る法的な手段等を検討し、対処してまいります。

なお、今後の業績に与える影響については、現時点では予測することは困難であります。

(2) 当社は、以下のとおり2024年9月12日に訴訟を提起され、2024年9月25日に訴状の送達を受けました。

訴訟の概要

株式会社ワンダーランドが、バッテリーモジュールの販売業者及び当社を共同被告として、バッテリーモジュールの売買契約及びレンタル契約の締結に関連する損害賠償を求めて損害賠償請求訴訟を提起しました。

訴訟を提起した者の概要

名称：株式会社ワンダーランド

所在地：神奈川県川崎市川崎区千鳥町7番1号No. 3 2

代表者の役職・氏名：代表取締役 村上和彦

損害賠償請求金額（遅延損害金を除く）

20,680千円

今後の見通し

株式会社ワンダーランドが東京地方裁判所に提出した2024年9月12日付け訴状からでは、その主張の詳細は判然といたしませんので、今後、株式会社ワンダーランドの主張を精査して適切に対応してまいります。当社はあくまでも本蓄電池取引において、株式会社ワンダーランドからバッテリーモジュールのレンタルを受けた立場であり、当社の責任が否定されるよう法的正当性を主張・立証していくとともに、当社の取り得る法的な手段等を検討し、対処してまいります。

なお、今後の業績に与える影響については、現時点では予測することは困難であります。

(3) 当社は、以下のとおり2024年10月21日に訴訟を提起され、2024年10月28日に訴状の送達を受けました。

訴訟の概要

株式会社ケイ・アイ・シーが、バッテリーモジュールの販売業者、本蓄電池取引に関与した業者及び当社、並びに取引時点において販売業者の代表取締役であった個人及び当該取引時点における当時の当社の代表取締役であった個人を共同被告として、バッテリーモジュールの売買契約及びレンタル契約の締結に関連する損害賠償を求めて損害賠償請求訴訟を提起しました。

訴訟を提起した者の概要

名称：株式会社ケイ・アイ・シー

所在地：東京都中央区東日本橋2丁目4番1号

代表者の役職・氏名：代表取締役 井上浩二

損害賠償請求金額（遅延損害金を除く）

49,852千円

今後の見通し

当社といたしましては、今後、相手方の主張及びその根拠を精査した上で適切に対応してまいります。当社はあくまでも本蓄電池取引において、株式会社ケイ・アイ・シーからバッテリーモジュールのレンタルを受けた立場であり、当社の責任が否定されるよう法的正当性を主張・立証していくとともに、当社の取り得る法的な手段等を検討し、対処してまいります。

なお、今後の業績に与える影響については、現時点では予測することは困難であります。

(4) 当社は、以下のとおり2024年12月23日に訴訟を提起され、2025年1月24日に訴状の送達を受けました。

訴訟の概要

株式会社WEBLAが、バッテリーモジュールの販売元、販売元の現代表取締役（当該取引時点における当時の当社代表取締役）、蓄電池取引に関与した法人2社、当該法人のうち1社の代表者及び当社を共同被告として、バッテリーモジュールの売買契約及びレンタル契約の締結に関連する損害賠償を求めて損害賠償請求訴訟を提起しました。

訴訟を提起した者の概要

名称：株式会社WEBLA

所在地：東京都千代田区神田駿河台2丁目11番16 さいかち坂ビル202号室

代表者の役職・氏名：代表取締役 小山大介

損害賠償請求金額(遅延損害金を除く)

294,671千円

今後の見通し

当社といたしましては、今後、相手方の主張及びその根拠を精査した上で適切に対応してまいります。当社はあくまでも本蓄電池取引において、株式会社WEBLAからバッテリーモジュールのレンタルを受けた立場であり、当社の責任が否定されるよう法的正当性を主張立証していくとともに、当社の取り得る法的な手段等を検討し、対処してまいります。

なお、今後の業績に与える影響については、現時点では予測することは困難であります。

(5) 当社は、以下のとおり2025年1月14日に訴訟を提起され、2025年2月5日に訴状の送達を受けました。

訴訟の概要

日本粉末薬品株式会社が、当社を被告として、バッテリーモジュールの売買契約及びレンタル契約の締結に関連する損害賠償を求めて損害賠償請求訴訟を提起しました。

訴訟を提起した者の概要

名称：日本粉末薬品株式会社

所在地：大阪府大阪市中央区道修町二丁目5番11号

代表者の役職・氏名：代表取締役 桑野彰一

損害賠償請求金額(遅延損害金を除く)

53,900千円

今後の見通し

当社といたしましては、今後、相手方の主張及びその根拠を精査した上で適切に対応してまいります。当社はあくまでも本蓄電池取引において、日本粉末薬品株式会社からバッテリーモジュールのレンタルを受けた立場であり、当社の責任が否定されるよう法的正当性を主張立証していくとともに、当社の取り得る法的な手段等を検討し、対処してまいります。

なお、今後の業績に与える影響については、現時点では予測することは困難であります。

(6) 当社は、以下のとおり2025年2月5日に訴訟を提起され、2025年2月14日に訴状の送達を受けました。

訴訟の概要

城北ヤクルト販売株式会社が、バッテリーモジュールの販売業者、当該販売業者の元代表取締役及び現代表取締役(当該取引時点における当時の当社代表取締役)、本件蓄電池取引に関与した法人、当該法人の代表者、当社の元当該事業部長、当社の元業務委託先の代表者及び当社を共同被告として、バッテリーモジュールの売買契約及びレンタル契約の締結に関連する損害賠償を求めて損害賠償請求訴訟を提起しました。

訴訟を提起した者の概要

名称：城北ヤクルト販売株式会社

所在地：東京都足立区千住宮元町30番4号

代表者の役職・氏名：代表取締役 大久保毅一

損害賠償請求金額(遅延損害金を除く)

182,704千円

今後の見通し

当社といたしましては、今後、相手方の主張及びその根拠を精査した上で適切に対応してまいります。当社はあくまでも本蓄電池取引において、城北ヤクルト販売株式会社からバッテリーモジュールのレンタルを受けた立場であり、当社の責任が否定されるよう法的正当性を主張立証していくとともに、当社の取り得る法的な手段等を検討し、対処してまいります。

なお、今後の業績に与える影響については、現時点では予測することは困難であります。

(7) 当社は、以下のとおり2025年3月28日に訴訟を提起され、2025年4月10日に訴状の送達を受けました。

訴訟の概要

株式会社Y・Aホールディングスが、バッテリーモジュールの販売業者、当該販売業者の元代表取締役及び元取締役並びに現代表取締役(当該取引時点における当時の当社代表取締役)、本蓄電池取引に関与した法人、当社の元取締役ら7名、当社の現代表取締役及び当社の現取締役1名並びに当社を共同被告として、バッテリーモジュールの売買契約及びレンタル契約の締結に関連する損害賠償を求めて損害賠償請求訴訟を提起しました。

訴訟を提起した者の概要

名称：株式会社Y・Aホールディングス

所在地：大阪府東大阪市荒本北2丁目2番47号

代表者の役職・氏名：代表取締役 竹原正敏

損害賠償請求金額(遅延損害金を除く)

62,315千円

今後の見通し

当社といたしましては、今後、相手方の主張及びその根拠を精査した上で適切に対応してまいります。当社はあくまでも本蓄電池取引において、株式会社Y・Aホールディングスからバッテリーモジュールのレンタルを受けた立場であり、当社の責任が否定されるよう法的正当性を主張・立証していくとともに、当社の取り得る法的な手段等を検討し、対処してまいります。

なお、今後の業績に与える影響については、現時点では予測することは困難であります。

(中間貸借対照表関係)

1 偶発債務

当社グループは、2024年1月15日に受領した第三者委員会の調査報告書における調査結果を踏まえ、売上及び売上原価の取消を行っております。これに伴い当該業務に関連して当社が当該取引先から受領した代金を仮受金に計上するとともに当該事業に関連して当社が取引先へ支払った代金を仮払金として計上しております。

流動資産の「仮払金」及び流動負債の「仮受金」に含まれる当該取引に係る残高はそれぞれ次のとおりであります。

	前事業年度 (2024年9月30日)	当中間会計期間 (2025年3月31日)
仮払金	399,739千円	374,329千円
仮受金	607,871千円	565,367千円

当社は、当該業務に関して株式会社プロスパーアセット（提訴日：2024年9月6日、請求金額：16,220千円）、株式会社ワンダーランド（提訴日：2024年9月12日、請求金額：20,680千円）及び株式会社ケイ・アイ・シー（提訴日：2024年10月21日、請求金額：49,852千円）、他4社より金員支払請求を求める訴訟を提訴されております。各訴訟の対応については、「注記事項（追加情報）（係争事件の発生）」をご確認ください。

上記の訴訟事案を除く、その他の当該業務に関する取引についても第三者委員会による調査報告書の内容及び訴訟事案への対応も踏まえ、当該取引先等と協議を行っていく予定です。

当該業務全般を対象とした今後の協議結果によって、上記の仮受金と仮払金との差額を超える負担が生じる可能性や訴訟結果により当社の経営成績に影響を及ぼす可能性があります。現時点でその影響額を合理的に見積もることは困難であります。

2 偶発債務

前事業年度（2024年9月30日）

開示記載違反に係る課徴金の発生

当社は、再生バッテリーを事業用ポータルバッテリーとしてリユースレンタルする環境配慮型の事業に関する取引での売上処理等に不適切な会計処理について、第三者委員会の調査報告書における調査結果を踏まえ、2024年1月31日付で過年度における有価証券報告書等を訂正いたしました。このため、今後、当社は金融庁から開示規制違反に係る課徴金の納付命令を受ける可能性があります。

当中間会計期間（2025年3月31日）

該当事項はありません。

(中間損益計算書関係)

1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は、次のとおりであります。

	当中間会計期間 (自 2024年10月1日 至 2025年3月31日)
給料及び手当	112,955千円
退職給付費用	2,205千円
賞与引当金繰入額	7,534千円
貸倒引当金繰入額	4,640千円

2 契約解約益

当中間会計期間（自 2024年10月1日 至 2025年3月31日）

再生バッテリーを事業用ポータルバッテリーとしてリユースレンタルする取引について、当社が取引先から受領した代金を仮受金に計上しておりますが、各契約の見直しを行い、契約の一部を解約したことにより仮受金を取崩し、42,504千円を特別利益に計上しております。

3 減損損失

当中間会計期間（自 2024年10月1日 至 2025年3月31日）

当社は以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

用途	場所	種類	減損損失(千円)
事業用	東京都品川区	有形固定資産（工具、器具及び備品）	665
事業用	愛知県名古屋市	有形固定資産（工具、器具及び備品）	122
事業用	大阪府大阪市	有形固定資産（工具、器具及び備品）	122
事業用	東京都品川区	有形固定資産（レンタル資産）	559
事業用	東京都品川区	投資その他の資産（差入保証金）	3,245
事業用	東京都品川区	無形固定資産（ソフトウェア）	9,479
合計			14,196

当社は、継続的に損益を把握している管理会計に準じた単位をもとに、資産のグルーピングをおこなっております。なお、本社資産については共用資産としてグルーピングしております。

当社の回収可能価額は使用価値を使用しております。当社のヘルスケアソリューション事業及び地球環境ソリューション事業において、事業計画を見直した結果、当該事業の固定資産の帳簿価額が将来キャッシュ・フローを下回っているため、工具・器具及び備品、レンタル資産、ソフトウェア及び差入保証金の未償却残高を減損損失として特別損失に計上しております。

4 特別調査費用

当中間会計期間（自 2024年10月1日 至 2025年3月31日）

霧島土地の会計処理に関する自主点検に要する費用5,361千円を特別損失に計上しております。

5 過年度決算修正対応費用

当中間会計期間（自 2024年10月1日 至 2025年3月31日）

過年度の決算修正に要する費用17,103千円を特別損失に計上しております。

6 契約解約損

当中間会計期間（自 2024年10月1日 至 2025年3月31日）

再生バッテリーを事業用ポータルバッテリーとしてリユースレンタルする取引について、当社が取引先へ支払した代金を仮払金に計上しておりますが、各契約の見直しを行い、契約の一部を解約したことにより仮払金を取崩し、25,410千円を特別損失に計上しております。

7 課徴金

当中間会計期間（自 2024年10月1日 至 2025年3月31日）

有価証券報告書等の虚偽記載に係る課徴金65,070千円を特別損失に計上しております。

(中間キャッシュ・フロー計算書関係)

1 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	当中間会計期間 (自 2024年10月1日 至 2025年3月31日)
現金及び預金勘定	291,593 千円
現金及び現金同等物	291,593 千円

(株主資本等関係)

当中間会計期間(自 2024年10月1日 至 2025年3月31日)

1. 配当金支払額

該当事項はありません。

2. 基準日が当中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

3. 株主資本の著しい変動

該当事項はありません。

(持分法損益等)

前中間会計期間は中間連結財務諸表を作成していましたが、当中間会計期間は個別財務諸表のみを作成しております。そのため、前中間会計期間の記載はしていません。

1. 関連会社に関する事項

	前事業年度 (2024年9月30日)	当中間会計期間 (2025年3月31日)
関連会社に対する投資の金額	93,000 千円	93,000 千円
持分法を適用した場合の投資の金額	- 千円	- 千円

	当中間会計期間 (自 2024年10月1日 至 2025年3月31日)
持分法を適用した場合の 投資損失()の金額	- 千円

2. 開示対象特別目的会社に関する事項

当社は、開示対象特別目的会社を有していません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前中間連結会計期間の数値は中間連結財務諸表に基づくものであり、前事業年度末より単体財務諸表に移行しております。この移行による影響は極めて軽微であるため比較情報として開示しております。

前中間連結会計期間（自 2023年10月1日 至 2024年3月31日）

1. 報告セグメントごとの売上高及び損失の金額に関する情報

(単位：千円)

	報告セグメント			調整額 (注) 1	中間連結損益計算書 計上額 (注) 2
	ヘルスケアソ リューション事業	地球環境ソリュー ション事業	合計		
売上高					
外部顧客への売上高	268,454	982,887	1,251,341	-	1,251,341
セグメント間の内部 売上高又は振替高	-	-	-	-	-
計	268,454	982,887	1,251,341	-	1,251,341
セグメント損失()	56,624	1,949	58,573	171,860	230,434

(注) 1 調整額に記載されているセグメント損失には各報告セグメントに配分していない全社費用 171,860千円が含まれております。全社費用は主に報告セグメントに帰属しない一般管理費です。

2 セグメント損失は、中間連結損益計算書の営業損失と調整を行っております。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

(単位：千円)

	報告セグメント			全社・消去	合計
	ヘルスケアソ リューション事 業	地球環境ソ リューション事 業	計		
減損損失	4,179	5,056	9,236	10,275	19,512

当中間会計期間（自 2024年10月1日 至 2025年3月31日）

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：千円)

	報告セグメント			調整額 (注) 1	中間損益計算書 計上額 (注) 2
	ヘルスケアソ リューション事業	地球環境ソリュー ション事業	合計		
売上高					
外部顧客への売上高	479,464	111,223	590,687	-	590,687
セグメント間の内部 売上高又は振替高	-	-	-	-	-
計	479,464	111,223	590,687	-	590,687
セグメント利益又は損失 ()	5,416	213	5,629	165,761	160,132

(注) 1 調整額に記載されているセグメント損失には各報告セグメントに配分していない全社費用 165,761千円が含まれております。全社費用は主に報告セグメントに帰属しない一般管理費です。

2 セグメント利益又は損失は、中間損益計算書の営業損失と調整を行っております。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

(単位：千円)

	報告セグメント			全社・消去	合計
	ヘルスケアソリューション事業	地球環境ソリューション事業	計		
減損損失	9,725	979	10,705	3,490	14,196

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

前中間連結会計期間の数値は中間連結財務諸表に基づくものであり、前事業年度末より単体財務諸表に移行しております。この移行による影響は極めて軽微であるため比較情報として開示しております。

前中間連結会計期間（自 2023年10月1日 至 2024年3月31日）

(単位：千円)

	報告セグメント		合計
	ヘルスケアソリューション事業	地球環境ソリューション事業	
メディカルシステム分野	74,743	-	74,743
メディカルサブライ分野	110,475	-	110,475
エネルギー分野	-	868,484	868,484
GE0ソリューション分野	-	107,283	107,283
ESG分野	-	106	106
その他	83,235	7,012	90,248
顧客との契約から生じる収益	268,454	982,887	1,251,341
その他の収益	-	-	-
外部顧客への売上高	268,454	982,887	1,251,341

当中間会計期間(自 2024年10月1日 至 2025年3月31日)

(単位:千円)

	報告セグメント		合計
	ヘルスケアソリューション事業	地球環境ソリューション事業	
メディカルシステム分野	401,557	-	401,557
メディカルサブライ分野	6,740	-	6,740
エネルギー分野	-	1,097	1,097
GE0ソリューション分野	-	94,643	94,643
ESG分野	-	-	-
その他	71,166	15,482	86,649
顧客との契約から生じる収益	479,464	111,223	590,687
その他の収益	-	-	-
外部顧客への売上高	479,464	111,223	590,687

(1株当たり情報)

1株当たり中間純損失及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	当中間会計期間 (自 2024年10月1日 至 2025年3月31日)
1株当たり中間純損失()	23円21銭
(算定上の基礎)	
中間純損失()(千円)	249,017
普通株主に帰属しない金額(千円)	
普通株式に係る中間純損失()(千円)	249,017
普通株式の期中平均株式数(株)	10,729,062

(注) 潜在株式調整後1株当たり中間純利益につきましては、1株当たり中間純損失であり、また潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(重要な後発事象)

(係争事件の発生)

「注記事項(追加情報)(係争事件の発生)(7)」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(ストックオプションとしての新株予約権の発行)

(第13回新株予約権(無償ストック・オプション)の発行)

当社は2025年4月28日開催の取締役会において、会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づき、当社の執行役員及び従業員に対する無償ストック・オプションを発行することを決議し、2025年5月13日に割当が完了いたしました。

・ストック・オプションとして新株予約権を発行する目的及び理由

当社が企業価値の向上を目指すにあたり、より一層の意欲及び士気を向上させ、当社内の結束力をさらに高めることを目的として、無償ストック・オプションとして新株予約権を発行するものであります。

なお、本新株予約権がすべて行使された場合に増加する当社普通株式の総数は、発行済株式総数10,803,600株(2024年12月31時点)の1.91%に相当し、既存株主の保有株式に対して一定程度希薄化することとなります。当社の執行役員及び従業員が本無償ストック・オプションを取得することにより、中長期的なインセンティブとして寄与することができるため、この機会にて本新株予約権を割り当てることが、本新株予約権の対象者の貢献が当社の企業価値・株式価値の向上に資するものと認識しており、本新株予約権の発行は、このような希薄化率も踏まえても、それ以上に当社既存の少数株主の皆様への利益に貢献できるものと考えており、株式の希薄化への影響は合理的なものであると考えております。

・無償ストック・オプションの発行要項

第13回新株予約権

1. 新株予約権の目的である新株予約権の種類及び各新株予約権の目的である株式の数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個の目的である株式の数は100株とする。なお、割当日後、当社が株式の分割(株式の無償割当てを含む。以下同じ。)または株式の併合を行う場合、次の算式により目的である株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合または当社が完全子会社となる株式交換もしくは株式移転を行い新株予約権が承継される場合、当社は、合併比率等に応じ必要と認める株式数の調整を行うことができる。

2. 新株予約権の払込金額

金銭の払込みを要しないものとする。

3. 発行する新株予約権の総数

2,064個

4. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権 1 個当たり23,600円（1 株当たり236円）

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、次により決定される 1 株あたりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に、付与株式数を乗じた金額とする。行使価額は、本新株予約権を割り当てる日の属する月の前月の各日（取引が成立していない日を除く。）における株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値の平均値に1.02を乗じた金額（1 円未満の端数は切り上げ）とする。ただし、その価額が本新株予約権の割当日の終値（取引が成立していない場合はそれに先立つ直近取引日の終値）を下回る場合は、当該終値を行使価額とする。

ただし、下記の各事由が生じたときは、下記の各計算式により調整された行使価額に新株予約権 1 個当たりの目的である株式の数を乗じた額とする。なお、調整後の行使価額は、1 円未満の端数を切り上げる。

記

(1) 当社が株式分割または株式併合を行う場合

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

(2) 当社が時価を下回る価額で募集株式の発行または自己株式の処分（株式の無償割当てによる株式の発行及び自己株式を交付する場合を含み、新株予約権（新株予約権付社債も含む。）の行使による場合及び当社の普通株式に転換できる証券の転換による場合を除く。）を行う場合

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{募集株式発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

ただし、算式中の既発行株式数は、上記の株式の発行の効力発生日前日における当社の発行済株式総数から、当該時点における当社の保有する自己株式の数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合、新規発行株式数を処分する自己株式の数、募集株式発行前の株価を自己株式処分前の株価にそれぞれ読み替えるものとする。

(3) 当社が吸収合併存続会社となる吸収合併を行う場合、当社が吸収分割承継会社となる吸収分割を行う場合、または当社が完全親会社となる株式交換を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合、当社は必要と認める行使価額の調整を行う。

5. 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権の割当日の翌日から起算して 2 年経過後の2027年 5 月14日から2035年 4 月27日までの期間とする。

6. 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- (1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第 1 項に従い計算される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果 1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
- (2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記（ 1 ）記載の資本金等増加限度額から上記（ 1 ）に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

7. 新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権者は、権利行使時において、当社の取締役、執行役員または従業員の地位にあることを要する。ただし、定年退職その他これに準ずる正当な理由のある場合（死亡の場合を除く）はこの限りでない。

- (2) 新株予約権者のうち当社及び子会社の従業員の地位にある者が死亡した場合は、新株予約権の相続を認めるものとする。なお、新株予約権を相続した権利承継者が死亡した場合、その相続人は新株予約権を行使することができない。
- (3) この他の条件は、本総会及び新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

8. 新株予約権の取得の条件

- (1) 当社が消滅会社となる合併契約書、当社が完全子会社となる株式交換契約書、または当社が分割会社となる会社分割についての分割計画書・分割契約書について株主総会の承認(株主総会の承認を要しない会社分割の場合は取締役会決議)がなされたとき、ならびに株式移転の議案につき株主総会の決議がなされたときは、当社は新株予約権の全部を無償にて取得することができる。
- (2) 新株予約権者が、7.(1)、(2)に定める規定に基づく新株予約権の行使の条件を満たさず、新株予約権を行使できなくなった場合もしくは権利承継者が死亡した場合は、当社はその新株予約権を無償にて取得することができる。

9. 組織再編時の取扱い

組織再編に際して定める契約書または計画書等の条件に従って、以下に定める株式会社の新株予約権を交付する旨を定めた場合には、当該組織再編の比率に応じて、以下に定める株式会社の新株予約権を交付するものとする。

- (1) 合併(当社が消滅する場合に限る。)
合併後存続する株式会社または合併により設立する株式会社
- (2) 吸収分割
吸収分割をする株式会社とその事業に関して有する権利義務の全部または一部を承継する株式会社
- (3) 新設分割
新設分割により設立する株式会社
- (4) 株式交換
株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社
- (5) 株式移転
株式移転により設立する株式会社

10. 新株予約権の譲渡制限

新株予約権を譲渡により取得するには、当社取締役会の承認を要するものとする。

11. 新株予約権の行使により発生する端数の取扱い

新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

12. 新株予約権にかかる新株予約権証券に関する事項

当社は、新株予約権にかかる新株予約権証券を発行しないものとする。

13. 新株予約権の割当てを受ける者及び数

対象者人数	人数	割当新株予約権数
当社の執行役員及び従業員	35名	2,064個(206,400株)

14. 新株予約権の割当日

2025年5月13日

【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価 償却累計額 又は償却 累計額 (千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末 残高 (千円)
有形固定資産							
建物	0	0	0	0			0
機械及び装置	0	0	0	0			0
工具、器具及び備品	0	3,112	3,112 (3,112)	0			0
土地	103,944		103,944				
リース資産	3,211			3,211	3,211		
その他	61	2,574	2,630 (2,630)			5	0
有形固定資産計	107,216	5,686	109,686 (5,742)	3,211	3,211	5	0
無形固定資産							
ソフトウェア	13,027	12,263	11,863 (11,863)	6,366		7,061	6,366
その他	7,928	8,727	16,655 (13,355)	0		0	0
無形固定資産計	20,955	20,990	28,518 (25,218)	6,366		7,061	6,366

(注) 1 当期増加額のうち主なものは、次のとおりであります。
 その他 「viDoc RTK rover」のレンタル資産

2 当期減少額のうち主なものは、次のとおりであります。
 土地 売却による減少

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金				
1年以内に返済予定の長期借入金	13,075	10,080	1.7	
1年以内に返済予定のリース債務				
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)	16,240	6,160	1.7	2025年10月27日～ 2026年5月27日
リース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)				
その他有利子負債 1年内返済予定の長期割賦未払金 長期割賦未払金(1年内返済予定のものを除く。)				
合計	29,315	16,240		

(注) 1 「平均利率」については、期末借入金残高等に対する加重平均利率を記載しております。

2 長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)の貸借対照表日後5年以内における1年ごとの返済予定額は以下のとおりであります。

区分	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
長期借入金	6,160			

【資産除去債務明細表】

該当事項はありません。

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (その他) (千円)	当期末残高 (千円)
貸倒引当金	302,259	9,633	79,594	19,617	212,681
製品保証引当金	4,255	6,640	3,249	6,141	1,503
賞与引当金	21,056	37,958	39,388	250	19,376

(注) 貸倒引当金の「当期減少額(その他)」欄の金額は、一般債権の貸倒実績率による洗替額であります。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

現金及び預金

区分	金額(千円)
現金	0
預金	
当座預金	532,282
普通預金	21,538
計	553,821
合計	553,823

売掛金

相手先別内訳

相手先	金額(千円)
綾瀬循環器病院	19,580
山下商事	7,314
新山手病院	4,045
毛野考古学研究所	2,502
春日部市立病院	2,338
その他	32,943
合計	68,724

売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

当期首残高 (千円) (A)	当期発生高 (千円) (B)	当期回収高 (千円) (C)	当期末残高 (千円) (D)	回収率(%) $\frac{(C)}{(A)+(B)} \times 100$	滞留期間(日) $\frac{(A)+(D)}{2}$ $\frac{(B)}{366}$
138,749	869,089	939,114	68,724	93.2	43

(注) 消費税等の会計処理は、税抜方式を採用しておりますが、上記金額には消費税等が含まれております。

商品

区分	金額(千円)
viDoc RTK rover	19,800
サプライ品	10,590
その他	4,783
合計	35,173

仕掛品

区分	金額(千円)
メディカルシステム関連	40,577
耐放射線カメラ関連	9,692
GEOソリューション関連	598
合計	50,867

貯蔵品

区分	金額(千円)
クオカード	710
計	710

販売用不動産

区分	金額(千円)
霞ヶ浦太陽光発電所	17,352
合計	17,352

仮払金

相手先	金額(千円)
再生バッテリー事業に関連して当社が取引先へ支払った代金	399,739
その他	260
合計	399,999

投資有価証券

区分	金額(千円)
アリストゴラVCイスラエル・テクノロジーL.P.(ファンド)への出資金	211,719
その他	1,772
合計	213,491

長期滞留債権

相手先	金額(千円)
創イノベーションに対する長期貸付金	142,000
医療法人社団昌医会に対する長期売掛金	36,755
その他	31,389
合計	210,145

買掛金

相手先別内訳

相手先	金額(千円)
マッハコーポレーション	10,450
リコージャパン	9,781
Pix4D SA	9,299
EIZO	6,749
プリズム・メディカル	4,550
その他	10,904
計	51,735

仮受金

相手先	金額(千円)
再生バッテリー事業に関連して当社が取引先から受け取った代金	607,871
その他	8
合計	607,879

(3) 【その他】

当事業年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期 (自 2023年10月1日 至 2023年12月31日)	第2四半期 (自 2023年10月1日 至 2024年3月31日)	第3四半期 (自 2023年10月1日 至 2024年6月30日)	当事業年度 (自 2023年10月1日 至 2024年9月30日)
売上高 (千円)				1,563,081
税引前当期純損失 (千円) ()				885,149
当期純損失 (千円) ()				889,625
1株当たり当期純損失 (円) ()				82.92

(会計期間)	第1四半期 (自 2023年10月1日 至 2023年12月31日)	第2四半期 (自 2024年1月1日 至 2024年3月31日)	第3四半期 (自 2024年4月1日 至 2024年6月30日)	第4四半期 (自 2024年7月1日 至 2024年9月30日)
1株当たり四半期純損失 (円) ()				39.08

(注) 第3四半期までは連結決算であったことから開示を省略しております。

第6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	10月1日から9月30日まで
定時株主総会	12月中
基準日	9月30日
剰余金の配当の基準日	3月31日、9月30日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り	
取扱場所	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
取次所	
買取手数料	株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額
公告掲載方法	電子公告により行う。但し、電子公告をすることができないやむを得ない事由が生じた場合は、日本経済新聞に掲載する。 公告掲載URL https://www.imageone.co.jp/
株主に対する特典	なし

第7 【提出会社の参考情報】

1 【提出会社の親会社等の情報】

親会社等はありません。

2 【その他の参考情報】

最近事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに有価証券報告書の確認書

事業年度 第40期(自 2022年10月1日 至 2023年9月30日)

2024年1月31日関東財務局長に提出

(2) 内部統制報告書及びその添付書類

事業年度 第40期(自 2022年10月1日 至 2023年9月30日)

2024年1月31日関東財務局長に提出

(3) 四半期報告書及び四半期報告書の確認書

第41期第1四半期(自 2023年10月1日 至 2023年12月31日)

2024年2月14日関東財務局長に提出

第41期第2四半期(自 2024年1月1日 至 2024年3月31日)

2024年5月15日関東財務局長に提出

(4) 臨時報告書

2024年4月4日関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2(株主総会における議決権行使の結果)の規定に基づく臨時報告書であります。

2024年7月4日関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号(財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象)に基づく臨時報告書であります。

2024年7月4日関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号(財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象)に基づく臨時報告書であります。

2024年7月4日関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号(財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象)に基づく臨時報告書であります。

2024年7月4日関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号(財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象)に基づく臨時報告書であります。

2024年7月4日関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号(財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象)に基づく臨時報告書であります。

2025年2月3日関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第6号(訴訟の解決による損害賠償支払金額)に基づく臨時報告書であります。

2025年3月5日関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第6号(訴訟の解決による損害賠償支払金額)に基づく臨時報告書であります。

2025年4月18日関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2(株主総会における議決権行使の結果)の規定に基づく臨時報告書であります。

2025年5月1日関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号（財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象）に基づく臨時報告書であります。

2025年5月1日関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第6号（訴訟の解決による損害賠償支払金額）に基づく臨時報告書であります。

2025年5月1日関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号（財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象）に基づく臨時報告書であります。

2025年5月1日関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第6号（訴訟の解決による損害賠償支払金額）に基づく臨時報告書であります。

(5) 有価証券報告書の訂正報告書及び確認書

事業年度 第39期(自 2021年10月1日 至 2022年9月30日)

2024年1月31日関東財務局長に提出

事業年度 第37期(自 2019年10月1日 至 2020年9月30日)

2025年1月31日関東財務局長に提出

事業年度 第38期(自 2020年10月1日 至 2021年9月30日)

2025年1月31日関東財務局長に提出

事業年度 第39期(自 2021年10月1日 至 2022年9月30日)

2025年1月31日関東財務局長に提出

事業年度 第40期(自 2022年10月1日 至 2023年9月30日)

2025年1月31日関東財務局長に提出

(6) 内部統制報告書の訂正報告書

事業年度 第39期(自 2021年10月1日 至 2022年9月30日)

2024年1月31日関東財務局長に提出

事業年度 第37期(自 2019年10月1日 至 2020年9月30日)

2025年1月31日関東財務局長に提出

事業年度 第38期(自 2020年10月1日 至 2021年9月30日)

2025年1月31日関東財務局長に提出

事業年度 第39期(自 2021年10月1日 至 2022年9月30日)

2025年1月31日関東財務局長に提出

事業年度 第40期(自 2022年10月1日 至 2023年9月30日)

2025年1月31日関東財務局長に提出

(7) 四半期報告書の訂正報告書及び確認書

第39期第1四半期(自 2021年10月1日 至 2021年12月31日)

2024年1月31日関東財務局長に提出

第39期第2四半期(自 2022年1月1日 至 2022年3月31日)

2024年1月31日関東財務局長に提出

第39期第3四半期(自 2022年4月1日 至 2022年6月30日)

2024年1月31日関東財務局長に提出

第40期第1四半期(自 2022年10月1日 至 2022年12月31日)

2024年1月31日関東財務局長に提出

第40期第2四半期(自 2023年1月1日 至 2023年3月31日)

2024年1月31日関東財務局長に提出

第40期第3四半期(自 2023年4月1日 至 2023年6月30日)

2024年1月31日関東財務局長に提出

第39期第1四半期(自 2021年10月1日 至 2021年12月31日)

2025年1月31日関東財務局長に提出

第39期第2四半期(自 2022年1月1日 至 2022年3月31日)

2025年1月31日関東財務局長に提出

第39期第3四半期(自 2022年4月1日 至 2022年6月30日)

2025年1月31日関東財務局長に提出

第40期第1四半期(自 2022年10月1日 至 2022年12月31日)

2025年1月31日関東財務局長に提出

第40期第2四半期(自 2023年1月1日 至 2023年3月31日)

2025年1月31日関東財務局長に提出

第40期第3四半期(自 2023年4月1日 至 2023年6月30日)

2025年1月31日関東財務局長に提出

第41期第1四半期(自 2023年10月1日 至 2023年12月31日)

2025年1月31日関東財務局長に提出

第41期第2四半期(自 2024年1月1日 至 2024年3月31日)

2025年1月31日関東財務局長に提出

第38期第1四半期(自 2021年10月1日 至 2021年12月31日)

2025年2月21日関東財務局長に提出

第38期第2四半期(自 2022年1月1日 至 2022年3月31日)

2025年2月21日関東財務局長に提出

第38期第3四半期(自 2022年4月1日 至 2022年6月30日)

2025年2月21日関東財務局長に提出

(8) 有価証券届出書の訂正届出書

2025年1月31日関東財務局長に提出

2021年2月18日提出の有価証券届出書に係る訂正届出書であります。

2025年1月31日関東財務局長に提出

2022年8月25日提出の有価証券届出書に係る訂正届出書であります。

(9) 半期報告書

2025年5月15日関東財務局長に提出

第42期中(自 2024年10月1日 至 2025年3月31日)

第三部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第四部 【特別情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2025年1月31日

株式会社イメージワン
取締役会 御中

フロンティア監査法人

東京都品川区

指 定 社 員
業 務 執 行 社 員 公認会計士 藤井 幸雄

指 定 社 員
業 務 執 行 社 員 公認会計士 酒井 俊輔

< 財務諸表監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社イメージワンの2023年10月1日から2024年9月30日までの第41期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社イメージワンの2024年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

継続企業の前提に関する重要な不確実性の有無についての経営者による判断の妥当性の評価	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>「第2 事業の状況 3 事業等のリスク (9) 継続企業の前提に関する重要事象等」に記載のとおり、株式会社イメージワン(以下「会社」)は、2019年9月期以降、営業損失を計上する状況が続いている。当事業年度においても営業損失、親会社株主に帰属する当期純損失を計上していることから、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在している。</p> <p>これらの状況を踏まえ、経営者は、当該事象又は状況を解消するための対応策として、主に以下の取り組みを進めることにより、継続企業の前提に関する重要な不確実性は認められないと判断している。</p> <p>1. 安定的な収益力の向上 新規事業の安定的な収益基盤の構築 既存事業の収益力の向上 不採算事業の選別、事業性の判断</p> <p>2. 健全な財務基盤の構築 積極的な資金調達 販売費及び一般管理費の見直しによる経費削減 管理体制の確固たる強化</p> <p>継続企業の前提に関する経営者の評価は、経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することに関する当監査法人の重要な検討対象である。特に、会社が継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められるかどうかを判断するために利用している資金計画は、経営者の主観的な判断や、将来の予測に基づき作成されるため、その計画通りに進捗しないリスクが存在する。そのため、継続企業の評価に関連する経営者の対応策が、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況を解消し、又は改善するものであるかどうか、及びその実行可能性を監査上の主要な検討事項とした。</p>	<p>当監査法人は、継続企業の評価に関連する経営者の対応策が、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況を解消し、又は改善するものであるかどうか、及びその実行可能性を検討するため、主として以下の監査手続を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・継続企業の前提の評価に関連する対応策について、経営者への質問を行った。 ・資金計画の前提となる基礎データの信頼性を検討するため、取締役会で承認された事業計画との整合性を確認し、当該事業計画及び資金計画の実行可能性、並びにこれらの仮定の合理性について経営者へ質問等を実施した。 ・過去の事業計画及び資金計画と実績の乖離状況を把握して、会社が作成した事業計画及び資金計画の精度・信頼性を評価した。 ・会社が作成した事業計画及び資金計画に、会社の見積以上の負荷を加えた検討を行うストレステストを行った。 ・経営者が継続企業の前提に関する評価を行った日の後に入手可能となった追加的な事実又は情報が無いか検討を行った。

前事業年度において識別された全社的な内部統制の開示すべき重要な不備の改善状況及び重要な虚偽表示リスクへの対応	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>前事業年度に会社において、不正な財務報告が判明した。そのため、会社は会社の関連する全社的な内部統制について開示すべき重要な不備が存在すると判断した。</p> <p>会社は、調査報告書の提言も踏まえ、再発防止策を策定し、当事業年度において当該内部統制の不備の是正を行っているが、仮に当事業年度末においてこれらの不備が十分に改善されていない場合、当事業年度の財務諸表に重要な虚偽表示のリスクが高まることになる。</p> <p>そのため、当監査法人は、会社が前事業年度に開示すべき重要な不備があったとした全社的な内部統制に係る内部統制の開示すべき重要な不備の是正状況を慎重に評価することは、当事業年度の財務諸表監査において特に重要であることから、監査上の主要な検討事項とした。</p>	<p>前事業年度の内部統制の開示すべき重要な不備の是正策を理解のうえ、是正状況を評価し、また、関連する重要な虚偽表示リスクに対応するために、以下の監査手続を実施した。</p> <p>(1) 開示すべき重要な不備の再発防止策の理解 内部統制の開示すべき重要な不備の再発防止策の具体的な内容を理解するために、経営者への質問及び関連資料の閲覧を実施した。</p> <p>(2) 開示すべき重要な不備の是正状況の評価 取締役の教育及び選任プロセスの明確化 取締役会議事録を閲覧し、指名委員会が設置されたことを確認するとともに、指名委員会の取締役選任に係る意見書を閲覧し、指名委員会が活動していることを確認した。</p> <p>取締役の教育のための研修の受講実績、研修資料を閲覧し、研修が実施されていることを確認した。</p> <p>リスク管理体制の強化 リスク・コンプライアンス委員会議事録を閲覧しリスク・コンプライアンス委員会への体制変更が行われていることを確認するとともに、リスク・コンプライアンス委員会運用マニュアルを閲覧し、新規事業に対する意思決定のプロセスが明記されていることを確認した。また、リスク・コンプライアンス委員会議事録を閲覧し、新規事業に関して、リスク等について議論され取締役会に報告されていることを確認した。</p> <p>ガバナンスの強化 定時株主総会議事録を閲覧し、新体制へ移行していることを確認するとともに、取締役会議事録を閲覧し、牽制機能を発揮するための体制整備、情報共有の徹底がなされていることを確認した。</p> <p>事業の属人化の防止 人事計画を閲覧するとともに、人事計画に基づいた体制に整備されていることを確認した。</p> <p>全従業員の意識改革 ホームページやポスターにより企業理念、行動指針が策定されていることを確認するとともに、全社的なコンプライアンス意識情勢の取り組みのための研修が行われていることを受講実績、研修資料を閲覧することにより確認した。</p> <p>業務分掌及び決裁権限の見直し 改定後の職務権限表及び職務権限規程を閲覧し、業務分掌及び決裁権限基準が見直されていることを確認した。</p> <p>経営会議の見直し 経営会議規程を閲覧し、社外取締役等が参加する体制になっていることを確認するとともに、経営会議議事録を閲覧し、会議が開催されていることオブザーバーとして社外取締役や内部監査室が会議に参加していることを確認した。</p> <p>内部監査体制の強化 各種議事録を閲覧し、新たに内部監査室を設置され、重要な会議に出席していることを確認するとともに、内部監査室のモニタリング監査が実施されていることを確認した。</p> <p>内部通報制度の見直しと周知 外部通報窓口の設置が設置されていることを確認するとともに、内部通報制度の周知のための研修が実施されていることを受講実績、研修資料を閲覧することにより確認した。</p> <p>関連当事者取引の制限 リスク・コンプライアンス委員会議事録を閲覧し、関連当事者に該当するかの審議が行われていることを確認した。</p>

	<p>再発防止策の遵守状況に関するモニタリング 取締役会議事録、経営会議議事録を閲覧し、再発防止策の遵守状況及びリスク・コンプライアンス委員会からの提言が報告されていることを確認した。 経営責任等の明確化について 取締役会議事録を閲覧し、不適切な会計処理等に関与した役職員への責任追及を実施していることを確認した。</p> <p>(3) 実証手続の実施 当監査法人は、売上高について当事業年度の期首から内部統制に依拠できないとし、当事業年度において、売上の取消仕訳を行っている取引を除いたすべての売上高の計上金額及び計上時期の適切性及び承認の有無を確かめるために、注文から納品ないし作業完了に至るまでに作成される証憑と照合するとともに、適切な権限者による承認を受け、取引の確認が行われているかを確認した。</p>
--	--

固定資産の減損損失に関する不適切な会計処理	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>会社は、鹿児島県霧島市に所在する建物付き土地(以下「当該案件」という。)の固定資産評価に係る2020年9月期における会社の会計処理に関して、外部機関より会計処理の一部に疑義があるとの指摘があり、社内で検討を行った結果、当該案件の期末評価額に関する事実関係及びその他の不適切な会計処理の確認、並びにその他の資産評価等の妥当性及び適正性の確認を目的として、社内メンバーによる自主点検チームを組成し自主点検(以下「本自主点検」という。)を実施することとした。本自主点検の結果、当該案件における減損損失の計上時期、本社及び他の地方事務所における敷金に係る減損損失の計上額並びに計上時期及び仕掛販売用不動産に係る評価損の計上時期に、不適切な会計処理等の事実が判明した。</p> <p>このため、会社は過年度の決算を訂正し、2020年9月期から2023年9月期の有価証券報告書、2022年9月期の第1四半期から2024年9月期第2四半期までの四半期報告書について、訂正報告書を提出した。</p> <p>これらの不適切な会計処理が網羅的に把握され、適切に修正処理され、財務諸表等の開示内容が適切に訂正されているかどうかを確かめるためには、不適切な会計処理の内容及び発生原因、当該不適切な会計処理が行われている範囲及び類似した事象の有無、関連する他の勘定科目や開示への影響等を慎重に検討する必要がある。</p> <p>このため、当監査法人は当該事項を監査上の主要な検討事項に該当するものと判断した。</p>	<p>当監査法人は、不適切な会計処理の内容及び発生原因、類似案件の有無を確かめるため、自主点検チームの作成した自主点検報告書を閲覧し、主に以下の点について評価を行った。</p> <p>(1) 自主点検チームによる自主点検の妥当性の検討 不適切な会計処理が網羅的かつ適切に把握されているかどうかを確かめるため、自主点検チームの作成した自主点検報告書の信頼性を以下の観点で検討した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自主点検チームメンバーの能力、独立性及び業務の客観性 ・自主点検チームが行った調査の範囲、実施した手続、調査結果、結論及びその根拠 <p>(2) 会計処理の修正に関する検討 会社の会計処理について、自主点検チームによる自主点検の結果に基づき必要な修正処理が網羅的かつ正確に行われていることを検討した。</p> <p>(3) 自主点検チームによって実施された手続に加え、実施した監査手続 類似の不適切な会計処理による重要な虚偽表示が存在しないことを確かめるため、以下の手続を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・重要な虚偽表示の発生している領域が本事案以外にないことを確かめるため、自主点検チームの点検結果について再実施を行った。 ・デジタル・フォレンジック調査について、対象の網羅性、データ保全及び抽出プロセスの適切性、キーワードの妥当性、検出された重要事項の有無及び対応結果を評価した。

メディカルシステム分野及びエネルギー分野における収益認識の妥当性（売上高の実在性及び正確性並びに期間配分の適切性）	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>会社は、ヘルスケアソリューション事業において、主に「PACS」の販売及び保守等を行う「メディカルシステム分野」及び主に医療商材の仕入販売等を行う「メディカルサプライ分野」、地球環境ソリューション事業において主に太陽光発電所の仕入販売等を行う「エネルギー分野」、三次元画像処理ソフトウェアの販売等を行う「GEOソリューション分野」等を成長戦略の柱としている。このため、当該事業の業績の良否が経営者及び投資家にとって最大の関心事になると想定される。</p> <p>当事業年度の売上高は、「メディカルシステム分野」における「PACS」等の販売及び「エネルギー事業」における太陽光発電所及び風力発電所の売却が大部分を占めている。これらの販売取引は、処理される取引件数は膨大ではないものの、少数の大口顧客に対する取引金額が収益計上額の全体に比べて多額となっている。</p> <p>会社は重要な経営指標の一つとして売上高を掲げていることから、「メディカルシステム分野」及び「エネルギー分野」の売上高は経営者及び財務諸表利用者にとって重要な経営指標である。</p> <p>また、前事業年度に会社において、不正な財務報告が判明した。そのため、会社は会社の関連する全社的な内部統制について開示すべき重要な不備が存在すると判断した。</p> <p>以上より、当監査法人は当該事業に係る売上高の実在性、正確性、期間配分の適切性は監査上、慎重な検討が必要であるため、特に重要であり監査上の主要な検討事項に該当するものと判断した。</p>	<p>当監査法人は、「メディカルシステム分野」及び「エネルギー分野」における売上認識の適切性を検証するため、主に以下の監査手続を実施した。</p> <p>(1)内部統制の評価 売上計上の要否判定に係る重要な虚偽表示リスクに対応するための内部統制を理解し、その整備・運用状況の有効性を評価した。</p> <p>(2)当該事業における売上高の実在性・正確性についての検討 ・当監査法人は、売上高について当事業年度の期首から内部統制に依拠できないとし、当事業年度において、売上の取消仕訳を行っている取引を除いたすべての売上高の計上金額及び計上時期の適切性及び承認の有無を確かめるために、注文から納品ないし作業完了に至るまでに作成される証憑と照合するとともに、適切な権限者による承認を受け、取引の承認が行われているかを確認した。 ・当該事業における売上取引より金額的重要性に基づきサンプルを抽出し、請求書、検収書、入金証憑等の関連証憑と突合を実施することで取引の実在性を確認した。 ・当該事業における売上債権について金額的重要性に基づきサンプルを抽出し、取引先への残高確認手続の実施及び差異分析を実施した。 ・決算月の翌月の売掛金の入金について、入金証憑を閲覧し、入金予定の売掛金が滞留していないかどうかを検証した。 ・取引が適切な時期に計上されていることを確認するため、期末日前後の取引について証票突合を実施した。</p>

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査等委員会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

< 内部統制監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社イメージワンの2024年9月30日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、株式会社イメージワンが2024年9月30日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

内部統制報告書に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査等委員会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。
- ・ 財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。
- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

< 報酬関連情報 >

当監査法人及び当監査法人と同一のネットワークに属する者に対する、当事業年度の会社の監査証明業務に基づく報酬及び非監査業務に基づく報酬の額は、「提出会社の状況」に含まれるコーポレート・ガバナンスの状況等（3）【監査の状況】に記載されている。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1 上記の監査報告書の原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
2 XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間財務諸表に対する期中レビュー報告書

2025年5月15日

株式会社イメージワン
取締役会 御中

フロンティア監査法人

東京都品川区

指定社員
業務執行社員 公認会計士 藤 井 幸 雄

指定社員
業務執行社員 公認会計士 酒 井 俊 輔

監査人の結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社イメージワンの2024年10月1日から2025年9月30日までの第42期事業年度の中間会計期間(2024年10月1日から2025年3月31日まで)に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間キャッシュ・フロー計算書及び注記について期中レビューを行った。

当監査法人が実施した期中レビューにおいて、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社イメージワンの2025年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に準拠して期中レビューを行った。期中レビューの基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して中間財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した期中レビューに基づいて、期中レビュー報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に従って、期中レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析のその他の期中レビュー手続を実施する。期中レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認

められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、中間財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、期中レビュー報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、期中レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した期中レビューの範囲とその実施時期、期中レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記の期中レビュー報告書の原本は当社(半期報告書提出会社)が別途保管しております。
2. XBRLデータは期中レビューの対象には含まれていません。